

『陔餘叢考』訓譯卷五

の八人（五十音順）である。
平成十五年季秋

識於黃虎洞

中林史朗

【原文】
1 史記一

今回は、大學創立八十周年記念號でもあり、昨年に引き續き卷五全編（從一至二十二）を、登載させて頂く事とした。

二十一世紀の大學生教育を模索思考する中で、學部・學科の構造改革は、今や避けて通れぬ緊急重大事となつており、我が學科も着實に歩みを前に進めている。

筆者などは、ただ溜息を吐きながら右往左往するだけであるが、若い院生や學部生の諸君が、日々訓讀に研鑽し着實に力量を伸ばしてくれている事は、將來に向けての樂しみな光明の一筋である。

この卷五を擔當された諸氏は、飯田智子（本學科研究補助員）・大湯健兒（學部四年）・河井義樹（博士三年）・桑瀬明子（本學非常勤講師）・齋藤昭敏（修士二年）・關清孝（博士二年）・田中良明（修士一年）・沼尻俊裕（博士三年）

班彪謂司馬遷序帝王則曰本紀公侯傳國則曰世家卿士特起則曰列傳是蓋以本紀世家列傳爲史遷創例然文心雕龍云遷取式呂覽著本紀以述皇王則遷之作紀固有所本矣今按呂覽十二月紀非專述帝王之事而史記大宛傳贊則云禹本紀言河出崑崙高五百里又云禹本紀及山海經所有怪物予不敢言之也是遷之作紀非本於呂覽而漢以前別有禹本紀一書正遷所本耳又衛世家贊云予讀世家言云云則遷之作世家亦有所本非特創也惟列傳敘事則古人所無古人著書凡發明義理記載故事皆謂之傳孟子曰於傳有之謂古書也左公穀作春秋傳所以傳春秋之旨也伏生弟子作尙書大傳孔安國作尙書傳所以傳尙書之義也大學分經傳韓非子亦分經傳皆所以傳經之意也故孔穎達云大率秦漢之際解書者多名爲傳又漢世稱論語孝經并謂之傳漢武謂東方朔云傳曰時然後言人不厭其言東平王與其太師策書云傳曰陳力就列不能者止成帝賜翟方進書云傳曰高而不危所以長守貴也是漢時所謂傳凡古書及說經皆名之非專以敘一人之事也其專

以之敘事而人各一傳則自史遷始而班史以後皆因之然則本紀世家非遷所創而列傳則創自遷耳叔皮乃以爲皆遷創例何耶又遷書名史記亦有所本古者左史記言右史記事孔子世家所謂因史記作春秋是也

【書き下し】

史記一

班彪「司馬遷 帝王を序するには則ち本紀と曰ひ、公侯の傳國には則ち世家と曰ひ、卿士の特起には則ち列傳と曰ふ」と謂ふ。是れ蓋し本紀・世家・列傳を以て史遷の創例と爲す。然れども文心雕龍に「遷は式を呂覽に取り、本紀を著し以て皇王を述ぶ」と云へば、則ち遷の紀を作るは固より本づく所有り。今按するに呂覽の十二月紀は帝王の事を専述するに非ずして史記の大宛傳の贊に則ち「禹本紀に『河は崑崙より出づ。高さ五百里』」と云ひ、又た「禹本紀及び山海經に有る所の怪物は、予敢て之を言はざるなり」と云ふ。是れ遷の紀を作るは呂覽に本づくに非ずして漢以前別に禹本紀なる一書有り、正に遷の本づく所なるのみ。又た衛世家の贊に「予世家の言を讀む云々」と云はば、則ち遷の世家を作るも亦た本づく所有りて特創に非ざるなり。

惟だ傳を列ね事を敘ぶるは、則ち古人の無き所なり。古人の著書は凡そ義理を發明し故事を記載するは、皆之を傳と謂ふ。孟子に「傳に於て之有り」と曰ふは、古書を謂ふなり。左・公・穀 春秋の傳を作るは、春秋の旨を傳ふる所以なり。伏生の弟子 尚書大傳を作り、孔安國 尚書傳を作るのは尚書の義を傳ふる所以なり。大學 經傳を分かち、韓非子も亦た經傳を分かつは、皆經の意を傳ふる所以なり。故に孔穎達「大率 秦漢の際書を解する者、多く名づけて傳と爲す」と、又た「漢の世 論語・孝經を稱するに并にして其の太師に策書を與へて『傳に曰く、力を陳べ列に就き、能はざれば止む』と云ひ、成帝 翟方進に書を賜ひて『傳に曰く、高くして危からず、長く貴を守る所以なり』と云ふ」と云ふ。是れ漢の時の所謂傳なり。凡そ古書及び說經皆之を名づく。専ら一人の事を敘するを以てするに非ざるなり。其の専ら之を以て事を敘べて人各一傳とするは、則ち史遷より始まりて班史以後皆之に因る。然らば則ち本紀・世家は遷の創る所に非ずして、列傳は則ち創ること遷よりするのみ。叔皮乃ち以て皆遷の創例と爲すは何ぞや。又た

遷の書に史記と名づくるも亦た本づく所有り。「古者左史言を記し、右史事を記す」と。孔子世家の所謂「史記に因り春秋を作る」は、是れなり。

【語注】

○班彪……班彪、字は叔皮。後漢、安陵の人。班固等の父。『後漢書』列傳第三十上 班彪傳に傳有り。司馬遷、字は子長。前漢、龍門に生れる。武帝の時の太史令、中書令となる。『漢書』卷六十二 司馬遷傳に傳有り。○文心雕龍に……

『文心雕龍』書名。十卷。齊の劉勰の撰。文學理論書。卷四史傳第十六に「故取式呂覽、通號曰紀、紀綱之號、亦宏稱也。故本紀以述皇王、列傳以總侯伯、八書以鋪政體、十表以譜年爵」と有る。○呂覽——書名。二十六卷。秦の呂不韋の撰。又は『呂氏春秋』という。十二紀・八覽・六論からなり、『呂覽』の稱は八覽による。二つの書名については『呂氏春秋集釋』の孫人和の序に「十二紀初爲一部、蓋以秦勢疆大。行將一統、故不韋延集賓客、各據所聞、撰月令、闡圓道、證人事、載天地陰陽四時日月星辰五行禮義之屬。名曰春秋、欲以定天下、施政教、故以序意殿其後焉。八覽八論自可別行、遂沿用春秋之名」と有る。○禹本紀に……

『史記』卷一百一十三 大宛列傳に「禹本紀言、河出崑崙。崑崙其高三千五百餘里」と有る。○禹本紀及び……『史記』卷一百二十三 大宛列傳に「至禹本紀・山海經所有怪物、余不敢言之也」と有る。○予世家の……『史記』卷三十七衛康叔世家に「余讀世家言、至於宣公之太子以婦見誅、弟壽爭死以相讓」と有る。○傳に於て之……『孟子』梁惠王下。○伏生の弟子……伏生、名は勝。字は子賤。世に伏生と稱される。秦の博士。漢の文帝の時、年九十餘。濟南で尙書を傳えた（所謂今文尙書）。『史記』卷一百二十一儒林列傳・『漢書』卷八十八儒林傳に傳有り。『尚書大傳』書名。伏生の撰と題するが、『漢書藝文志攷證』卷一に、「鄭康成注其序曰、伏生至孝文時年且百歲、歐陽生・張生從學焉：伏生終後、數子各論所聞：又特撰其大義因經屬指、名之曰傳」と有り、『四庫全書總目提要』にはこれを引いた後に「此傳乃張生・歐陽生所述、特源出於勝爾、非勝自撰也」と有る。○孔安國 尚書……孔安國、字は子國。前漢、曲阜の人。武帝の末、孔子の舊宅から出た古文尙書を今文で読み傳えた（所謂古文尙書）。『史記』卷一百二十儒林列傳・『漢書』卷八十八儒林傳に傳有り。『尚書』の傳を作ったといわれるが、今傳るのは後人の偽撰。○大學

經傳を…—『大學』書名。一卷。もとは『禮記』第四十一篇。南宋の朱熹が文章の順序を変え、格物致知の解を補う等して經一章、傳十章に分けた。『韓非子』書名。二十卷。卷第九内儲說上第三十・卷第十内儲說下第三十一・卷第十一外儲說左上第三十二・卷第十一外儲說左下第三十三・卷第十三外儲說右上第三十四・卷第十四外儲說右下第三十五は、文の途中に「右經」と記し、次いで「說」を記す。

○孔穎達：—孔穎達、字は仲達。隋冀州衡水の人。唐になって國子博士、太子右庶子兼國子司業、國子祭酒・東宮侍講となる。『舊唐書』卷七十三、『新唐書』卷一百九十八儒學上に傳有り。『尚書』の序の疏に「漢武帝謂東方朔云、傳曰時然後言人不厭其言。又漢東平王劉雲與其太師策書云、傳曰陳力就列不能者止。又成帝賜翟方進策書云、傳曰高而不危所以長守貴也。是漢世通謂論語孝經爲傳也」又、「大率秦漢之際多名爲傳」と有る。○漢武—漢の武帝。景帝の子。名は徹。『漢書』卷六武帝紀に傳有り。○東方朔—字は曼倩。平原厭次の人。武帝の時、常侍郎に任せられ、諧謔を以って仕えた。『漢書』卷六十五東方朔傳に傳有り。

○時にして然：—『論語』憲問第十四。○東平王—孔穎達の『尚書』の序の疏に「漢東平王劉雲」とあれば、宣帝の

子、東平思王宇の子、煬王雲。哀帝の時、誅される。『漢書』卷八十宣元六王傳に傳有り。○力を陳べ列：—『論語』季氏第十六。○成帝—漢の元帝の子。名は驁。『漢書』卷十成帝紀に傳有り。○翟方進—前漢、上蔡の人。字は子威。成帝の時、丞相となり、災異の責任をとつて殺される。『漢書』卷八十四翟方進傳に傳有り。○高くして危：—『孝經』諸侯第二。○古者左史：—『漢書』卷三十藝文志第十に「古之王者世有史官、君舉必書。所以慎言行、昭法式也。左史記言、右史記事、事爲春秋、言爲尚書」とあり、又『禮記』玉藻に「動則左史書之、言則右史書之」と有る。○史記に因り…—『史記』卷四十七孔子世家。

【現代語譯】

班彪は「司馬遷が帝王を述べるにあたっては本紀といい、公侯が傳えた國については世家といい、卿士の特別な事跡についてには列傳という」といっている。これは多分に本紀・世家・列傳を司馬遷の獨創的な形式と考えているのである。しかし『文心雕龍』に「司馬遷は形式を呂覽に取つて、本紀を著し皇王をのことと述べた」と言つていれば、つまり司馬遷が本紀を作ったのはもともと依據するものがるので

ある。今考るに『呂覽』の十二月紀は帝王の事だけを述べてゐるのではない、『史記』大宛傳の贊に『禹本紀』は『河は崑崙より出でる。高さは五百里』といい、又た『禹本紀』と『山海經』に載せてゐる怪物については、わたくしは敢えてこれを言わない」といつてゐる。つまり司馬遷が本紀を作つたのは、『呂覽』に基づいたのではなく、漢以前に別に『禹本紀』という本があり、それこそが司馬遷の基づいたものなのである。又た衛世家の贊に「わたしが世家の言を讀んで云々」と言つていれば、つまり司馬遷が世家を作つたのも、また基づいたものがあり、特別に新しくつくつたものではないのである。ただ傳記を列べ出來事を敍べることは、古人にその様な事例は無い。古人の著書は、大抵ものごとの道理をはじめて考えだしたり故事を載せたものには、すべてこれを傳といつた。『孟子』に「傳にはそつあります」といつてゐるのは、古書をいつている。左丘明・公羊高・穀梁赤が『春秋』の傳を作つたのは、春秋の意味を傳えるためである。伏生の弟子が『尙書大傳』を作り、孔安國が『尙書傳』を作つたのは『尙書』の意味を傳えるためである。『大學』が經と傳とを分け、『韓非子』もまた經と傳とを分けたのは、ともに經の意味

を傳えるためである。故に孔穎達は「おおよそ秦漢の時に『書』を解説する者は、多くは名づけて傳とした」、又た「漢の時代『論語』・『孝經』を呼ぶにも傳といった」、「漢の武帝が東方朔にむかって『傳に、言わなければいけないときに言えば、人はその發言をうるさく感じないとある』といい、東平王がその太師に策書を與えて『傳に、力の限りを出し盡くして職に就き、それができなければ辭職せよとある』といい、成帝が翟方進に手紙を與えて『傳に、高い身分で危険で無いというのは、長く貴いことを守つていい身分であるとある』といつた」という。これが漢の時代にいう傳である。大抵、古書や說經に傳と名づけ、専ら一人の事跡を敍べたものではない。そもそも専ら傳という名稱で事跡を述べて、人ごとに一傳としたは、司馬遷から始まつて班固以後は皆これによつたのである。そうであるならば、本紀・世家は司馬遷が作ったものではないが、列傳は司馬遷の獨創にはじまるのである。班叔皮がすべて司馬遷の獨創と考えたのは何故であろうか。又た司馬遷の本に史記と名づけるのにも典據がある。「古には左史は言葉を記し、右史は事跡を記す」(といい)、孔子世家の所謂『史記』によつて『春秋』を作る』というのが、これであ

る。

(田中 良明)

以前は「舜」と稱し、位に即くの後、九官を分命するには、即ち「帝曰く」と稱す。古時 樸畧なりと雖も、而れども史筆の謹嚴なること此の如し。九官を分命するの前、初めは「四岳に咨ふ」に、尙ほ一の「舜曰く」なる者有るは、正にして下文の「帝曰く」の例を起すなり。此の帝は乃ち舜を謂ふなり。又顧命に、康王未だ位に即かざる以前は「子釗」と稱し、位に即くの後は即ち「王」と稱すは、亦是れ此の例なり。

【原文】 2 史記二

史記高祖本紀先總敘高祖一段及述其初起事則稱劉季得沛後稱沛公王漢後稱漢王即帝位後則稱上後代諸史皆因之其實此法於舜典未即位以前稱舜即位之後分命九官即稱帝曰古時雖

樸畧而史筆謹嚴如此分命九官之前初咨四岳尙有一舜曰者正

以起下文帝曰之例謂此帝乃舜也又顧命康王未即位以前稱子
釗即位後即稱王亦是此例

【語注】

○舜典—『尙書』の一篇。舜が禹・臯陶を用いて、堯の政治を補佐した事蹟を載せる。○九官—政治を司った九つの官。司空・后稷・司徒・士・共工・虞・秩宗・典樂・納言。

○四岳に…『尙書』舜典に「舜曰、咨四嶽。有能奮庸、熙帝之載、使宅百揆、亮采惠疇。僉曰、伯禹作司空。帝曰、史記高祖本紀に、先づ高祖の一段を總敘し、其の初めて事を起こすを述ぶるに及び、則ち「劉季」と稱す。沛を得るの後は「沛公」と稱し、漢に王たるの後は「漢王」と稱し、帝位に即くの後は則ち「上」と稱す。後代の諸史、皆之に因る。其の實此の法は舜典に本づく。未だ位に即かざる

【書き下し】 史記二

○舜典—『尙書』の一篇。舜が禹・臯陶を用いて、堯の政治を補佐した事蹟を載せる。○九官—政治を司った九つの官。司空・后稷・司徒・士・共工・虞・秩宗・典樂・納言。○四岳に…『尙書』舜典に「舜曰、咨四嶽。有能奮庸、熙帝之載、使宅百揆、亮采惠疇。僉曰、伯禹作司空。帝曰、

禹。咨禹。汝平水土。惟時懋哉」と有る。○顧命に「『尙書』顧命に「今天降疾。殆弗興弗悟。爾尙明時朕言。用敬保元子釗、弘濟于艱難、柔遠能邇、安勤小大庶邦。…越翼日乙丑、王崩」と有る。

『史記』高祖本紀では、先ず高祖のひとくぎりを述べ、（次に）高祖が事を起こすことを述べる段階に及んで、「劉季」と稱した。沛の町を得た後では「沛公」と稱し、漢に王となつてからは「漢王」と稱し、帝王の位についた後では「上」と稱した。後世の諸々の歴史書も、すべてこの呼び方に倣つてゐる。實際、これは舜典に基づくものである。

即位以前は「舜」と稱し、即位後、九人の大臣を任命するにあたつては、「帝曰く」と稱した。昔は單純素朴である

とはいゝ、このように史官の記述はおごそかなものなので

ある。九人の大臣を任命する前、初めは「四獄に尋ねる」のに、とりわけ「舜曰く」という一語を加えているのは、まさしく下文にある「帝曰く」という語を導くためのものである。この帝とは舜のことを指している。また顧命に、康王の即位以前を「子釗」と稱し、即位後を「王」と稱しているのは、これもまたこの一例である。

(河井 義樹)

【書き下し】

史記三

孔子無公侯之位而史記獨列於世家列尊孔子也凡列國世家與孔子毫無相涉者亦皆書是歲孔子相魯孔子卒以其繫天下之重輕也其傳孟子雖與荀卿騶忌等同列然敘忌等尊寵處卽云豈與仲尼菜色陳蔡孟軻因於齊梁同乎哉又云衛靈公問陣孔子不答梁惠王謀攻趙孟子稱太王去邠豈有意阿世苟合而已哉皆以孔子孟子並稱是尊孟子亦自史遷始也

孔子に公侯の位無し。而るに史記獨り世家に列するは孔子を尊べばなり。凡そ列國の世家と孔子とは毫に相ひ涉る者無きも、亦た皆「是の歳、孔子 魯に相たり」・「孔子 卒す」と書するは、其の天下の重輕を繋ぐる以てなり。其の孟子を傳にするは、荀卿・騶忌等と列を同くすと雖も然れども忌等の尊寵する處を敍ぶるに即ち云ふ「豈に仲尼 陳・蔡に菜色し、孟軻 齊・梁に因しむと同じからんや」と。又云ふ、「衛の靈公 陣を問ふも、孔子は答へず。梁の惠王趙を攻むを謀るも、孟子は太王の邠去りしを稱す。豈に世に阿リ苟くも合するに意有るのみならんや」と。皆孔子・

孟子を以て並稱す。是れ孟子を尊ぶも亦た史遷自り始まる
なり。

と有る。

【語注】

○是の歲……『史記』卷三十一吳太伯世家に「十五年、孔子相魯」・卷三十九晉世家に「十二年、孔子相魯」・卷四十四魏世家に「其後十四歲而孔子相魯」と有る。○孔子卒す——『史記』卷三十三魯周公世家に「十六年、孔子卒」・卷三十四燕召公世家に「十四年、孔子卒」・卷三十六陳杞世家に「是歲、孔子卒」・卷三十九晉世家に「二十三年、孔子卒」と有る。○豈に仲尼……『史記』卷七十四孟子荀卿列傳に「豈與仲尼菜色陳蔡、孟軻困於齊梁同乎哉」と有る。○衛の靈公……『史記』卷七十四孟子荀卿列傳に「故武王以『義伐紂而王、伯夷餓不食周粟。衛靈公問陳、而孔子不答。梁惠王謀欲攻趙、孟軻稱大王去邪此豈有意阿世俗苟合而已哉』と有る。又『論語』衛靈公篇に「衛靈公問陳於孔子。孔子對曰、俎豆之事則嘗聞之矣。軍旅之事未之學也」と有る。○梁の惠王……『孟子』梁惠王下に「滕文公問曰、齊人將築薛、吾甚恐如之何則可。孟子對曰昔者大王居邠狄人侵之去之岐山之下焉」

【現代語譯】

孔子に公や侯の位は無い。それなのに『史記』が世家に入れているのは孔子を尊んでいるからである。大概列國の世家と孔子とは關係することはないが、「是の歲、孔子が魯の宰相になった」や「(この年に)孔子が死んだ」と記すのは天下の重輕に關係させているからである。孟子を列傳に記すには、荀卿・騶忌等と同列にあつかっているが、そうであっても忌等の尊寵する處を敍述する際に「どうして仲尼が陳と蔡に(圍まれたために)飢え、孟軻が齊と梁で苦しんだことと同じことがあらうか」とい、また「衛の靈公が陣について質問したが、孔子は答へなかつた。梁の惠王が趙を攻ることを計畫したが、孟子は(昔、周の)太王(古公亶父)が(狄人を避けて)邠を去つたことを稱贊した。このことはどうして世間にへつらい迎合することに考えがあつただけであろうか」ともいつてゐる。(これらのこととは孟子を尊んだのも司馬遷から始まつたことを示しての記述は)全て孔子と孟子とを並べて稱贊している。この

西及漢高先入關者王之之舊約而畧不瞻徇是其智畧信義亦有足稱者非劉聖公輩所可及也自當專立一傳乃史記逸之豈以其事附見項羽諸傳中故不復敍耶然律以史法究未協也班史但改陳勝項羽爲列傳而懷王心亦遺之終屬疎漏後漢書列更始諸傳明史列韓林兒郭子興諸傳較爲周密矣

【原文】

4 史記四
史記淮陰侯傳全載刪通語正以見淮陰之心乎爲漢雖以通之說喻百端終確然不變而他日之誣以反而族之者之冤痛不可言也

班書則韓信傳盡刪通語而另爲通作傳以此語敍入通傳中似乎詳簡得宜矣不知刪通本非必應立傳之人載其語於淮陰傳則淮陰之心跡見而通之爲辨士亦附見史遷所以不更立刪通傳正以明淮陰之心兼省却無限筆墨班掾則轉因此語而特爲通立傳反畧其語於韓信傳中是舍所重而重所輕且開後世史家一事一傳之例宜乎後世之史日益繁也又如冒題遺呂后書至穢蓼史記不載爲本朝諱也班書則觀縷述之并報書之醜惡亦詳錄不遺其無識更甚遷之優於固豈特在文字間也惟史記不立楚懷王孫心傳殊爲缺筆陳涉已世家矣項羽已本紀矣心雖起牧羊然漢高與項羽嘗北面事之漢高之入關實奉其命以行後又與諸侯王共尊爲義帝而漢高之擊項羽也并爲之發喪則心固當時共主且其人亦非碌碌不足數者因項梁敗於定陶卽并項羽呂臣軍自將之因宋義預識項梁之將敗卽拜爲上將軍因項羽殘暴卽令漢高扶義而墨を省却せんとすればなり。班掾は則ち轉此の語に因りて

【書き下し】

史記四

史記淮陰侯傳^{*} 全て刪通の語を載す。正にして淮陰の心たるや漢の爲にし、通の説喻百端を以てすと雖も、終に確然として變へずして、他日の誣は反をしてして族せられし者の冤痛の言ふべからざるを見すなり。班書は則ち韓信の傳には盡く通の語を刪りて另に通の爲に傳を作り、此の語を以て通の傳中に敍入するは詳簡宜しきを得たるに似たり。

知らず、刪通本必ずしも應に傳を立つべきの人には非ずして其の語を淮陰傳に載すれば則ち淮陰の心跡は見はれて通の辨士爲るも亦た附見す。史遷の更には刪通の傳を立てざる所以は、正にして淮陰の心を明らかにし、兼ねて無限の筆

特に通の爲に傳を立て、反て其の語を韓信の傳中に畧す。

是れ重き所を舍てて軽き所を重じ、且つ後世の史家の一事一傳の例を開く。宜なるかな、後世の史、日々益々繁なるや。又冒題の呂后に書を遺るが如きは至つて穢穢にして史記の載せざるは本朝の爲に諱み、班書は則ち観縷之を述べ、報書の醜惡を并せ亦た詳錄して遺てざるは其の無識なること更に甚だし。遷の固より優ること豈に特だ文字の間に在るのみならんや。惟だ史記 楚懷王が孫心の傳を立てざるは、殊に缺筆たり。陳勝は已に世家として項羽も已に本紀たり。心 牧羊より起ると雖も然れども漢高と項羽とは嘗て北面して之に事へ、漢高の關に入るは實に其の命を奉じ以て行く。後又諸侯王と共に尊び義帝と爲す。而して漢高の項羽を擊つや、并せて之が爲に喪を發するは則ち心は固より當時の共主たればなり。且つ其の人たるも亦た碌碌として數ふるに足らざる者に非ず。項梁の定陶に敗るるに因り即ち項羽・呂臣の軍を并せ自ら之を將る、宋義の預め項梁の將に敗れんとするを識るに因り即ち拜して上將軍と爲し、項羽の殘暴に因り即ち漢高をして義に扶りて西せしむ。漢高の先に關に入り羽の強兵を以て繼ぎ至るに及び、亦た滅秦の功に居り、人をして心に報せしむるも心仍て先

に關に入る者を之に王たるの舊約を守りて畧ば瞻徇せず。

是れ其の智畧信義も亦た稱するに足る者有りて、劉聖公の輩の及ぶべき所に非ざるなり。自ら當に専ら一傳を立てるべきも乃るに史記之を逸するは豈に其の事項羽の諸傳中に附見するを以ての故に復た敍せざるか。然れども律するに史法を以てすれば究に未だ協はざるなり。班書但だ陳勝・項羽を改め列傳と爲すも、懷王心も亦た之を遺すは終に疎漏に屬す。後漢書 更始の諸傳に列し、明史 韓林兒・郭子興の諸傳に列す。較周密と爲す。

【語注】

○淮陰侯——韓信の封號。淮陰の人。漢の高祖劉邦の功臣。『史記』卷九十三・『漢書』卷三十四に傳有り。○蒯通——漢、范陽の人、名は徹。武帝の諱を避けて通という。楚漢の際の辨士。『漢書』卷四十五に傳有り。○冒題——題は頓に作る。前漢初期の匈奴の單于。『史記』百十卷に傳有り。○呂后——漢の高祖の皇后。『史記』卷九・『漢書』卷三に本紀有り。冒頓が呂后に遺った書の文面については『漢書』卷九十四上匈奴傳に「孤債之君、生於沮澤之中、長於平野牛馬之域、數至邊境、願遊中國。陛下獨立、孤債獨居。兩主

不樂、無以自虞、願以所有、易其所無」と有る。○楚懷王が孫——戰國時代の楚の末裔。討秦の際、項羽・劉邦等の主となり、秦を亡ぼしてから義帝と稱したが、項羽の命により黥布に殺された。事は『史記』卷七項羽本紀等に見える。

○陳勝——秦、陽城の人、字は涉。秦の二世皇帝のとき吳廣とともに兵を擧げ陳に據つて王を稱し張楚と號した。王を稱すること六ヶ月にして御者莊賈に殺される。『史記』卷四十八・『漢書』卷三十一に傳有り。

○項羽——秦、下相の人、名は籍、字は羽。吳中に難を避け一世皇帝のときに叔父の項梁と兵を起す。項梁が敗死してからは項羽がその軍を領して秦と戦い、諸侯の軍を率いて關に入り、自立して西楚の霸王と稱す。漢の高祖劉邦と天下を争い垓下に圍まれ烏江にいたって自刎して死ぬ。『史記』卷七・『漢書』卷三十一に傳有り。

○項梁——項羽の叔父。定陶で秦軍に破れて死ぬ。○宋義——項梁に従つて秦を伐つ。項梁の敗北を豫言し、項梁の敗死後、上將軍となり趙を救いに行くも、留まつて進まなかつたために項羽に斬り殺された。○劉聖公——漢の人、名は玄、字は聖公。光武帝の族兄。光武等と起兵し王莽を破つて長安に入る。後、赤眉軍が長安に入ったため降つたが殺された。『後漢書』列傳一に傳有り。

○更始——

【現代語譯】

『史記』の淮陰侯傳には蒯通の言説を全て載せている。正しくそれは淮陰侯の心は漢にあり、蒯通がいかに說得しても最後まで（考えを）變えず、後日の誣告が謀反の嫌疑によって族滅されたものの口にできない怨み哀しみを示したものである。『漢書』の場合は、韓信の傳には盡く蒯通の言説を刪り、別に蒯通の爲に傳を作り、この言説を蒯通の傳中に敘入したのは詳簡で場を得たことのようであるが、そもそも蒯通はもともと必ずしも傳を立てなければならぬような人物ではなく、その言説を淮陰傳に載せたことでも淮陰侯の心跡が表れ、蒯通が辨士であることも附見したの

先の劉聖公が天子を稱したときの年號、轉じて劉聖公の別名となる。○韓林兒——元末の人、白蓮教の指導者韓山童の子。劉福通に迎えられ、立つて國を宋と號した。張士誠の部下呂珍に安豐に圍まれていたところを朱元璋に救われ、朱元璋が吳王を稱した二年後に卒した。『明史』百二十二に傳有り。

○郭子興——元末、鳳陽定遠の人。白蓮教の亂に濠州で呼應した。朱元璋は始め郭子興軍に參加した。韓林兒と同じく『明史』卷百二十二に傳有り。

である。司馬遷がかねて蒯通の傳を立なかつた理由は正しく淮陰侯の心を明らかにし、合わせて限りない文章を書き抑えようとしたからである。班固の場合はますますこの言説に基づいて特別に蒯通の爲に傳を立て、反対にその言説を韓信の傳中から省略した。これは重要な所を捨て、些細な所を重じたのであり、その上後世の史家の一事一傳の事例を開いたのであれば、もっともなことである、なんと後世の史書がひびいつそうわずらしくなつたことは、又冒頓が呂后に送つた手紙に關してはきわめて穢穢であり、『史記』が記載しないのは漢朝のために諱んだからで、『漢書』の場合は詳しく述べ、報書の醜惡なことを合わせ、また詳しく述べ遺さなかつたのは見識がないことが更に甚だしい。司馬遷が班固より優つているのは單に言葉の問題だけではない。ただしかし『史記』は楚懷王の孫の心の傳を立てなかつたのは殊に缺筆である。陳勝は已に世家とし、項羽も己に本紀とした。心は牧羊から起つたけれども劉邦と項羽とは嘗て北面して心に仕え、劉邦が關に入つたのは實際に其の命令を奉つて行つたのである。後に又（劉邦は）諸侯王と共に（心を）尊んで義帝とした。こうして劉邦が項羽を擊つによんで、（諸侯を）并合して

心の爲に喪を發したのは心がもともと當時の共主であったからである。その上その人柄もまた平凡で數えるに足らないような人物ではなかつた。（例えば）項梁が定陶で敗れたためすぐさま項羽・呂臣の軍を并せて自らこれを率い、宋義が豫め項梁が今にも敗れようとしているのを知つていたことからすぐさま拜して上將軍とし、項羽が殘暴であることからすぐさま劉邦に宋義によりそい征西させた。劉邦が先に關に入り、項羽が強兵を率いて續いて入るに及んで、また滅秦の功績に居て使者を立て心に報告させたが、しかし心はもとのまま先に關に入つた者を關中に王とするという舊約を守り、ほとんど聞き入れなかつた。これというのもその智略信義もまた稱賛するに足る者であつて、劉聖公の輩の及ぶべき所ではないのだ。（それ故に）自ずから當然専ら一傳を立てなければならぬのに『史記』がこれを書かなかつたのは、その事が項羽の諸傳中に附見することによつて一度とは書かなかつたのだろうか。しかし律するに史法をもつてしたならば結局の所、未だかなつていない。『漢書』は但だ陳勝・項羽を改めて列傳としたが、しかし懷王心（の傳）もまた遺しているのは、結局のところ手抜かりである。『後漢書』は更始の諸傳を列し、『明史』は韓

林兒・郭子興の諸傳を列しているのはやや周密である。

(齋藤 昭敏)

【原文】

5 史記五

史記堯紀全取堯典成篇舜紀用舜典及孟子禹紀用禹謨禹貢及孟子其自敘謂擇其言尤雅者故他書不旁及也又如周穆王西巡見西王母之事周本紀不載而於趙造父之御見之亦見繁簡得宜然其中亦多有牴牾者舜紀云父瞽叟愛後妻子常欲殺舜舜順事父及後母與弟下文又云舜冀州之人也父頑母嚚象傲皆欲殺舜其文法不太複乎堯使九男二女事舜在四岳薦舜之後而四岳之薦則以其克諧以孝烝烝又不格姦是其時頑父嚚母傲弟已皆底豫矣豈復有使之完廩浚井謀殺其身分其財奪其妻之事乃徒以孟子書有此語遂曲爲附會則仍未見其能擇也堯旣親睦九族矣據史記所敘世次則舜乃堯之族孫尙在五服之内乃並不收卹而致其陶漁耕稼所謂睦族者安在耶且族中有此聖德之子孫而堯竟不知反待四岳之薦知人則哲之帝堯何至曠曠若此耶左傳自幕至於瞽叟無違命國語幕能帥顓頊者有虞氏報焉則舜之先有名幕者而史記舜本紀無之又左傳少康逃奔有虞虞思妻以二姚

註云思舜之後也則舜之後在夏時有封於虞者左傳舜寘德於遂父爲周陶正武王以元女大姬妻其子胡公則胡公滿之父也而史記陳世家皆不載又如契稷皆帝譽子也契至紂四十三世而稷至文王僅十五世伊尹相湯湯七傳至太戊而伊尹之子陟乃爲太戊相此皆訛舛之顯然者劉知幾謂史記周以上多闊畧無體統秦漢以下始條貫有倫信然蓋上古之事荒遠難稽史冊所乖已殘缺失次而必以意爲貫穿附會之自多窒礙也不特此也劉累以擾龍事孔甲語本荒幻乃載之夏本紀而夏時有窮后羿篡帝相而代其位羿又爲寒浞所殺浞二子澆殪一封於戈夏臣靡起兵滅浞而立少康事見左傳此夏本紀所必當載者乃反無一字僅於吳世家伍子胥語中見之而但云有過氏滅帝相少康奔於有虞以一成一旅中興復位則又遺却后浞篡相一事且左傳羿篡位後帝相尙依斟灌斟鄩及寒浞殺羿因羿室而生澆澆已長大能用兵始伐二斟而滅相相之妻后縉方娠逃歸於有仍生少康少康旣長乃滅浞等則自羿篡位至少康復國凡數十年而本紀但云仲康崩子相立相崩子少康立何也商本紀湯曰吾甚武乃自號曰武王此與尉佗自稱南越武王何以異周本紀武王伐紂紂奔鹿臺自燔武王至其死處自射之三發而後以輕劍擊之以黃鉞斬紂頭懸於太白之旗此雖劉裕朱溫之徒尙不出此而武王爲之乎甫刑謂穆王享國

百年史記謂穆王立五十五年崩左傳晉獻公之子九人國語亦云同出九人惟重耳在而史記晉世家則以爲蕭同叔子爲質而史記則以爲蕭同姪子皆不符合趙武之母莊姬左傳註以爲晉景公姊而史記則以爲成公姊按成公景公父也景公立十七始有殺趙同趙括之事若係成公姊其時當已五六十歲尙能生遺腹子乎吳世家楚邊邑卑梁氏之處女與吳邊邑之處女爭桑二女家怒相滅兩國邊長遂起兵相攻伍子胥傳亦言兩女子爭桑而楚世家則曰吳邊邑卑梁與楚邊邑鍾離小童爭桑一事也而或云女子或云小童且吳世家則以卑梁屬楚楚世家則又以卑梁屬吳又楚世家莊王卽位三年不出號令下令國中敢諫者死伍舉進曰有鳥三年不蜚不鳴何也王曰三年不蜚將冲天三年不鳴鳴將驚人於是誅數百人進數百人而國大治滑稽傳又以爲齊威王卽位荒亂左右莫敢諫淳于髡進曰國中有大鳥三年不蜚不鳴何也王曰不蜚則已蜚則冲天不鳴則已鳴則驚人於是朝諸縣令賞一人誅一人而國大治此又一手所著書而以一事繫之蜚不鳴何也王曰不蜚則已蜚則冲天不鳴則已鳴則驚人於是朝舜紀に「父瞽叟は後妻の子を愛し、常に舜を殺さんと欲す。舜は父及び後母と弟とに順事す」と云ひ、下文に又「舜は冀州の人なり。父は頑に、母は嚚嚚に、象は傲に、皆舜を殺さんと欲す」と云へば、其の文法太だ複ならずや。「堯九男二女をして舜に事へしむ」は、「四岳舜を薦む」の後子傳矣而貨殖傳又列之淳于髡已列孟子荀卿傳矣而滑稽傳又列之此又皆文之失檢者蓋史遷網羅舊聞僅編輯成書未及校勘是以尙多疎悞觀於景武二紀及禮書樂書漢興以來將相年表日是以尙多疎悞觀於景武二紀及禮書樂書漢興以來將相年表日

者龜策列傳三王世家並傳斬列傳俱未卒業元成間褚少孫始補成之則史記本末爲完書也

【書き下し】

史記五

史記の堯紀は、全て堯典を取りて篇を成す。舜紀には舜典及び孟子を用ひ、禹紀には禹謨・禹貢及び孟子を用ふ。其の自ら敍ぶるに「其の言の尤も雅なる者を擇ぶ」と謂ふが故に、他書に旁及せざるなり。又「周の穆王西巡して西王母に見ゆ」の事の如きは、周本紀に載せざるも、「趙造父の御」に於て之を見るは、亦た繁簡の宜しきを得たるを見るなり。然れども其の中にも亦た多く牴牾する者有り。舜紀に「父瞽叟は後妻の子を愛し、常に舜を殺さんと欲す。舜は父及び後母と弟とに順事す」と云ひ、下文に又「舜は冀州の人なり。父は頑に、母は嚚嚚に、象は傲に、皆舜を殺さんと欲す」と云へば、其の文法太だ複ならずや。「堯九男二女をして舜に事へしむ」は、「四岳舜を薦む」の後に在り。「四岳薦む」は、則ち其の「克く諧ぐるに孝を以てし、烝烝として乂めて姦に格らしめず」を以てなり。是れ其の時頑父・嚚母・傲弟は已に皆豫を底す。豈に復た

之をして廩を完くし井を浚はしめ、其の身を殺し、其の財を分かち、其の妻を奪ふを謀るの事有らんや。乃るに徒だ孟子書に此の語有るを以て、遂に曲げて附會を爲せば、則ち仍ほ未だ其の能く擇ぶを見ざるなり。堯既に九族を親睦す。史記の敘ぶる所の世次に據れば、則ち舜は乃ち堯の族孫にて、尙ほ五服の内に在り。乃ち並して收卹せずして、其の陶漁耕稼を致す。所謂睦族する者、安くに在りや。且つ族中に此の聖徳の子孫有るも、堯は竟に知らず、反つて四岳の薦を待つ。「人を知るは則ち哲」の帝堯、何ぞ蹟蹟たること此の若きに至るや。左傳に「幕より瞽叟に至るまで命に違ふ無し」と。國語に「幕は能く顛頽に帥ふ者なり。有虞氏焉に報ゆ」と。則ち舜の先に名の幕なる者有るも、史記舜本紀には之無し。又左傳に「少康は有虞に逃奔す。虞思は妻はすに『姚を以てす』と。註に『思は舜の後なり』と。則ち舜の後、夏の時に在りて虞に封ぜらるる者有り。左傳に「舜德を遂に寘む」と。註に「殷は舜の後を遂に封ず」と謂へば、則ち舜の後、殷の時に在りて遂に封ぜらるる者有り。「子產曰く『昔虞の闕父周の陶正と爲る。武王元女大姬を以て、其の子胡公に妻はす』と」と。則ち胡公は満の父なり。而るに史記陳世家は皆載せず。又契・

稷を皆帝嚳の子とするが如きや、契は紂に至るまで四十三世にして、稷は文王に至るまで僅かに十五世なるのみ。伊尹湯に相たり、湯七たび傳へて太戊に至る。而るに伊尹の子の陟は乃ち太戊の相と爲る。此れ皆訛舛の顯然たる者なり。劉知幾謂へらく「史記の周以上は、闊畧多く體統無く、秦漢以下は始めて條貫倫有りて信然たり」と。蓋し上古の事、荒遠にして稽へ難く、史冊の垂るる所已に殘缺失次し、而ち必ず意を以て貫穿を爲し之を附會すれば、自から窒礙多きなり。特に此れのみならざるなり。「劉累は龍を擾らすを以て孔甲に事ふ」とは、語本より荒幻、乃るに之を夏本紀に載す。而も「夏の時有窮の后羿、帝相を篡ひて、其の位に代る。羿は又寒浞の殺す所と爲る。浞の二子澆・殼は、一は過に封ぜられ、一は戈に封ぜらる。夏の臣靡兵を起こし、浞を滅ぼして少康を立つ」事は左傳に見ゆ。此れ夏本紀の必ず當に載すべき所の者なるも、乃ち反つて一字も無し。僅かに吳世家の伍子胥の語中に於て之を見るのみ。而るに但だ「有過氏 帝相を滅ぼし、少康有虞に奔り、一成一旅を以て中興復位す」と云ふのみなれば、則ち又「后羿相を篡ふ」の一事を遺却するなり。且つ左傳に「羿位を篡ふの後、帝相尙ほ斟灌・斟鄩に依

る。寒浞羿を殺し、羿の室に因りて澆を生み、澆已に長大にして、能く兵を用ふるに及び、始めて一斟を伐ちて相を滅ぼす。相の妻后縉方に娠み、有仍に逃げ歸り、少康を生む。少康既に長じ、乃ち澆等を滅ぼす」と。則ち羿位を篡ふより少康國を復すまで凡そ數十年なれども、本紀但だ「仲康崩じ、子の相立つ。相崩じ、子の少康立つ」と云ふのみなるは何ぞや。商本紀に「湯曰く『吾甚だ武』」と。乃ち自ら號して武王と曰ふ」と。此れ尉佗の自ら南越武王と稱すると、何を以て異ならんや。周本紀に「武王紂を伐つ。紂は鹿臺に奔り、自ら燔く。武王は其の死す處に至り、自ら之を射ること三發、而る後輕劍を以て之を擊ち、黃鉞を以て紂の頭を斬り、太白の旗に懸く」と。此れ劉裕・朱温の徒と雖も、尙ほ此に出でざるに、而ち武王之を爲さんや。甫刑に「穆王は國を享くること百年」と謂ひ、史記に「穆王立つ。五十五年にして崩ず」と謂ふ。左傳に「晉の獻公の子九人」と。國語に亦た「同出九人なるも、惟だ重耳のみ在り」と云ふ。而るに史記晉世家には則ち「八人」と曰ふ。牽の戰は、左傳に「郤克蕭同叔子を以て質と爲さんと欲す」と。而るに史記は則ち以て「蕭同姪子」と爲す。皆符合せず。趙武の母莊姬は、左傳の註は以て

「晉の景公の姊」と爲す。而るに史記は則ち以て「成公の姊」と爲す。按するに、成公は景公の父なり。景公立ちて十七年、始めて趙同・趙括を殺すの事有り。若し成公の姊に係れば、其の時當に已に五六十歳なるべし。尙ほ能く遺腹の子を生まんや。吳世家に「楚の邊邑の卑梁氏の處女、吳の邊邑の處女と桑を爭ふ。二女の家怒り相滅ぼす。兩國の邊長は遂に兵を起こして相攻む」と。伍子胥傳にも亦た「兩女子桑を爭ふ」と言ふも、楚世家は則ち「吳の邊邑卑梁と楚の邊邑鍾離、小童桑を爭ふ」と曰ふ。一事なれども或いは女子と云ひ或いは小童と云ふ。且つ吳世家は則ち卑梁を以て楚に屬せしめ、楚世家は則ち又卑梁を以て吳に屬せしむ。又楚世家に「莊王卽位して三年、號令を出さず。令を國中に下して『敢て諫むる者は死す』と。伍舉進みて曰く『鳥有り、三年蜚ばず、鳴かざるは何ぞや』と。王曰く『三年蜚ばずとも、蜚ばば將に天に冲らんとす。三年鳴かずとも、鳴けば將に人を驚かさんとす』と。是に於て數百人を誅し、數百人を進む。而して國大いに治まる」と。滑稽傳は又以て「齊の威王卽位するや荒亂し、左右敢て諫むるもの莫し。淳于髡進みて曰く『國中に大鳥有り。三年蜚ばず、鳴かざるは何ぞや』と。王曰く『蜚ばざ

れば則ち已む。蜚ばば則ち天に冲らん。鳴かざれば則ち已む。鳴けば則ち人を驚かせん』と。是に於て諸縣の令を朝せしめ、一人を賞し、一人を誅す。而して國大いに治まる」と爲す。此れ又一手の著す所の書にして、一事を以て之を兩人に繋くる者なり。淳于髡傳の末に「其の後百餘年、楚に優孟有り」と云ふ。孟は乃ち楚の莊王の時の人なれば、淳于髡の前に在ること二百餘年。反つて孟は髡の後に在ること百餘年と云ふ。又子貢は已に孔子弟子傳に列す。而るに貨殖傳又之を列す。淳于髡已に孟子荀卿傳に列す。而るに滑稽傳又之を列す。此れ又皆文の檢を失する者なり。蓋し史遷は舊聞を網羅し、僅かに編輯して書を成せば、未だ校勘に及ばざるなり。是を以て尙ほ疎悞多く、景・武の二紀及び禮書・樂書・漢興以來將相年表、日者・龜策列傳、三王世家、並びに傅靳列傳を觀るに、俱に未だ業を卒えず。^{*}元・成の間に褚少孫始めて之を補成すれば、則ち史記は本より未だ完書と爲らざるなり。

【語注】

○其の言の……『史記』卷一五帝本紀の贊。○周の穆王……西周の穆王のこと。昭王の子満。西征して西王母に會見

したという。その西征の様を詳述した書に『穆天子傳』がある。○趙造父の御——『史記』卷五秦本紀に「造父以善御幸於周繆王。……西巡狩、樂而忘歸」と有り、又卷四十三趙世家に「繆王使造父御、西巡狩、見西王母、樂之忘歸」と有る。繆王は穆王。○父瞽叟は……『史記』卷一五帝本紀に「舜父瞽叟盲、而舜母死、瞽叟更娶妻而生象。象傲、瞽叟愛後妻子、常欲殺舜。舜避逃、及有小過、則受罪、順事父及後母與弟」と有る。○舜は冀州の……『史記』卷一五帝本紀に「舜冀州之人也。舜耕歷山、漁雷澤、陶河濱、作什器於壽丘。就時於負夏。舜父瞽叟頑、母嚚、弟象傲、皆欲殺舜」と有る。○堯九男……『史記』卷一五帝本紀に「於是堯乃以二女妻舜以觀其內、使九男與處以觀其外」と有る。○四岳舜を……『史記』卷一五帝本紀に「舜年二十以孝聞。三十而帝堯問可用者、四岳咸薦虞舜曰可」と有る。四岳（四嶽）は四方の長官。○克く諧ぐる……『史記』卷一五帝本紀に「嶽曰、盲者子、父頑、母嚚、弟傲、能和以孝、烝烝治、不至姦」と有る。○廩を完くし……『史記』卷一五帝本紀に「瞽叟尚復欲殺之、使舜上塗廩、瞽叟從下縱火焚廩。舜乃以兩笠自扞而下去、得不死。後瞽叟又使舜穿井、舜穿井爲匿空旁出。舜既入深、瞽叟與象共

下土實井、舜從匱空出去。瞽叟・象喜、以舜爲已死。象曰、本謀者象。象與其父母分。於是曰、舜妻堯二女與琴、象取之。牛羊倉廩予父母」と有る。○孟子書に……『孟子』萬章上に「萬章曰、父母使舜完廩捐階、瞽瞍焚廩、使浚井出從而捨之、完治廩倉階梯也。使舜登廩屋而捐去其階、焚燒其廩也」と有る。○人を知るは……『尚書』皋陶謨に「陶曰、都在知人在安民。禹曰、吁咸若時惟帝其難之、知人則哲、能官人安民則惠、黎民懷之」と有る。○幕より瞽叟……『左氏傳』昭公八年。○幕は能く……『國語』魯語上。○少康は有虞……『左氏傳』哀公元年。○舜德を遂……『左氏傳』昭公八年に「舜重之以明德實德於遂」と。注には「遂舜後。蓋殷之興存舜之後、而封遂」と有る。○子產曰く……『左氏傳』襄公二十五年に「晉人問陳之罪。對曰、昔虞闕父爲周陶正、以服事我先王。我先王賴其利器用也、與其神明之後也。庸以元女大姬配胡公」と有る。胡公は舜の後裔、陳に封じられた。元女大姬は武王の長女。○契・稷を皆……『史記』卷三殷本紀に「殷契、母曰簡狄、有邰氏之女。爲帝嚳次妃。三人行浴、見玄鳥墮其卵、簡狄取吞之、因孕生契」と有り、又卷四周本紀に「周后稷、名棄。其母有邰氏女、曰姜原。姜原爲帝嚳元妃。姜原出野、見巨

人跡、心忻然說、欲踐之。踐之而身動如孕者、居期而生子」と有る。○劉知幾謂……『史通』卷六敘事の文。○劉累は龍を……『史記』卷二夏本紀に「陶唐既衰、其后有劉累、學擾龍于豢龍氏、以事孔甲」と有る。○夏の時有窮……『左氏傳』襄公四年に「夏訓有之、曰有窮后羿。……昔有夏之方衰也、后羿自鉏遷于窮石、因夏民以代夏政。恃其射也、不脩民事。……浞……虞羿于田、樹之詐慝、以取其國家。外内咸服、羿猶不悛、將歸自田、家衆殺而亨之。……浞因羿室生澆及獯……處澆于過、處獯于戈。靡自有鬲氏收二國之燼、以滅浞而立少康」と有る。○有過氏……『史記』卷三十一吳太伯世家に「伍子胥諫曰、昔有過氏殺斟灌以伐斟尋、滅夏后帝相。帝相之妃后縉方娠、逃於有仍而生少康。少康爲有仍牧正。有過又欲殺少康、少康奔有虞。有虞思夏德、於是妻之以二女而邑之於綸、有田一成、有衆一旅。後遂收夏衆、撫其官職。使人誘之、遂滅有過氏、復禹之績、祀夏配天、不失舊物」と有る。○羿位を篡……『左氏傳』襄公四年に「浞因羿室生澆及獯、恃其讒慝詐偽而不德于民、使澆用斟灌以伐斟鄩、滅夏后相。后縉方娠、逃出自竇、歸于有仍、生少康焉。爲仍牧正。……有田一成有衆一旅。能布其德、而

兆其謀兆、始以收夏衆撫其官職。使女艾諜澆、使季杼誘穢、遂滅過戈復禹之績」と有る。○仲康崩じ……『史記』卷二夏本紀。○湯曰く……『史記』卷三殷本紀に「以告令師、作湯誓。於是湯曰、吾甚武。號曰武王」と有る。○尉佗の自ら……尉佗（尉他）は、姓は趙氏、眞定の人。漢初に南越國を建てて自ら南越武王と稱し、漢の高祖は之と和親を結んだ。南越國については『史記』卷百十三南越列傳に詳しい。○武王紂を……『史記』卷四周本紀に「紂走。反入登于鹿臺之上、蒙衣其殊玉、自燔于火而死。武王至紂死所。武王自射之、三發而后下車、以輕劍擊之、以黃鉞斬紂頭、縣大白之旗」と有る。○劉裕・朱溫……劉裕は、南朝宋の武帝、字は德輿。晉の安帝を擁立、軍權を掌握し、しがしば北伐を行つて南燕・後秦を滅ぼし、哀帝の後を繼いだ恭帝に帝位を譲られた。『宋書』卷一～卷三に傳有り。朱溫は、五代後梁の太祖朱全忠のこと。唐の昭宗を弑し、ついで哀帝を廢して帝位に即いた。『舊五代史』梁書一～七・『新五代史』梁本紀第一～一に本紀有り。○穆王は國を……『尚書』呂刑に「惟呂命、王享國百年」と有る。○穆王立つ……『史記』卷四周本紀。○晉の獻公……『左氏傳』僖公二十四年。○同出九人……『國語』晉語四。○八

人……『史記』卷三十九晉世家。○翬の戰——魯の成公二年、晉の郤克が齊を征伐して勝利した戰で、春秋五大戰爭の一つに數えられる。翬とは歷城を言う。『國語』に於ては戰場の名を探つて靡笄の役と稱す。○郤克 蕭同……『左氏傳』成公二年。○蕭同姪子……『史記』卷三十九晉世家。○趙武の母莊……莊姬は、晉の趙莊姬のこと。趙武の母であり、大夫趙朔の妻。莊姬が晉の成公に讒言して大夫趙同・趙括を殺させたことは、『左氏傳』成公八年に見える。○左傳の註は……『左氏傳』成公八年の杜預の注には「晉成公女」と有る。『國語』晉語六の韋昭の注に「晉景公姊也」と有れば、此と混同したのであろう。○成公の姊……『史記』卷四十三趙世家。○景公立ちて……『史記』卷三十九晉世家に「十七年、誅趙同・趙括、族滅之」と有る。○楚の邊邑……『史記』卷三十一吳太伯世家。○兩女子 桑……『史記』卷六十六伍子胥列傳。○吳の邊邑……『史記』卷四十楚世家。○莊王 即位……『史記』卷四十楚世家に「莊王即位三年、不出號令。日夜爲樂、令國中曰、有敢諫者死無赦。伍舉入諫、莊王左抱鄭姬、右抱越女坐鍾鼓之間。伍舉曰、願有進隱。曰、有鳥在於阜、三年不蜚、不鳴、是何鳥也。莊王曰、三年不蜚、蜚將沖天。三年不鳴、鳴將驚

人。舉退矣。：於是乃罷淫樂、聽政、所誅者數百人、所進者數百人。任伍舉、蘇從以政、國人大說」と有る。○齊の威王……『史記』卷百二十六滑稽淳于髡列傳に「齊威王之時喜隱、好爲淫樂長夜之飲。：左右莫敢諫。淳于髡說之以隱曰、國中有大鳥、止王之庭。三年不蜚、又不鳴、不知此鳥何也。王曰、此鳥不飛則已、一飛沖天、不鳴則已、一鳴驚人。於是乃朝諸縣令長七十二人、賞一人、誅一人、奮兵而出。諸侯振驚、皆還齊侵地。威行三十六年」と有る。○其の後百餘……『史記』卷百二十六滑稽淳于髡列傳。○元・成の間……『廿二史劄記』卷一、「褚少孫輔史記不止十篇」の項に詳しい。褚少孫は、前漢、沛の人。王式に詩を受け、元帝・成帝の二代に博士と爲つた。

【現代語譯】

『史記』の堯本紀は、全體が堯典（の文章）を採録することで成り立っている。舜本紀では舜典及び『孟子』（の文章）を使い、禹本紀では大禹謨・禹貢及び『孟子』（の文章）を使つてゐる。そこで彼自身が「とりわけ信憑性のある文章を選んだ」と言つてゐるほどであるから、（その點で劣る）他の文献を取り上げることがなかつたのである。

また「周の穆王が西方に旅して西王母にお目にかかった」という話になると、周本紀には採られていないが、「趙造父が（周の穆王の従者として馬を）御した」話に見えるのは、また（文章の）重複や省略を巧みに調節しているのが見られるのである。そうではあるが『史記』本文中にはやはり多くに（記述に）食い違ひが見られることがある。舜本紀に「（舜の）父である瞽叟は後妻が産んだ子を溺愛し、常に舜を殺害しようとしていた。舜は父や繼母・異母弟に従順に仕えた」とあり、直後の文にさらに「舜は冀州の人である。父は頑迷で、繼母はやかましく、弟は傲慢で、そろつて舜を殺害しようとしていた」とあるのであるから、その文法というのも何とまあ繁多であることだ。「堯が九人の息子と二人の娘を舜に仕えさせた」のは、（順序としては）「四岳が舜を推薦した」後である。（そもそも）「四岳が（舜を）推薦した」のは、とりもなおさず舜が「あくまで孝を盡くして（彼らに）非道な行いを成し遂げさせなかつた」ことによるのである。その時には、頑迷な父・やかましい母・傲慢な弟も、もはや（舜に惡意を持たず）心安らかであった。であればどうして再び彼らに倉庫や井戸に細工させ、舜の殺害を試み、彼の財産を分けたり、彼の

妻を奪い取るようなことがあるうか。そうであるのに單に『孟子』の書中にこの話があることによって、とうとう（内容を）改變してこじつけまでしてしまっているので、司馬遷が資料を正確に選んでいるようには見えないのである。堯はすでに九族を親睦していた。『史記』で述べられている系統に従うと、つまり舜はまさしく堯の一族の人間であって、その上五服の（喪を行るべき）間柄であった。それなのに決して恵みあわれまず、陶器を作り魚を捕り農耕するような生活をさせていた。いわゆる一族を親睦するような者が、いつたいどこにあるのであるうか。その上一族内にこのような聖徳を持った子孫がいるのに、堯はどう知らずじまい、逆に四岳の推薦を待った。「人を知るは則ち哲」と言われている帝堯が、いつたいどうしてこうまで不晦であるはずがあろうか。『左傳』に「幕から瞽叟まで天命にそむいたことはない」と。『國語』に「幕は顛頽によくお仕えした者である。（それ故）有虞氏は彼に（對して）報祭を行う」と。つまり舜の先祖に幕という名の者がいたのであるが、『史記』舜本紀には記載がない。また『左傳』に「少康は有虞に逃げ込んだ。虞思は二姚を妻に迎えさせた」と。註に「思は舜の子孫である」と。つ

まり舜の子孫に、夏の時代に虞に封じられていた者がいたのである。『左傳』に「舜は明徳を遂におさめた」と。註に「殷は舜の子孫を遂に封じた」とあるから、つまり舜の子孫で、殷の時代に遂に封じられた者がいたことになる。

「子產が言つた『昔 虞の闕父が周の陶正に任じられました。武王はご長女の姫を（闕父の）息子である胡公の妻に迎えさせました』と」と。つまり胡公は滿の父である。そうであるのに『史記』陳世家には何も記載していない。さらにまた契と稷をどちらも帝嚳の子としているような點は、契は紂まで四十三代を隔ており、（一方）稷は文王まで十五代を隔てているだけなのである。伊尹は湯の大臣と爲り、湯から七代目が太戊である。そうであるのに伊尹の息子の陟は何と太戊の大臣と爲つた。これらはどれも誤りの明らかなものである。劉知幾は「史記の周以前（の記述）は、おおまかであることが多い上に體裁も統一されておらず、秦漢以降（の記述）によくやく筋道が立つて信賴が置けるようになる」と考へてゐる。思うに上古の事跡などといふものは、あまりに遠い時代の出来事であつて考察しきれず、文献の述べる所はもはや缺けたり順序を失つたりしているので、やはりどうしても意圖的に筋を通してこじつけてし

まうので、自然と問題が多くなるのである。ただそのようなことだけに止まらない。「劉累は龍を飼い慣らす才によつて孔甲にお仕えした」とは、文章からしてそもそも荒唐無稽、そうであるのにこの話を夏本紀は記載しているのである。その上「夏の時代、有窮の后羿が帝相に取つて代わつた。羿はさらにまた寒浞に殺された。浞の一人の息子である澆と殼は、一人は過に封じられ、一人は戈に封じられた。夏の臣である靡が兵を起こし、浞を滅ぼして少康を立てた」事は『左傳』に記載されている。これは夏本紀が必然的に記載すべき話であるのに、それどころか記述は全くない。かるうじて吳世家の伍子胥の言葉の中に見えるだけである。つまりただ「有過氏が帝相を滅ぼし、少康は有虞に逃げ、わずかな領土と人民だけで政権を奪還したのです」と述べているに過ぎないのであるから、つまりまた「后羿が相から（位を）奪つた」という一事を忘れ去っているのである。その上『左傳』に「羿が帝位を簒つた後、帝相はなお斟灌・斟鄩に依存していた。寒浞が羿を殺すと、（彼は）羿の妻に澆を産ませ、澆が成長し、兵を指揮できるようになつて、まず二斟を伐つて相を滅ぼした。相の妻后縉がちょうど妊娠しており、（故郷である）有仍に逃げ歸り、少康を産ん

だ。少康は成長すると、澆等を滅ぼした」と。つまり羿が帝位を簒奪してから少康が政権を取り戻すまで大體數十年であるが、本紀がただ「仲康が崩じ、子の相が即位した。相が崩じ、子の少康が即位した」と述べるだけであるのは何故なのか。商本紀に「湯は『私は非常に武雄である』と言つた。そこで自ら武王と稱した」と。これは尉佗が自ら南越武王と稱したのと、何ら大差がないではないか。周本紀に「武王が紂を伐つた。紂は鹿臺に逃げる込んで、自ら火を放つて死んだ。武王は紂が死んだ場所にやつてくると、自ら紂のしかばねを弓で三度射かけ、その後輕劍でしかばねに斬りつけ、黃鉞で紂の頭部を切り落とし、太白の旗に懸けた」と。これは（あの暴虐な）劉裕や朱溫の輩であつても、それでもこんな行爲はしないのに、かえつて武王がこのようなことをするであろうか。甫刑に「穆王の治世は百年」とあり、『史記』に「穆王が即位した。五十五年目に崩じた」とある。『左傳』に「晉の獻公の子は九人」と。『國語』にまた「（獻公には）息子が九人いたが、殘つたのは重耳だけです」とある。そうであるのに『史記』晉世家にはすなわち「八人」とある。寧の戰は、『左傳』に「郤克は蕭同叔の子を人質にすることを望んだ」と。それなの

に『史記』では「蕭同姪の子」としている。どれも一致していない。趙武の母莊姬は、『左傳』の註では「晉の景公の姉」としている。それなのに『史記』では「成公の姉」としている。考へてみると、成公は景公の父である。景公が即位して十七年目に、やつと趙同・趙括を殺害する事件が出てくる。もしも成公の姉に結びつけるならば、（彼女は）その時とうに五、六十歳のはずである。それでもなお腹違いの子を産むことができるであろうか。吳世家に「楚の國境の村の卑梁氏の娘が、吳の國境の村の娘と桑を取り合つた。二人の娘の家は怒つて争つて滅びた。とうとう二つの村の長も兵を動かして互いの村を攻撃した」と。伍子胥傳にさらにまた「二人の娘が桑を取り合つた」とあり、楚世家には「吳の國境の村の卑梁と楚の國境の村の鍾離で、子供が桑を取り合つた」とある。一つの話であるはずが、一方では娘と言つて一方では子供と言つている。その上吳世家では卑梁を楚に屬させ、楚世家では卑梁を吳に屬させているのである。さらに楚世家に「莊王は即位して三年間、號令を下さなかつた。命令を國中に發布して『強いて諫言する者は死刑にする』と。吳舉は（王の御前に）進み出て『鳥がおりまして、三年もの間飛ばない、鳴きもしないの

はどうしてのですか』と申し上げた。王は『三年飛ばなかつたとしても、飛べば天にまで昇つていくであろう。三年鳴かなかつたとしても、鳴けば人々を驚かせるであろう』と答えた。そこで數百人を誅殺し、數百人を昇進させた。そうして國內は大いに治まつた』とある。滑稽傳ではまた「齊の威王は即位するとすっかりすさんで、家臣は強いて諫言する者がいなかつた。淳于髡は進み出て『我が國內に大きな鳥がおります。三年もの間飛ばないし、鳴きもしないのはどうしてですか』と申し上げた。王は『飛ばなければそれで終わりだが、飛べば天にまで昇つていくであろう』と答えた。そこで諸縣の長官を宮廷に呼び出し、一人を賞し、一人を誅殺した。そうして國內は大いに治まつた』と記載している。これはまた一人の人間が著述した書物でありながら、一つの話を二人の人間に結びつけている例である。淳于髡傳の最後に「その後百年餘、楚に優孟がいた」と言つてゐる。孟はつまり楚の莊王の時の人であつて、淳于髡の二百年餘も前に生きていた。かえつて孟は髡の百年餘後の人と言つてゐる。また子貢はすでに孔子弟子列傳に記載されている。それなのに貨殖列傳にもまた記載

されている。淳于髡もすでに孟子荀卿列傳に記載されている。それなのに滑稽列傳にもまた記載されている。これらはまたいざれも文章の検討から漏れた例なのである。おそらく司馬遷は舊聞を網羅し、少々編輯を行つて『史記』を作り上げているのであって、校勘までは行つていないのである。そのためなお疎漏や誤りが多く、孝景・孝武二本紀及び禮書・樂書・漢興以來將相名臣年表、日者・龜策列傳、三王世家、並びに傳斬列傳を見ると、いずれもまだ内容が不完全である。元帝・成帝の間に褚少孫が最初に『史記』を補つていれば、とりもなおさず『史記』は本來完全な書ではなかつたのである。

(桑瀬 明子)

作虞其職在若上下草木鳥獸與史記所云馴鳥獸者適相脗合則史記平水土馴鳥獸之柏翳卽尙書若上下草木鳥獸之伯益無疑惟史記之大費不見於尙書胡應麟據汲冢書有費侯伯益之語則大費乃伯益之封國史記既云大費卽柏翳而伯益實封於費可見柏翳卽伯益也又按國語嬴伯翳之後也韋昭註卽伯益也漢書地理志又曰秦之先爲伯益佐禹治水爲舜虞官則伯翳伯益之爲一人尤明白可證蓋翳與益聲相近之訛也

路史以伯翳伯益爲二人謂翳乃少昊後臯陶之子益乃高陽之第三子墮敷金仁山則云伯翳卽伯益秦聲以入爲去故謂益爲翳也若以伯翳爲臯陶之子則楚人滅蓼之時秦方盛於西臧文仲安得云臯陶庭堅不祀忽諸乎又以益爲高陽之子則夏啓時

應二百餘歲禹又何從薦之是仁山亦以翳益爲一人也

【書き下し】

伯益・伯翳は一人

史記に「伯益禹を佐く」と。而れども秦本紀に「秦の先の大業、女華を娶り、大費を生ましむ。大費禹を佐け、水土輔舜馴鳥獸舜妻以姚之玉女是曰柏翳而不言伯益是以後人皆以柏翳伯益爲二人然使佐大禹平水土者另有柏翳一人則尙書載之當與稷契臯陶同列乃尙書所載有伯益無柏翳而伯益

を以て後人皆柏翳・伯益を以て二人と爲す。然らば大禹

6 伯益伯翳一人

史記伯益佐禹而秦本紀秦之先大業娶女華生大費大費佐禹平

水土輔舜馴鳥獸舜妻以姚之玉女是曰柏翳而不言伯益是以後

人皆以柏翳伯益爲二人然使佐大禹平水土者另有柏翳一人則

尙書載之當與稷契臯陶同列乃尙書所載有伯益無柏翳而伯益

を佐け、水土を平らげしむ者、另に柏翳一人有れば、則ち尙書之を載せ、當に稷・契・臯陶と列を同じふすべし。乃るに尙書の載せる所、伯益有りて柏翳無し。而して伯益虞に作^おこり、其の職は上下草木鳥獸を若^{したが}ふるに在り。史記の云ふ所の「鳥獸を馴らす者」と適に相ひ融合すれば、則ち史記の「水土を平らげ、鳥獸を馴らす」の柏翳は、即ち尙書の「上下草木鳥獸を若^{したが}ふ」の伯益なること疑ひ無し。

惟だ史記の「大費」のみ尙書に見えず。^{*}胡應麟は、汲冢書に費侯伯益の語有るに據れば、則ち「大費」は乃ち伯益の封國なり。史記に既に「大費」は即ち柏翳なり、と云ふ。而ち伯益實に費に封ぜらる。見る可し、柏翳は即ち伯益なり。又按^{する}に國語に「嬴は伯翳の後なり」と。韋昭は「即ち伯益なり」と註す。漢書地理志は又「秦の先は伯益」と爲す。禹を佐け、水を治め、舜虞の官と爲る」と曰へば、則ち伯翳・伯益の一人爲ること尤も明白にして證す可し。蓋し翳と益とは聲相近きの訛りなり。

路史は伯翳・伯益を以て二人と爲して「翳は乃ち少昊の後、臯陶の子、益は乃ち高陽の第三子隣敷なり」と謂ふ。^{*}金^一山は則ち「伯翳は即ち伯益なり。秦聲は入を以て去と爲す。故に益を謂ひて翳と爲すなり。若し伯翳を以て

臯陶の子と爲せば則ち楚人蓼を滅ぼすの時、秦方に西に盛んにして、臧文仲安んぞ『臯陶・庭堅祀られずして、忽諸たり』と云ふを得んや。又益を以て高陽の子と爲せば、則ち夏啓く時應に二百餘歳なるべし。禹又何に從りてか之を薦めん」と云ふ。是れ仁山も亦た翳・益を以て一人と爲すなり。

【語注】

○伯益—舜の時の人。伯翳に同じ。伯翳は、舜の時の人。伯益。臯陶の子。禹の治水を佐けて功があり、禹が崩ずる時、天下を授けようとしたが、箕山の陽に避けて受けなかつた。『史記』卷一百三十、太史公自序に「伯翳佐禹」と有

る。○秦の先の……『史記』卷五、秦本紀に「秦之先、帝顓頊之苗裔孫曰女脩。女脩織、玄鳥隕卵、女脩吞之、生子大業。大業取少典之子、曰女華。女華生大費、與禹平水土。已成、帝錫玄圭。禹受曰、非豫能成、亦大費爲輔。帝舜曰、

咨爾費、贊禹功、其賜爾阜游。爾後嗣將大出。乃妻之姚姓之玉女。大費拜受、佐舜調馴鳥獸、鳥獸多馴服、是爲柏翳。舜賜姓嬴氏」と有る。○伯益虞に……『尚書』虞書、舜典に「帝曰、疇若豫、上下草木鳥獸。僉曰、益哉」と有る。

○胡應麟—明の蘭谿の人。字は元瑞。室を山中に築き、書四萬餘卷を買ひ、自ら編次して撰著が多い。著に少室山房類稿・詩藪などがある。『明史』卷一八七に傳有り。『少室山房筆叢』卷十五乙部史書佔畢三の分の節略。○嬴は伯翳……『國語』卷十六鄭語に「嬴、伯翳之後也」と有り、韋注に「伯翳、舜虞官、少昊之後伯益也」と有る。○秦の先は……

『漢書』卷二十八下、地理志第八下には、「秦之先曰柏益、

出自帝顓頊、堯時助禹治水、爲舜朕虞、養育草木鳥獸、賜姓嬴氏」と有る。○路史……書名。四十七卷。宋、羅泌の撰。その目次は、前紀九卷・後紀十四卷・國名紀八卷・發揮六卷・餘論十卷である。前紀は三皇に始まり、陰康・無懷氏に至る。後紀は太昊から夏の履癸の事を述べ、國名紀は、上古から兩漢の末に至る、姓氏と地理を記し、發揮と餘論はみな辯難考證の文である。『路史』後紀卷七小昊に「臯克天德自作元命配享在下、有子三人、長伯翳、次仲甄、次封偃爲偃姓」と有り、後紀卷八高陽に「伯益之字隕敷次居子族之三」と有る。○金仁山……宋の金履祥。仁山は尊稱。宋末の經史の研究家である。『仁山集』卷一の伯益辯に「翳卽伯益、秦聲以入爲去。故謂益爲翳也。字有四聲、古多轉用、如益之爲翳。……又以伯翳爲臯陶之子、則嬴鄧李

三姓無辯矣。且楚人滅六國之時、秦方盛于西、徐延于東、趙基于晉、使伯翳果臯陶之子。臧文仲安得云臯陶庭堅不祀乎。又以益爲高陽之子才子隕敷、至夏啓時則二百有餘歲矣、夫堯老而舜攝、舜耄期而薦禹、禹老而薦二百歲之益。以爲身後之計乎。皆非事實。不可以不辯」と有る

【現代語譯】

『史記』に「伯益が禹を補佐した」とある。しかし秦本紀では「秦の祖先である大業は、女華を妻とし、大費を生ませた。大費は禹を補佐し、山川を治め、舜を補佐して、鳥やけものをなれ從わせた。舜が姚の玉女を妻にむかえさせた」という。この記述では（その人の名を）「伯翳」といって、伯益とはいっていない。こういうわけで後の人々は皆「伯翳」と「伯益」をそれぞれ別の人であると考えた。それならば偉大な禹を補佐させ、山川を治めさせた者に別に「伯翳」と「伯益」を記載していい。しかし、かえって『尚書』はこの伯翳の事績を載せて、當然、稷・契・臯陶という人たちと同列に扱わなければならぬ。しかしながら、『尚書』が記載しているのは「伯益」はあっても「伯翳」という人は無い。そして伯益は虞書に書かれ、その職は植物や鳥やけものを操る

ようなものであった。『史記』に記載されている「鳥やけものをなれ從わせる人」という記述とちょうどぴたりと一致しているので、『史記』の「山川を治め、鳥やけものをなれ從わす」柏翳（という人物）は、つまり『尚書』の「植物や動物を操るような」伯益であることは疑いない。

ただ『史記』の「大費」という言葉だけが『尚書』には記載されていない。胡應麟は、汲冢書に「費侯伯益」の語があることによつて、「大費」とはつまり伯益が封じられた國である、とした。『史記』には既に「大費」はつまり柏翳のことである、といつてゐる。つまり伯益はまさに費に封ぜられていたのである。（以上のことから）柏翳はつまり伯益であることが分かるのだ。さらに『國語』には「嬴は、伯翳の後裔である」という。（この箇所に）韋昭は「つまり伯益である」と注記した。『漢書』地理志はそのうえ「秦の祖先は伯益である。禹を補佐し、治水して、舜の臣下となつた」といつていれば、伯翳・伯益が一人であるのは、とくに明白であつて（これを）證明することができるのである。思うに「翳」と「益」という言葉は發音が似通つてゐることで誤つたのであろう。

『路史』には伯翳・伯益を各々別の人物であると見なし

て、「翳は少昊の後裔であり、臯陶の子である。益は高陽の第三子の墮敷である」と言つてゐる。金仁山はそこで「伯翳はつまり伯益である。秦（の地方の方言）の發音では入聲を去聲で發音してゐる。そのため「益」を言ふと「翳」になるのである。もし伯翳を臯陶の子であると考えれば、楚の人々が蓼を滅ぼした時、秦はちょうど西方に國力を強めており、（そこで）臧文仲はどうして『臯陶・庭堅が祀られず、おろそかにされている』と言ふことができるだろうか、いや（そう言ふことは）できない。また伯益を高陽の子であると考えれば、夏がはじまつた時には、おそらく一百餘歳になるだろう。（そんな老人を）禹はさらにどういうわけで（天下を譲る人物に）推薦したのだろうか」という。以上のことから金仁山も伯翳・伯益を同一人物であると考えているのだ。

（沼尻 俊裕・關 清孝）

【原文】

莊姬趙同趙括放諸齊莊姬以嬰之亡故譖同括於晉景公曰將爲亂公乃殺之武「趙武也莊姬子」從姬氏畜於公宮以其田與祁奚韓厥言於公曰成季之勳宣孟之忠而無後爲善者懼矣乃立武而返其田焉左傳敘趙氏孤之事如此而已國語趙簡子之臣郵無恤進曰昔先主少罹於難從姬氏畜於公宮智伯諫智襄子亦曰趙有孟姬之讒又韓獻子曰昔吾畜於趙氏孟姬之讒吾能違兵是皆謂莊姬之譖殺同括並無所謂屠岸賈也里克殺夷齊卓子時曾令屠岸夷告重耳欲立之屠岸之姓始見此其後亦未見更有姓屠岸之人仕於晉者卽史記晉世家亦云景公十七年誅趙同趙括族滅之韓厥言趙衰趙盾之功乃復令趙庶子武爲趙氏後復與之邑是亦尙與左傳國語相合無所謂屠岸賈也乃於趙世家忽云屠岸賈爲景公司寇將誅趙氏先告韓厥厥不肯而陰使趙朔出奔朔不肯曰子必不絕趙氏賈果殺朔及同括嬰齊朔之妻成公姊有遺腹走匿公宮後免身賈聞之又索於宮中朔妻置兒榜內不啼乃得免朔之客程嬰公孫杵臼恐賈復索杵臼乃取他兒僞爲趙氏孤匿山中使嬰出率賈之兵入山殺之并及杵臼而嬰實匿趙氏真孤十五年韓厥言於景公立之爲趙氏後卽武也武與嬰乃殺賈亦滅其族而嬰亦自殺以報杵臼於地下按春秋經文及左國俱但云晉殺趙同趙括未嘗有趙朔也其時朔已死故其妻通於嬰而同括遂娶史記謂朔與同括娶齊同日被殺已屬互異武從姬氏畜於公宮則被難

時已有武並非莊姬入宮後始生而史記謂是遺腹子又異以理推之晉景公並未失國政朔妻乃其姊也公之姊既在宮生子賈何人輒敢向宮中索之如曹操之收伏后乎況其時尚有樂武子知莊子范文子及韓獻子共主國事區區一屠岸賈位非正卿官非世族乃能逞威肆毒一至此乎且卽史記之說武爲莊姬所生則武乃趙氏嫡子也而晉世家又以爲庶子晉世家景公十七年殺同括仍復趙武邑晉年表於景十七年亦言復趙武田邑而趙世家又謂十五年後則其一手所著書已自相矛盾益可見屠岸賈之事出於無稽而遷之採摭荒誕不足憑也史記諸世家多取左傳國語以爲文獨此一事全不用一書而獨取異說而不自知其牴牾信乎好奇之過也

【書き下し】

趙氏の孤の妾

春秋魯成八年の「^{*}晉其の大夫趙同・趙括を殺す」は、左傳に「趙嬰は趙朔の妻莊姬に通じ、趙同・趙括は諸を齊に放す。莊姬は嬰の亡ぐるを以ての故に、同・括を晉の景公に譖して『將に亂を爲さんとす』と曰ふ。公は乃ち之を殺す。武は「趙武なり。莊姬の子なり」姫氏に從ひ公宮に畜はる。其の田を以て祁奚に與ふ。韓厥 公に言ひて曰く『成季の勳、宣孟の忠にして後無ければ、善を爲す者は懼

れん』と。乃ち武を立て其の田を返す」と謂ふ。左傳 趙氏の孤を敍ぶる事此の如きのみ。國語の「趙簡子の臣姫無恤 進みて『昔先主少くして難に罹り、姫氏に從ひて公宮に畜はる』と曰ひ、智伯 智襄子を諫めて亦た『趙に孟姬の讒有り』と曰ひ、又韓獻子『昔吾 趙氏に畜はる。孟姬の讒、吾能く兵を違る』と曰ふ」とは、是れ皆莊姬の同・括を譖殺するを謂ひ、並びに所謂屠岸賈なるもの無きなり。「里克 夷齊・卓子を殺すの時、曾て屠岸夷をして重耳に告げしめ、之を立てんと欲す」とは、屠岸の姓 始めて此に見ゆ。其の後亦た未だ更に姓屠岸の人の晉に仕ふる者有るを見ず。即ち史記晉世家に亦た「景公十七年、趙同・趙括・趙衰・趙盾の功を謂ふ。乃ち復た趙の庶子の武をして趙氏の後と爲らしめ、復た之に邑を與ふ」と云ふは、是れ亦た尙ほ左傳・國語と相合し、所謂屠岸賈なるもの無きなり。乃るに趙世家に於て忽として「屠岸賈 景公の司寇と爲り、將に趙氏を誅せんとし、先に韓厥に告ぐ。厥は肯んぜず、而ち陰かに趙朔をして出奔せしめんとす。朔は肯んぜずして『子 必ず趙氏を絶たざれ』と曰ふ。賈は果して朔及び同・括・嬰齊を殺す。朔の妻は成公の姉、遺腹有り、走りて公宮に匿れ、後免身す。賈は

之を聞き、又宮中に索む。朔の妻は兒を袴の内に置きて啼かず、乃ち免るを得。朔の客の程嬰・公孫杵臼は賈の復た索むるを恐る。杵臼は乃ち他兒を取り偽りて趙氏の孤と爲し山中に匿る。嬰をして出でて賈の兵を率ゐて山に入り、之を殺せしめ、并せて杵臼に及ぶ。而るに嬰 實は趙氏の眞の孤を匿すこと十五年、韓厥 景公に言ひて之を立て、趙氏の後と爲さしむ。即ち武なり。武と嬰と乃ち賈を殺し、亦た其の族を滅ぼす。而して嬰も亦た自殺し、以て杵臼に地下に報ず」と云ふ。按するに春秋の經文及び左・國は俱に但だ「晉 趙同・趙括を殺す」と云ひ、未だ嘗て趙朔有らざるなり。其の時朔已に死するが故に、其の妻は嬰に通じ、同・括は嬰を逐ふ。史記は朔は同・括・嬰齊と同日に殺さると謂ひ、已に互いに異なるに屬す。武 姫氏に從ひ、公宮に畜はるれば、則ち難を被るの時已に武有り。並して莊姬 宮に入るの後に始めて生まるるに非ず。而るに史記是れをば遺腹の子と謂ふは又異なる。理を以て之を推せば、晉の景公は並して未だ國政を失はず。朔の妻は乃ち其の姉なり。公の姉 既に宮に在りて子を生む。賈は何人なれば輒ち敢て宮中に向ひて之を索むること、曹操の伏后を收むるが如くせんや。况んや其の時尙ほ欒武子・知莊子・范文

子及び韓獻子有り、共に國事を主れば、區區たる一屠岸賈、位は正卿に非ず、官は世族に非ず、乃るに能く威を逞しくし、毒を肆にし、一に此に至らんや。且つ史記の説に即くに、武は莊姫の生む所と爲せば、則ち武は乃ち趙氏の嫡子なり。而るに晉世家は又以て庶子と爲す。晉世家に「景公十七年、同・括を殺し、仍ほ趙武の邑を復す」とは、晉年表に景十七年に於て亦た「趙武に田邑を復す」と言ふも、趙世家に又「十五年後」と謂へば、則ち其の一手著す所の書、已に自ら相矛盾す。益々見る可し、屠岸賈の事は無稽に出で、遷の荒誕を探撫すれば、憑るに足らざるなり。史記の諸世家は多く左傳・國語を取り以て文を爲す。獨だ此の一事のみ全く二書を用ひずして、獨り異説を取り、而も自ら其の牴牾せるを知らざるなり。信なるかな好奇の過ぎたるや。

【語注】

○晉 其の大……『春秋經』成公八年の文。趙同（原同）・趙括（屏季）は、共に晉の功臣趙衰の子。○趙嬰は趙朔……莊姫は晉の成公の娘。大夫趙朔の妻と爲り、趙武を生んだ。夫趙朔が莊と謚された爲、莊姫と稱される。趙嬰は趙嬰齊

のこと。趙朔の叔父であり、趙同・趙括の弟に當る人物。『左氏傳』成公八年に「晉趙莊姫爲趙嬰之亡故、譖之于晉侯曰、原・屏將爲亂、欒・郤爲徵。六月晉討趙同・趙括、武從姬氏畜于公宮。以其田與祁奚。韓厥言於晉侯曰、成季之勳、宣孟之忠而無後、爲善者其懼矣。……乃立武而反其田焉」と有る。趙嬰が齊に追われたのは、これに先立つ成公五年のことである。○成季—趙衰のこと。晉の文公（重耳）亡命の間、付き従つて助けた。盾・同・括・嬰の父。成季とはその諡。○宣孟—趙盾のこと。父趙衰の後を繼いで國政に當つた。趙朔の父。宣孟とはその諡。○趙簡子の臣……『國語』晉語九に「郵無正進曰、昔先主文子、少聾於難、從姬氏於公宮」と有る。○智伯 智襄……『國語』晉語九。○韓獻子……『國語』晉語六。○里克 夷齊……『國語』晉語二に「既殺奚齊・卓子、里克及不鄭、使屠岸夷告公子重耳於狄」と有る。屠岸夷は晉の大夫。奚齊は晉の獻公の遺兒である太子、卓子はその弟。○景公十七年……『史記』卷三十九晉世家。○屠岸賈 景……『史記』卷四十三趙世家。○曹操の伏后……『三國志』魏書卷一武帝紀に「十九年十一月、漢皇后伏氏坐晉與父故屯騎校尉完書、云帝以董承被誅怨恨公、辭甚醜惡、發聞、后廢黜死、兄弟皆伏法」

とあり、注に「曹瞞傳曰、公遣華歆勒兵入宮收后、后閉戶匿壁中。歆壞戶發壁、牽后出。帝時與御史大夫郗慮坐、后被髮徒跣過、執帝手曰、不能復相活邪。帝曰、我亦不自知命在何時也。帝謂慮曰、郗公、天下寧有是邪。遂將后殺之、完及宗族死者數百人」と有る。○趙武に田邑……『史記』卷十四十二諸侯年表の晉景公十七年に「復趙武田邑」と有る。

【現代語譯】

『春秋』魯成公八年の「晉が其の大夫趙同・趙括を殺した」（ことについて）は、『左傳』には「趙嬰は趙朔の妻莊姬と密通しており、趙同・趙括は彼を齊に追放した。莊姬は嬰が追われたうらみにより、同と括とを晉の景公に讒言して『謀叛を起こそうとしている』と告げた。公はそこで二人を殺したのである。武は「趙武である。莊姬の子である」（母である）姫氏に付き従つて公宮で養育された。（その爲）趙氏の領地を祁奚に與えた。韓厥が公に申し上げるには『成季（趙衰）の勳功や、宣孟（趙盾）の忠義があつた趙家に後嗣が無くなつたならば、善を行う者は恐懼してしまふでしょう』と。そこで（公は）武を立てて、趙氏の領地

を返還した」とある。『左傳』が趙氏の孤を叙述するのは、このようなことだけである。『國語』に「趙簡子の臣郵無恤が進み出て『むかし祖父君（趙武）は幼い時難に遭われ、母君に付き従つて公宮でご養育されました』といい、智伯が智襄子を諫めてまた『趙には孟姬（趙莊姬）の讒（による衰微）がございました』といい、又韓獻子（韓厥）が『むかし私は趙氏に養育されました。孟姬の讒言（による窮地に際して）は、私は戦を避けることが出来ました』といつたのは、これらは皆莊姬が同・括をそしり殺した事柄を指しており、いずれにも所謂屠岸賈というものはいいないのである。「里克が夷齊と卓子を殺した時、曾て屠岸夷に重耳に告げさせ、彼を立てようとした」とは、屠岸の姓がはじめてここで見えている。その後またまだ更に姓が屠岸である人物で、晉に仕えた者がいたのを見ない。つまり『史記』晉世家にまた「景公十七年に、趙同・趙括を誅殺し、その一族を皆殺しにした。韓厥が（公に）趙衰・趙盾の功を申し上げ、そこでふたたび趙の庶子である武に趙氏の後嗣と爲らせ、復た彼に（趙氏の）邑を與えた」とあるのは、またなお『左傳』・『國語』と相合し、所謂屠岸賈といふものはいないのである。そうであるのに趙世家では忽

然と「屠岸賈は景公の司寇となり、折しも趙氏を誅殺しようとし、まず韓厥に告げた。厥は承知せず、そこで内密に趙朔に出奔させようとした。朔は承知せず『あなたが必ず趙氏（の祭祀）を斷絶させぬようして下さい』といった。賈は果して朔及び同・括・嬰齊を殺した。朔の妻は成公の姉（であつたが）、遺児を妊娠しており、逃げて公宮に隠れ、後に出産した。賈はこのことを聞きつけ、又宮中を探索した。朔の妻は幼子を袴の内に置いて（その子が幸いにも）泣かず、そこで助かることが出来た。朔の客の程嬰・公孫杵臼は賈が再度捜索するのを恐れた。杵臼はそこで他人の幼子を連れて来て趙氏の孤と偽って山中に隠れた。嬰に出頭して賈の兵を案内して山に入り、偽者の幼子を殺させ、その場で杵臼も殺された。しかし嬰は實は趙氏の本當の孤を隠しあおせて十五年、韓厥は景公に申し上げて趙武を立て、趙氏の後嗣と爲さしめた。つまり武である。武と嬰とはそこで賈を殺し、またその一族を皆殺しにした。そうして嬰もまた自殺し、杵臼にあの世で報告した」といつているのである。考えてみると『春秋』の經文及び『左傳』・『國語』ではともにただ「晉が趙同・趙括を殺した」といい、趙朔（についての記述）は無いのである。

その時朔は既に死亡していた爲、その妻は嬰に密通し、同・括が嬰を追放したのである。『史記』（の趙世家）では朔は同・括・嬰齊と同じ時に殺されたとあり、既にいっていることがそれぞれ異なっている。武が姫氏に付き従つて公宮で養育されたのであれば、つまり難を被つた時既に武は誕生していた。決して莊姬が宮に逃げ込んだ後に始めて生まれたのではない。そうであるのに『史記』（の趙世家）では彼を妻のお腹に遺されていた子と言つてゐるのはさらにまた異なる。道理から推察すると、晉の景公は決してまだ國政を失つてはいなかつた。朔の妻はつまり景公の妹である。公の姉が既に宮にいて子を生んだのである。賈はいつたい何様であろうか、どうして宮中に入つて遺児を探索したなどと、あたかも曹操が伏后を捕らえたような眞似が出来ようか。ましてやその時欒武子・知莊子・范文子及び韓獻子が共に國事を主つていれば、取るに足らない一介の屠岸賈如き、位は正卿でもなく、官は世族でもない、どうして権力を恣にし、害毒をまき散らし、このような状態に至るであろうか。その上『史記』（の趙世家）の説に據ると、武は莊姬の生んだ子とすれば、とりもなおさず武はつまり趙氏の嫡子である。しかし晉世家ではまた庶子としている。

晉世家に「景公十七年、同・括を殺した。そこでまた趙武の邑を返還した」と（あるの）は、晉年表では景十七年にまた「趙武に田邑を返還した」といつているのに、趙世家にまた「十五年後」といっていれば、一人が書き記した書物でありながら、既にこのように矛盾している。（そこで）屠岸賈の事は荒唐無稽なことから出ており、司馬遷は出鱈目を採録したので、根據とするには足らないのだということが益々分かるのである。『史記』の諸世家は多く『左傳』・『國語』を採録することで文を作っている。（それなのに）ただこの一事に限って一切二書を用いずに、ただ異説を取つており、しかも自ら矛盾しているのを知らないのである。司馬遷が過剰に變わった話を好んだということは本當であるなあ。

（桑瀬 明子）

鐘盤燭籥之遞誤竟使名賢橫被誣讐成千古之冤獄由此以觀則韓非子所云宓子賤不驕而死於人手韓詩外傳所云柳不惠殺身以成信皆戰國以後誤傳之詞非實事也

按田常殺子我一事史記於齊世家則全用左傳原文應亦予

8 宰我與田常作亂之誤

史記及孔子家語俱云宰豫爲臨菑大夫與田常作亂以夷其族孔子恥之則宰豫蓋嘗助逆者及閱呂氏春秋與左傳相印證乃知非

監止爲兩人又誤闕止監止子我爲三人宜乎以予我爲宰豫也

【原文】

宰豫事而傳聞之誤謬也呂氏慎勢篇云齊簡公有臣曰諸御鞅謂公曰陳常與宰豫甚相憎若相攻則危上矣願君去其一人也簡公弗聽未幾陳常果攻宰豫卽簡公于廟簡公嘆曰吾不用鞅之言至於此亦見淮南子人閒篇而左傳哀十四年齊簡公之在魯也闕止有寵焉及歸卽位使爲政陳成子憚之諸御鞅謂公曰陳闕闕不可竝也君其擇焉弗聽子我「杜註闕止字也」逢陳逆殺人遂執之陳氏使逆僞病而遺以酒肉使醉守者而殺之以逃成子兄弟四乘如公宮子我在幄出迎之成子入閉子我於門外公執戈將擊陳氏太史子餘曰非不利也將除害也子我歸屬徒攻闔不克乃出奔陳氏追而殺諸郭陳恆「卽田常」遂執公於舒州公曰吾早從鞅之言不及此二書所載同一事也而一以爲闕止一以爲宰豫則以闕止字子我宰豫亦字子我故呂氏遂誤以此事屬之宰豫而史記及家語不竝知其詳又以爲宰豫與田常作亂而夷族輾轉傳訛正如

然卽以子我爲宰豫則宰豫之死亦以攻田常不克而被殺非黨于常也乃宰豫傳何以又云與田常作亂益可知史記追敍戰國以前之事抵誤舛謬多不可信矣「又按史記李斯上書二世言田常爲簡公臣布惠施德陰取齊國殺宰豫于庭東坡志林引之以證弟子傳宰豫與田常作亂之誤謂李斯乃荀卿弟子去孔子不遠所引宜得其實云此亦但明宰子之非黨於田常而不知宰豫本無被殺之事也」

【書き下し】

宰我と田常 亂を作すの誤り

『史記』及び『孔子家語』俱に云ふ「宰豫臨菑大夫と爲り、田常と亂を作し以て其の族を夷す。孔子之を恥づ」と。則ち宰豫蓋し嘗て逆を助くるとは、『呂氏春秋』を閲て『左傳』と相印證するに及び乃ち、宰豫の事に非ずして、傳聞の誤謬なるを知るなり。呂氏慎勢篇に云ふ「齊の簡公に臣有り、諸御鞅と曰ふ。公に謂ひて曰く『陳常と宰豫とは甚だ相憎む。若し相攻むれば則ち上危ふくせん。願はくは君其の一人を去れ』と。簡公聽かず。未だ幾ばくならずして陳常果たして宰豫を攻む。簡公廟に即ふ。簡公嘆じて曰く『吾鞅の言を用ひずして、此に至る』と」と。亦

『淮南子』人間篇に見ゆ。而るに『左傳』哀十四年に「齊の簡公の魯に在るや、闕止寵有り。歸りて位に卽くに及び政を爲さ使む。陳成子之を憚る。諸御鞅 公に謂ひて曰く『陳と闕は竝ぶ可からざるなり。君其れ擇べ』と。聽かず。子我「杜註に闕止の字なりと」陳逆の人を殺すに逢ひ、遂に之を執ふ。陳氏逆をして病と偽わらしめて、遺るに酒肉を以てし守者を醉はしめ之を殺し以て逃がしむ。成子の兄弟、四乗して公宮に如く。子我幄に在り、出でて之を迎ふ。成子入りて子我を門外に閉づ。公戈を執りて將に陳氏を擊たんとす。太史子餘曰く『利非ざるにあらざるなり。將に害を除かんとするなり』と。子我歸りて徒を屬め、闡を攻めて克たず、乃ち出奔す。陳氏追ひて諸を郭に殺す。陳恒「即ち田常」遂に公を舒州に執ふ。公曰く『吾早く鞅の言に従はば、此に及ばざらん』と」と。二書、載す所は同一の事なり。而ども一は以て闕止と爲し、一は以て宰豫と爲す。則ち闕止の字は子我、宰豫も亦字は子我なるを以ての故に呂氏遂に誤り、此の事を以て之を宰豫に屬す。而して『史記』及び『家語』並に其の詳なるを知らず。又以て宰豫と田常と亂を作し、族を夷すと爲し、輒轉訛を傳へること正に鐘盤燭籥の遞ひに誤るが如し。竟ひに名賢をして横

に誣讐を被らしめ、千古の冤獄を成さしむ。此に由り以て
觀れば則ち『韓非子』の云ふ所の「宓子賤鬪はずして、人
の手に死す」、『韓詩外傳』の云ふ所の「柳不惠 身を殺し
て以て信を成す」は皆戰國以後、誤傳の詞實事に非ざるな
り。

接するに田常・子我を殺すの一事、『史記』は齊世家に於
て則ち全て『左傳』の原文を用ひれば、應に亦子我の即
ち闕止なるを知るべし。而るに田齊世家に於て則ち又闕
止を以て監止と爲し、子我を以て監止の宗人と爲す。下
に又云ふに「田氏の徒^{*}追ひて子我及び監止を殺す」と。
是史遷既誤りて闕止と監止を兩人と爲し、又誤りて闕止・
監止・子我を三人と爲す。宜なるかな、子我を以て宰豫
と爲すや。然らば即ち子我を以て宰豫と爲せば則ち宰豫
の死も亦た田常を攻めて克たずして殺さるるを以てし、
常に黨するに非ざるなり。乃ち宰豫傳何を以て又田常と
亂を作すと云はん。益々知る可し、『史記』戰國以前の
事を追敍するに、抵誤舛謬、信ず可からざるもの多し。
〔又接するに『史記』李斯二世に上書して言ふ、「田常簡
公の臣^{*}と爲り、惠を布し德を施し陰に齊の國を取る。宰
豫を庭に殺す」と。『東坡志林』に之を引きて以て弟子

傳の宰豫と田常と亂を作すの誤りを證して謂ふ、「李斯
は、乃ち荀卿の弟子。孔子を去ること遠からず。引く所
宜く其の實を得るべし」としか云ふ」と。此も亦但だ宰子
の田常に黨するに非ざるを、明らかにするのみにして、
宰本より殺さるるの事無きを知らざるなり】

【語註】

○宰豫臨畜……『史記』卷六十七 仲尼弟子列傳「宰我爲
臨畜大夫、與田常作亂、以夷其族、孔子恥之」と有る。○
齊の簡公に……『呂氏春秋』慎勢篇に「齊簡公有臣曰諸御
鞅、諫於簡公曰陳成常與宰豫、之二臣者甚相憎也、臣恐其
相攻也。相攻唯固則危上矣。願君之去一人也。簡公曰非而
細人所能識也。居無幾何、陳成常果攻宰豫於庭、即簡公於
廟。簡公喟焉太息曰「餘不能用鞅之言、以至此患也」失其
數、無其勢、雖悔無聽鞅也與無悔同、是不知恃可恃而恃不
恃也。周鼎著象、爲其理之通也。理通、君道也」と有る。

○齊の簡公に……『春秋左氏傳』卷五十九に「齊簡公之在
魯也、闕止有寵焉。及即位、使爲政。陳成子憚之、驟顧諸
朝。諸御鞅言於公曰陳、闕不可竝也、君其擇焉弗聽。子我
夕、陳逆殺人、逢之、遂執以入。陳氏方睦、使疾、而遺之

潘沐、備酒肉焉、饗守囚者、醉而殺之、而逃。子我盟諸陳於陳宗。……中略……子行舍於公宮。夏、五月壬申、成子兄弟四乘如公。子我在幄、出、逆之、遂入、閉門。侍人禦之、子行殺侍人。公與婦人飲酒于檀臺、成子遷諸寢。公執戈、將擊之。大史子餘曰非不利也、將除害也。成子出舍于庫、聞公猶怒、將出、曰何所無君劍子行抽劍、曰需、事之賊也。誰非陳宗・所不殺子者、有如陳宗乃止。子我歸、屬徒、攻閨與大門、皆不勝、乃出。陳氏追之、失道於弇中、適豐丘。豐丘人執之以告、殺諸郭闉。成子將殺大陸子方、陳逆請而免之。以公命取車於道、及耏、眾知而東之、出雍門、陳豹與之車、弗受、曰逆爲餘請、豹與餘車、餘有私焉。事子我而有私於其讎、何以見魯、衛之士・東郭賈奔衛。庚辰、陳恆執公于舒州。公曰吾早從鞅之言、不及此」○宓子賤……『韓非子』難言第三に「……關龍逢斬、萇宏分脢、尹子・於棘、司馬子期死而浮於江、田明辜射、宓子賤、西門豹不而魏。此十數人者、皆世之仁賢忠良有道術之士也、不幸而遇悖亂閭惑之主而死。……」と有る。○田氏の徒……『史記』卷四十六田敬仲完世家に「子我者、監正之宗人也、常與田氏有郤。田氏疏族田豹事子我有寵。子我曰吾欲盡滅田氏適、

以豹代田氏宗。豹曰臣於田氏疏矣。不聽。已而豹謂田氏曰子我將誅田氏、田氏弗先、禍及矣。子我舍公宮、田常兄弟四人乘如公宮、欲殺子我。子我閉門。簡公與婦人飲檀臺、將欲擊田常。太史子餘曰田常非敢爲亂、將除害。簡公乃止。田常出、聞簡公怒、恐誅、將出亡。田子行曰需、事之賊也。田常於是擊子我。子我率其徒攻田氏、不勝、出亡。田氏之徒追殺子我及監正」と有る。○田常簡公の……『史記』卷八十七李斯列傳に「是時二世在甘泉、方作穀抵優俳之觀。李斯不得見、因上書言趙高之短曰臣聞之、臣疑其君、無不免之。以公命取車於道、及耏、眾知而東之、出雍門、陳豹與之車、弗受、曰逆爲餘請、豹與餘車、餘有私焉。事子我而有私於其讎、何以見魯、衛之士・東郭賈奔衛。庚辰、陳之富與公家均、布惠施德、下得百姓、上得・臣、陰取齊國、殺宰豫於庭、卽簡公於朝、遂有齊國。此天下所明知也。今高有邪佚之志、危反之行、如子罕相宋也。私家之富、若田氏之於齊也。兼行田常・子罕之逆道而劫陛下之威信、其志若韓・爲韓安相也。陛下不圖、臣恐其爲變也。二世曰何哉。夫高、故宦人也、然不爲安肆志、不以危易心、絜行脩善、自使至此、以忠得進、以信守位、朕實賢之、而君疑之、何也。且朕少失先人、無所識知、不習治民、而君又老、恐

與天下絕矣。朕非屬趙君、當誰任哉。且趙君爲人精廉彊力、下知人情、上能適朕、君其勿疑。李斯曰不然。夫高、故曠人也、無識於理、貪欲無厭、求利不止、列勢次主、求欲無窮、臣故曰殆。二世已前信趙高、恐李斯殺之、乃私告趙高。高曰丞相所患者獨高、高已死、丞相卽欲爲田常所爲。於是二世曰其以李斯屬郎中令」と有る。

【現代語釋】

『史記』及び『孔子家語』はともに「宰豫は臨菑の大夫となり、田常とともに亂を起こして、其の一族を皆殺しにした。孔子はそのことを恥じた」としている。つまり思うに宰豫が逆を助けたというのは、『呂氏春秋』と『左傳』を照らし合わせることで、宰豫の事ではなく、傳聞の間違いがあることがわかる。『呂氏春秋』慎勢篇に「齊の簡公に臣下がおり、諸御鞅といった。（諸御鞅が）簡公に言うには『陳常と宰豫とは非常に憎みあっております。もし互いに攻め合えば、君の身が危うくなるでしょう。できますなら君が二人のうち一人を遠ざけるのがよろしいでしょう』と。簡公は聞き入れなかつた。またいくらも經たないうちに陳常はやはり宰豫を攻めた。簡公は正殿に引きこもつた。

簡公は嘆じてこう言つた『私は鞅の進言を用いなかつたから、こうなつてしまつたのだ』とある。また（これは）『淮南子』人間篇にも見ることができる。そうはいつても『左傳』哀公十四年に「齊の簡公が魯にいた時、闕止が寵愛を受けた。歸國して位に就いてから（闕止に）政治をさせた。陳成子はこの事におそれを感じた。（そこで）諸御鞅が簡公に進言して『陳（成子）と闕（止）とは並べて用いるべきではありません。君どちらかお選び下さい』と言つた。（簡公は）聞き入れなかつた。子我「杜預の註に「闕止の字である」とある」は（陳成子の一族である）陳逆が人を殺した所を目撃し、すぐに陳逆を捕らえた。陳氏は陳逆を病だと偽らせて、酒や肉を差し入れ看守を酔わせて殺し、陳逆を逃がした。陳成子の兄弟が四臺の車に乗つて公宮に向かつた。子我は陣營の中にいたが、陣營から出て彼らを出迎えた。陳成子は陣營に入り、子我を門の外に閉め出した。簡公は戈を取り（襲つてきた）陳成子を擊とうした。太史の子餘が『（君に）不利になるようなことはありません、害を除こうとしているのです』と言つた。子我は歸つて家臣を集め小門を攻めたが、勝てなかつたので逃げ出した。陳氏は（子我を）追つて郭闢の地で殺した。

陳恆「つまり田常」は簡公を舒州に捕らえた。簡公は『私が早く諸御鞅の進言に従っていれば、こんな事にはならなかつたろう』と言つた」と。『呂氏春秋』と『左傳』の二書は記載する内容は同一である。それなのに、一つは闔止とし、一つは宰豫としている。つまり、闔止の字は子我、宰豫もまた字が子我であるために、呂氏は結果として誤り、この事からこれを宰豫としたのだ。『史記』や『孔子家語』はともにその詳しいことをわかつていらない。また宰豫と田常とが亂を起こし、一族を皆殺しにしたとするのは、次から次へと嘘を傳え、まさに釣り鐘とたらい、蠅燭と笛を間違えるようなものだ。とうとう名高い賢者にほしいままに侮蔑を受けさせ、後世までの濡れ衣を着させたのだ。このようにして見てみれば、『韓非子』が言う所の「宓子は争わないのに人の手によって死んだ」や、『韓詩外傳』の言う所の「柳不惠は自らを殺すことで信をなした」というのは、皆戦國以後の誤った史傳の言葉であって、事實ではない。

考えてみると、田常が子我を殺すという一節について、『史記』の齊世家では全て『左傳』の原文を用いていたならば、當然また子我がつまり闔止であることを知つて

いたはずだ。そうはいっても田（常）は齊世家ではまた闔止を監止とし、子我を監止の同族としている。その後にまた「田氏の家臣が子我及び監止を追つて殺す」と言っている。これは司馬遷がすでに間違えて闔止と監止とを二人の人物とし、また間違えて闔止・監止・子我を三人の人物としているのだ。子我を宰豫としてしまうのももつともである。そうであるなら、子我を宰豫と考えれば、宰豫の死もまた田常を攻めて勝てずに殺されたのであり、田常を助けたのではない。ということになると宰豫傳はどうして田常と乱を起こすと言つたのだろうか。いつも明らかなのは、『史記』は戦國以前の事を付け加えて述べていて、食い違いや間違えがあり、信用できないものが多い。「また考るに『史記』で、李斯が二世皇帝に奏上して「田常は簡公の臣下となり、施しを廣め、ひそかに齊の國を乗つ取つた。宰豫を廷内で殺した」と言つてゐる。『東坡志林』はこの事を引いて、弟子傳の宰豫と田常とが乱を起こしたということの誤りを指摘して、「李斯は荀卿の弟子である。孔子からそう離れてゐるわけではない。引いてきた部分はその事實に沿つてゐるだろう」といつてゐる。これもまたただ宰豫が田常を助

けたのではないということを明らかにしただけで、宰豫はもともと殺された事實が無いこと知らないのである】

（飯田智子）

【原文】

9 齊湣王伐燕之誤

齊伐燕一事孟子手自著書以爲齊宣王此豈有錯誤乃史記則以爲湣王遂致後人紛粉之疑按國策韓齊爲與國篇燕增以國與子之國中大亂適秦魏伐韓田臣思曰秦伐韓則楚趙必救而齊可以乘燕之亂是天以燕賜我也齊王乃起兵攻燕三十日而舉燕此篇所言齊王尙未確指宣王而燕王增旣立篇則明言子之之亂儲子勸齊宣王因而仆之并載孟子勸王伐燕之語宣王因令章子將五都兵伐之是伐燕之爲宣王無可疑也史記所以係之湣王者則以湣王之走死實因樂毅伐齊而樂毅之伐齊實因齊破燕而爲燕昭王報怨想齊伐燕與燕破齊之事相距不甚遠而湣王在位二十九年燕齊相報不應如是之久故不得不以伐燕爲湣王不知此亦在國策特史遷未詳考耳國策言齊破燕之後二年燕昭王始立又昭

王築宮事郭隗篇言昭王與百姓同甘苦二十八年然後以樂毅爲將破齊七十餘城是齊破燕至燕破齊之歲相去本有三十餘年則

【書き下し】

齊の湣王 燕を伐つの誤り

破燕者宣王而爲燕所破者湣王國策原自明白蓋宣王破齊之後不久卽卒湣王嗣位二十九年乃爲燕所破計其年歲正與燕昭二十八年之數約畧相符史遷漫不加考故於燕世家則云子之之亂孟子謂湣王曰此文武之時不可失也王因令章子將兵伐之而田齊世家則宣湣兩王俱不載伐燕之事忽於湣王二十九年突出樂毅爲燕伐齊一段可見史遷並未細核年歲遂難於敘次強以係之湣王而不知國策之文原自與孟子相合也况將兵之章子卽匡章也匡章在威王時已將兵伐秦若如史記所云則歷威王三十六年宣王十九年湣王二十六七年其人不且歷宦八九十年乎有是理乎「通鑑以史記所載與孟子不合乃以威王宣王之卒各移下十年謂伐燕係宣王十九年事然宣王在位僅十九年而燕人立太子平又在伐燕後二年則燕畔仍在湣王時與孟子所記宣王慙於孟子之語不合故顧寧人又謂當以宣王之卒再移下十二三年此說更屬武斷古國君在位之年豈後人可憑空增損總由於不會留意燕昭卽位二十八年始報怨一語遂有此紛粉也以此一語爲據則孟子所記宣王伐燕正是實事而史記移爲湣王之誤自不待言并無俟諸家之強移年歲矣】

齊 燕を伐つの一事が、孟子手づから自ら書を著し以て齊の宣王と爲す。此れ豈に錯誤有らんや。乃ち史記は、則ち以て「潛王」と爲し、遂に後人をして紛糾の疑を致す。按するに國策の韓・齊・與國爲りの篇に、「燕の增國を以て子之に與ふ。國中大亂す。適々秦・魏は韓を伐つ。田臣思曰く、『秦韓を伐たば、則ち楚・趙必ず救はん。而して齊は以て燕の亂に乗ず可し。是れ天 燕を以て我に賜ふなり』と。齊王は乃ち兵を起して燕を攻め、三十日にして燕を擧ぐ」と。此の篇に言ふ所の齊王は、尙ほ未だ確かに宣王を指さず、而して燕王增既に立つの篇に、則ち「子之の亂に、儲子 齊の宣王に勧む。『因て之を任せ』と」と。并せて孟子の王に勧めて燕を伐たんとする語を載せ、「宣王因て章子をして五都の兵を將る、之を伐たしむ」と明言す。是れ燕を伐つの宣王爲ること疑ふ可き無きなり。

史記の之を潛王に係くるの所以の者は、則ち潛王の走死は、實は樂毅の齊を伐つに因り、而して樂毅の齊を伐つは、實は齊の燕を破り、燕の昭王の爲に怨を報ゆに因る。想ふに齊の燕を伐つと燕の齊を破るとの事は、相ひ距たること甚しくは遠からず。而して潛王の位に在ること二十九年。燕・齊相ひ報ゆは、應に是の如きの久しきべからざるを以て

の故に燕を伐つを以て潛王と爲さざるを得ず。知らず、此れ亦た國策に在り。特だ史遷は未だ詳しく述べ考へざるのみ。國策に、「齊 燕を破るの後二年にて燕の昭王始めて立つ」と言う。又た昭王 宮を築き郭隗に事ゆの篇に、「昭王百姓と甘苦を同じくすること一十八年。然る後 樂毅を以て將と爲し、齊の七十餘城を破る」と言ふ。是れ齊の燕を破るより燕の齊を破るに至るまでの歳は、相ひ去ること本より三十餘年有れば、則ち燕を破る者は宣王にして、燕の破る所と爲る者は潛王なり。國策は原より自ら明白。蓋し宣王は齊を破るの後、久しからずして即ち卒す。潛王の位を嗣ぎて二十九年、乃ち燕の破る所と爲る。其の年歳を計ふれば、正に燕昭二十八年の數と約畧相ひ符す。史遷 漫りに考を加えず。故に燕世家に於ては、則ち「子之の亂に、孟子 潛王に謂ひて曰く、『此れ文武の時失ふ可からざるなり』と。王因て章子をして兵を將る、之を伐たしむ」と云ふ。而るに田齊世家に、則ち宣・潛兩王俱に燕を伐つの事を載せざるも、忽ち潛王二十九年に於て樂毅の燕の爲に齊を伐つ的一段を突出す。見る可し史遷 並して未だ年歳を細核せず、遂に敘次に難まれ、強ひて以て之を潛王に係け、而して國策の文は原より自ら孟子と相ひ合するを知ら

ざるを。况んや兵を將ゆの章子は即ち匡章なるをや。匡章

威王の時に在りて、已に兵を將みて秦を伐つ。若し史記の云ふ所の如く、則ち威王三十六年・宣王十九年・湣王二十六七年を歷れば、其の人且に歷宦八九十年ならんとせざらんや。是の理有らんや。「通鑑は史記の載する所と孟子との合せざるを以て、乃ち威王・宣王の卒を以て、各々下十年に移し、燕を伐つは宣王十九年の事に係ると謂ふ。然るに宣王の位に在るは僅かに十九年、而して燕人太子平を立つるは、又た燕を伐つの後二年に在れば、則ち燕の畔くは、仍ち湣王の時に在りて、孟子記す所の宣王、「孟子に慙づ」の語と合せず。故に顧寧人も又た「當に宣王の卒を以て、再び下十二三年に移すべし」と謂ふ。此の説更に武斷に屬す。古の國君位に在るの年は、豈に後人増損を憑空す可けんや。總るに曾て燕昭の位に即くこと二十八年始めて怨に報ゆの一語に留意せざるに由り、遂に此の紛糾有るなり。此の一語を以て據と爲せば、則ち孟子に記す所の宣王・燕を伐つは、正に是れ實事、而して史記移して湣王と爲すの誤りなること、自ら言ふを待たず、并せて諸家の強ひて年歲を移すを俟つ無し】

【語注】

○孟子—梁惠王下に「齊人伐燕勝之。宣王問曰、或謂寡人勿取、或謂寡人取之。以萬乘之國伐萬乘之國、五旬而舉之。人力不至於此、不取必有天殃。取之何如。孟子對曰、取之而燕民悅則取之。古之人有行之者武王是也。取之而燕民不悅則勿取。古之人有行之者文王是也」と有り、「齊人伐燕取之。諸侯將謀救燕。宣王曰、諸侯多謀伐寡人者。何以待之。孟子對曰、臣聞七十里爲政於天下者、湯是也。未聞以千里畏人者也」と有る。○湣王—『史記』卷三十四燕召公世家に「三年、國大亂、百姓恫恐。將軍市被與太子平謀、將攻子之。諸將謂齊湣王曰、因而赴之、破燕必矣。齊王因令人謂燕太子平曰、寡人聞太子之義、將廢私而立公、飭君臣之義、明父子之位。寡人之國小、不足以爲先後。雖然則唯太子所以令之。太子因要黨聚衆、將軍市被圍公宮、攻子之不克。將軍市被及百姓反攻太子平、將軍市被死、以徇。因擣難數月、死者數萬、衆人恫恐、百姓離志。孟軻謂齊王曰、今伐燕、此文武之時、不可失也。王因令章子將五都之兵、以因北地之衆以伐燕。士卒不戰、城門不閉、燕君噲死、齊大勝。燕子之二年、而燕人共立太子平、是爲燕昭王」と有る。○國策—『戰國策』三十三篇。漢の劉向編。周元

王から秦始皇帝までに至る、諸子の遊説の説を國別に集めたもの。○燕の潛：—『戰國策』卷四 齊に「韓齊爲與國。張儀以秦魏伐韓。齊王曰、韓吾與國也。秦伐之。吾將救之。田臣思曰、王之謀過矣。不如聽之。子增與子之國、百姓不戴、諸侯弗與。秦伐韓、楚趙必救之。是天下以燕賜我也。」王曰、善。乃許韓使者而還之。韓自以得交於齊。遂與秦戰。楚趙果遽起兵而救韓。齊因起兵攻燕、三十日而舉燕國」と有る。○子之一『戰國策』卷九 燕に「子之之三年、燕國大亂、百姓恫怨。將軍市被太子平、謀將攻子之。儲子謂齊閔宣王、因而仆之、破燕必矣。」と有る。○宣王：—『戰國策』卷九 燕に「燕人恫怨、百姓離意。孟軻謂齊宣王曰、今伐燕、此文武之時、不可失也。王因令章子將五都之兵、以因北地之衆、因北地之衆、以伐燕。士卒不戰、城門不閉。燕王噲死、齊大勝燕。子之」、二年而燕人立太子平。是爲燕昭王」と有る。○樂毅—戰國の燕の人。樂羊の後裔。趙楚魏燕韓の五國の兵を率いて齊七十餘城を下した功績により、昌國に封じられ、昌國君と號せられる。『史記』卷八十に傳有り。

○齊 燕を：—『戰國策』卷九 燕に「齊大勝、燕子之亡。二年而燕人立公子平、是爲燕昭王」と有る。○昭王：—『戰國策』卷九 燕に「於是昭王爲隗築宮而師之。樂毅自魏

往、鄒衍自齊往、劇辛自趙往、士爭湊燕。燕王弔死問生、與百姓同其甘苦」十八年。國殷富、士卒樂佚輕戰。於是遂以樂毅爲上將軍、與秦楚三晉合謀以伐齊。齊兵敗、閔王出走於外。燕兵獨追北、入至臨淄、盡取齊寶、燒其宮室宗廟。齊城之不下者、唯獨从卽墨」と有る。○子之の亂—『史記』卷三十四 燕召公世家に「孟軻謂齊王曰、今伐燕、此文・武之時、不可失也。王因令章子將五都之兵、以因北地之衆、以伐燕」と有る。○田齊世家—『史記』卷四十六 田敬仲完世家に「四十年、燕秦楚三晉合謀、各出銳師以伐、敗我濟西。王解而卻。燕將樂毅遂入臨淄、盡取齊之寶藏器。湣王出亡」、之衛。衛君辟宮舍之、稱臣而共具。湣王不遜、衛人侵之。湣王去、走鄒魯、有驕色」と有る。○通鑑—宋・司马光撰『資治通鑑』二百九十四卷。周威烈王から五代後周世宗までの史實を編年體で記した歴史書。『資治通鑑』卷二周紀二顯王の三十六年に「齊威王薨、子宣王辟彊立。知成侯賣田忌、乃召而復之」と有り、同書卷三周紀三赧王上の元年に「燕子史爲王三年、國內大亂。將軍市被與太子平謀攻子史。……齊王令章子將五都之兵、因北地之衆以伐燕。燕士卒不戰、城門不閉。齊人取子史、醢之。遂殺燕王湣。……是歲、齊宣王薨、子增王地立」と有る。○孟子

に慙づ一『孟子』公孫丑下に「燕人畔。王曰、吾甚慙於孟子。陳賈曰、王無患焉」と有る。○顧寧人—顧炎武。清の江南崑山の人。號は亭林。清朝考證學の開祖の一人。著に『日知錄』『音韻五書』『金石文字記』『天下郡國利弊書』等が有る。『清史稿』卷四百八十一に傳有り。○當に宣王…一『日知錄』卷二十六 通鑑に「孟子以伐燕爲宣王事、與史記不同。通鑑以威王宣王之卒、各移下十年、以合孟子之書。今按史記、湣王元年、爲周顯王之四十六年、歲在著雍閼茂。又八年燕王增讓國于相子之。又二年齊破燕、殺王增。又二年、燕人立太子平、則已爲湣王之十二年。而孟子書、吾甚慙于孟子。尙是宣王、何不以宣王之卒。移下十二三年、則於孟子之書、無不皆合。而但拘於十年之成數邪」と有る。

【現代語譯】

齊が燕を討伐した一件は、孟子自ら書を著して齊の宣王であるとしている。これは誤りではない。というのは『史記』では齊の湣王のことであるとして、結果、後世に論議を招いている。考えてみると『戰國策』の韓・齊 與國爲りの篇に「燕（王）の（子）增が國土を（宰相の）子之に與えた。（その爲）燕の國中が大いに亂れた。たまたまその時、

秦・魏は共同して韓を討伐した。（そこで齊の臣下の）田臣思が『秦が韓を討伐すれば、楚と趙が必ず救濟するあります』とある。すると齊は燕の内亂に乗じることが出来ます。（そこで）齊王は、出兵して燕を攻め、三十日で燕を支配した」とある。この篇で言っている齊王とは、確實に宣王であるとは言い難く、加えて燕王增既に立つの篇には、「子之の内亂にあたり、儲子が齊の宣王に『（内亂に）乗じて（燕を）倒してください』と勧めた。」とある。あわせて孟子が齊王に燕の討伐を勧めた言葉を掲載して、「宣王は章子に命じて五都の部隊を率い、燕を討伐させた」と明言している。このことから燕を討伐したのが宣王であるということは疑い無い。『史記』がこれを湣王に關連づけている理由は、湣王が逃れ死んだのは、實際は樂毅が齊を討伐した爲であり、そして樂毅が齊を討伐したのは、實は齊が燕を破つて、（以前仕えていた）燕の昭王の爲に仇を討つた爲である。思うに齊が燕を討伐したのと燕が齊を破つたのは、それほどの時間差があるわけではない。そして湣王の在位は二十九年間である。燕と齊それぞれの報復は、

伐したのは湣王であるとみなさずにはいられなかつた。これもまた『戰國策』に記載されていることを知らなかつたためである。とりわけ司馬遷はこのことを深く考えなかつただけである。『戰國策』に「齊が燕を破つた二年後、燕の昭王が始めて即位した」とある。また昭王宮を築き郭隗に事ゆの篇に「昭王は百姓と苦樂を共にすること二十八年に及んだ。その後、樂毅を將軍として、齊の七十餘城を攻略した」とある。これは齊が燕を破つた時から燕が齊を破つた時までの年月は、元來三十餘年であるので、燕を討伐したのは宣王であり、燕が討伐したのは湣王なのである。『戰國策』はもとより明白である。おそらく宣王は齊を破つて後、間もなく死亡したのであろう。湣王の在位二十九年目に、燕が齊を破つた。その年月を數えてみれば、まさしく燕の昭王の二十八年とほぼ一致している。司馬遷はむやみやたらと自分の考えを加えなかつた。だから『史記』燕召公世家では、「子の内亂にあたり、孟子が湣王に、『この時こそあたかも文王・武王が殷の紂王を討伐したような絶好の機會でありまして、この時（燕の討伐）を見逃してはなりません』と述べた。（そこで）齊王は章子に命じて出兵させ、燕を討伐した」と言つてゐる。一方『史記』田

敬仲完世家には、宣王・湣王が燕を討伐した一件は記録されていないが、湣王の二十九年、樂毅將軍が燕の爲に齊を討伐したというくだりが突然記録されている。司馬遷は決して年月をことこまかに考證することはなく、その結果、話の流れに氣を取られ、あえてこの一件を湣王に關連づけ、その上『戰國策』の一文は、もとから『孟子』と一致していることを知らなかつたということが分かる。まして部隊を引率していた章子が匡章であることなど知るはずもない。匡章は威王の臣下であった時、既に部隊を率いて秦を討伐した。もし『史記』の記述のように、威王三十六年・宣王十九年・湣王二十六七年を過ごしていたならば、匡章その人でさえ、その職歴は八九十年に及んでしまう。このような道理があるはずはない。『資治通鑑』は『史記』の記載と『孟子』とが一致していないことから、威王・宣王の卒年を、それぞれ十年後に移動し、（齊の）燕の討伐の年を宣王十九年の事であると言つてゐる。しかし宣王の在位は僅か十九年間であり、その後、燕人が太子平を國王の位に立てたのは、また燕を討伐してから二年後のことなので、燕が（齊に）背いたのは、つまり湣王の時であつて、『孟子』に記載されている宣王が、「孟子に恥じいつた」とい

う言葉とその年月が一致していない。だから顧寧人もまた「まさしく宣王の卒年は、さらに後十二三年の時に移すべきである」と言っている。この見解はなおさら強引である。

古代の君主の在位期間について、後世の人は根據無く増損すべきではない。總じて言えば燕の昭王の在位二十八年、始めて仇を討ったという一語に注目しないが爲に、その結果としてこのような異見が亂立したのである。この一語を根據とすれば、『孟子』に記載されている宣王が燕を討伐する一件は、まさしく事實であり、『史記』が（年月を）移して湣王の時としたことの誤りは、言うまでもなく、同様に後世の諸家がむやみに年月を移動するのを待つ必要はない

（河井 義樹）

漢高紀帝初定三秦出關刦五諸侯兵東伐楚應劭註五諸侯雍翟塞殷韓也如淳曰塞翟魏殷河南也韋昭曰塞翟韓殷魏也顏師古則謂諸說皆非是年十月常山王張耳河南王申陽韓王鄭昌俱降

【原文】

10 楚漢五諸侯

三月魏王豹降又虜殷王卬則五諸侯常山河南韓魏殷也其時雍侯漢降者凡七河南王申陽降殷王司馬卬被擄皆以其地爲郡韓王鄭昌降以其國封韓王信張耳脫身歸漢初無兵從皆不得與五諸侯之數惟塞王司馬欣翟王董翳降漢後卽以兵從而魏豹傳漢定三秦豹卽以兵屬漢從擊楚於彭城韓王信傳信擊降鄭昌遂封信爲韓王亦以兵從陳餘雖不親至而漢遣以僞張耳頭卽遣兵從擊楚是五諸侯者乃塞翟韓魏及陳餘所遣兵也顏吳二說相較吳說似更爲有據然塞王欣卬王翳卽降後卽以其地置隴西北地等郡與申陽鄭昌等同非仍使之王其地則不得尚謂之諸侯也且彭城敗後二王卽走降楚則其在漢軍中并未必將兵而淮陰侯傳云漢定三秦出關收魏河南韓「卽鄭昌」殷「卽司馬卬」王皆降合齊趙共擊楚彭城是五諸侯內又有齊趙矣然則漢所刦五諸侯乃魏河南韓齊趙也至項羽贊云三年遂將五諸侯滅秦吳仁傑亦未見分晰按羽本紀救趙時但云諸侯軍救鉅鹿者十餘壁而不言何國惟陳餘傳謂是時燕齊楚皆救趙羽旣破秦兵自必并此諸軍皆將之然僅燕齊及趙三國耳若滅秦後所封諸侯凡十八九人則又不止五諸侯蓋羽所將五諸侯當以六國後已立爲王者爲斷當羽救趙引兵西入秦時韓王成未從其從入關者魏王豹親自引兵燕王韓廣遣其將臧荼趙王歇遣其相張耳齊亦有將田都此四國

在五諸侯數内無疑其一則別有齊王建之孫田安下濟北數城引
兵降羽封爲濟北王此乃田齊之嫡孫當亦在五諸侯之列也然則
是時田榮雖背楚而羽所將五諸侯齊實有其二也有

【書き下し】

楚漢五諸侯

漢高紀に「帝は初め三秦を定む。關を出で五諸侯の兵を却
かし、東して楚を伐つ」と。應劭は、「五諸侯とは、雍・
翟・塞・殷・韓なり」と註し、如淳は、「塞・翟・魏・殷・
河南なり」と曰ひ、韋昭は、「塞・翟・韓・殷・魏なり」
と曰ふ。顏師古は則ち「諸説は皆非なり。是の年の十月、
常山王張耳・河南王申陽・韓王鄭昌俱に降る。三月、魏
王豹降る。又殷王卬を虜にすれば、則ち五諸侯は常山・
河南・韓・魏・殷なり。其の時、雍王章邯は尚ほ廢邱に圍
まるれば、必ず五諸侯の數に在らざるなり」と謂ふ。吳仁
傑は又「是の時、諸侯の漢に降る者は凡て七。河南王申陽
は降り、殷王司馬卬は擄はる。皆其の地を以て郡と爲す。
韓王鄭昌降り、其の國を以て韓王信を封す。張耳身を脱
し漢に歸すは、初め兵無くして從ふ。皆五諸侯の數に與か
るを得ず。惟だ塞王司馬欣・翟王董翳のみ漢に降るの後、

即ち兵を以て從ふ。而るに魏豹傳に『漢三秦を定む。豹
は即ち兵を以て漢に屬し、從ひて楚を彭城に擊つ』と、韓
王信傳に『信鄭昌を擊ち降らす。遂に信を封じて韓王と
爲す』とは、亦た兵を以て從ふ。陳餘は、親ら至らずと雖
も、而れども漢は遺るに偽張耳の頭を以てす。即ち兵を遣
り從ひて楚を擊つ。是れ五諸侯なる者は乃ち塞・翟・韓・
魏及び陳餘の遣る所の兵なり」と謂ふ。顏・吳の二説相
ひ較ぶれば、吳説は更に據有ると爲すに似たり。然れども
塞王欣・翟王翳既に降るの後、即ち其の地を以て隴西・
北地等の郡を置き、申陽・鄭昌等に與へ、同に仍ほ之をし
て其の地に王たらしむに非ざれば、則ち尚ほ之を諸侯と謂
ふを得ざるなり。且つ彭城敗らるるの後、二王は即ち走
りて楚に降れば、則ち其れ漢軍中に在りて并して未だ必ず
しも兵を將ひず。而も淮陰侯傳に「漢三秦を定む。關を
出で魏の河南を收め、韓〔即ち鄭昌〕・殷〔即ち司馬卬〕
王は皆降り、齊・趙を合はせ共に楚の彭城を擊つ」と云ふ
は、是れ五諸侯の内に又齊・趙有るなり。然ば則ち漢の却
かす所の五諸侯は、乃ち魏・河南・韓・齊・趙なり。項羽
の贊に「三年にして遂に五諸侯を將ひて秦を滅ぼす」と云
ふに至りては、吳仁傑亦た未だ分晰を見さず。按するに

羽本紀の趙を救ひし時は、但だ「諸侯の軍の鉅鹿を救ふ隅十餘壁」と云ふのみにして、何の國かを言はず。惟だ陳餘傳のみ「是の時、燕・齊・楚皆趙を救ふ」と謂ふ。羽は既に秦兵を破り、自ら必ず並びに此の諸軍は皆之を將とす。然るに僅かに燕・齊及び趙の三國なるのみ。若し秦を滅ぼせし後封ぜらるる所の諸侯は凡そ十八九人なれば、則ち又五諸侯に止まらず。蓋し羽の將ひし所の五諸侯は、當に六國の後、已に立ちて王と爲る者を以て斷と爲すべし。羽趙を救ひ兵を引き西して秦に入りし時に當りて、韓王成は未だ從はず。其の從ひて關に入る者は、魏王豹 親ら自ら兵を引き、燕王韓廣 其の將臧荼を遣はし、趙王歇 其の相張耳を遣はし、齊も亦た將田都有れば、此の四國 五諸侯の數の内に在るは疑い無し。其の一は則ち別に齊王建の孫田安有り。濟北の數城を下し、兵を引き羽に降りて、封ぜられて濟北王と爲る。此れ乃ち田齊の嫡孫なれば、當に亦五諸侯の列に在るべし。然らば則ち是の時、田榮 楚に背くと雖も、而れども羽の將ひる所の五諸侯、齊實に其の二有るなり。

【語注】

○帝は初め……『漢書』卷一高帝紀上に「夏四月、田榮弟橫收得數萬人、立榮子廣爲齊王。羽雖聞漢東、旣擊齊、欲遂破之而後擊漢、漢王以故得劫五諸侯兵、東伐楚」と有る。○應劭は……『漢書』卷一高帝紀上「漢王以故得劫五諸侯兵」の注に「應劭曰、雍翟塞殷韓也」と有る。○如淳は……『漢書』卷一高帝紀上「漢王以故得劫五諸侯兵」の注に「塞翟魏殷河南也」と有る。○韋昭は……『漢書』卷一高帝紀上「漢王以故得劫五諸侯兵」の注に「翟古は則……『漢書』卷一高帝紀上「漢王以故得劫五諸侯兵」の注に「翟古曰、塞翟韓殷魏也。雍時已敗」と有る。○顏師古は則……『漢書』卷一高帝紀上「漢王以故得劫五諸侯兵」の注に「師古曰、諸家之說皆非也。張良遺羽書云、漢欲得關中、如約卽止、不敢復東。東謂出關之東。今羽聞漢東之時、漢固已得三秦矣。五諸侯者、謂常山河南韓魏殷也。此年十月、常山王張耳降、河南王申陽降、韓王鄭昌降。三月、魏王豹降、虜殷王卬。皆在漢東之後、故知謂此爲五諸侯。時雖未得常山之地、據功臣表云張耳棄國、與大臣歸漢、則亦有士卒也。又叔孫通傳云二年漢王從五諸侯入彭城。爾時雍王猶在廢丘被圍、卽非五諸侯之數也。尋此紀文昭然可曉、前賢注釋、竝失指趣」と有る。○是の時……吳仁傑。宋の人、字は斗南。淳熙の進士。蠹隱・蠹隱居士と號す。朱熹の門人。經史に通じ、

『古周易』・『洪範辨圖』などを著す。『兩漢刊誤補遺』卷一

五跳侯一に「漢王以故得刦五諸侯之兵。諸家釋五諸侯不同。

應劭以爲塞翟商韓雍。徐廣以爲塞翟商魏河南。韋昭以爲

塞翟商韓魏。顏師古則又以爲商韓魏河南常山。刊誤曰、常

山安得有兵五諸侯隅陳餘其一也。仁傑曰、去常山而取陳餘

之兵固然他從顏氏則憑未之盡也。按元年塞卬降、二年常山

王耳・河南王申陽・韓王昌・魏王豹相繼皆降、又虜商王卬。

跳侯之歸漢隅凡七。申陽之降命以其國爲河南郡、鄭昌之降

命以其國封韓王信、而司馬卬被虜其地、自爲河內郡此三人

皆已國除不得五諸侯意張耳與大臣歸漢、不言與兵俱、唯塞

翟魏有國如故而韓王信常將韓兵從并趙相陳餘所遣兵是爲五

諸侯兵」と有り、五諸侯二に「魏豹傳、漢王定三秦。豹以

國屬焉、遂從擊楚於彭城。異姓王表韓信以從伐楚功封。陳

餘傳、漢擊楚使使告趙求類張耳隅持其頭遺餘、乃遣兵而塞

翟兩王固各以其賦從此五諸侯兵可考見于史者淮陰侯傳曰、

漢之敗彭城塞王翟王亡降楚、趙亦與楚和、魏王至國亦反、

至是五跳侯其不背漢隅韓王一人。故紀言諸侯見漢敗皆叛去

是也。且史稱劫五諸侯兵、則以兵爲主、故趙以遣兵助漢、

在五諸侯之數、而常山王不與焉。然叔孫通傳言、漢王從五

諸侯入彭城不言兵隅殆史氏省文也。通鑑於此但云、率諸侯

之兵、恐有脫字。至項監本紀贊將五諸侯兵滅秦、此舉山東六國言之與高帝劫五諸侯兵不同」と有る。○漢三秦……

『漢書』卷三十三魏豹田儋韓信傳に「漢王還定三秦、渡臨

晉、豹以國屬焉、遂從擊楚於彭城」と有る。○信鄭昌……

『漢書』卷三十三魏豹田儋韓信傳に「信急擊韓王昌、昌降

漢。乃立信爲韓王、常將韓兵從」と有る。○淮陰侯傳に……

『史記』淮陰侯列傳に「八月、漢王舉兵。東出陳倉、定

三秦。漢二年、出關、收魏河南、韓殷王皆降、合齊趙共擊

楚。四月、至彭城、漢兵敗散而還」と有る。○三年に……

『史記』卷七項羽本紀に「三年、遂將五諸侯滅秦」と有る。

○羽本紀の……『史記』卷七項羽本紀に「諸侯軍救鉅鹿下

者十餘壁、莫敢縱兵」と有る。○陳餘傳のみ……『漢書』

卷三十二張耳陳餘傳に「當是時、燕・齊・楚聞趙急、皆來救」と有る。

【現代語譯】

『漢書』高帝紀に「高祖は最初三秦を平定した。函谷關を出て五諸侯の兵を強迫し、東方へ行き楚を討伐した」と有る。應劭は、「五諸侯とは、雍・翟・塞・殷・韓のことである」と注を付け、如淳は、「塞・翟・魏・殷・河南である」と注を付け、如淳は、「塞・翟・魏・殷・河南であ

る」と言い、韋昭は、「塞・翟・韓・殷・魏である」と言う。顏師古はそこで「諸説は全て誤りである。この年の十月に、常山王の張耳・河南王の申陽・韓王の鄭昌がこそつて漢に投降し、三月には、魏王の豹が投降した。また殷王の印を捕虜としているので、つまり五諸侯とは常山・河南・韓・魏・殷である。その時、雍王の章邯は、依然として廢邱で包囲されていたのだから、決して五諸侯の中に數えられるわけがない」と言っている。吳仁傑は又「この時に諸侯の中で漢に投降したのは全部で七諸侯である。河南王の申陽は投降し、殷王の司馬卬は捕虜となつた。（これらの諸侯が治めていた）土地は全て郡とした。韓王の鄭昌が投降すると、その國の領土には韓王信を封じた。張耳が脱出して漢に歸屬したのは、當初は兵を率いることなく從軍した。これらは全て五諸侯の數に入れることはできない。ただ塞王の司馬欣と翟王の董翳だけが漢に投降した後、兵を率いて從軍した。そうであるのに魏豹傳に「漢が三秦を平定した。豹は兵を伴つて漢に歸屬し、漢軍に從軍して楚を彭城で攻撃した」とあり、また韓王信傳に「信が鄭昌を攻撃し投降させた。（高祖は）信にこの土地を與え韓王とした」というのは、これもまた兵を伴つて從軍している。陳

餘は、本人は參陣しなかつたが、漢は張耳によく似た者の首を贈った。そこで（陳餘は）兵を派遣して漢に従つて楚を攻撃した。ここでいう五諸侯とはつまり塞・翟・韓・魏と陳餘が派遣した兵である」と言っている。顏師古と吳仁傑の二説をそれぞれ比較すると、吳説はより根據があるようである。そうはいっても塞王欣と翟王翳が投降した後には、彼らの領土に隴西や北地等の郡を設置し、申陽や鄭昌等に（領土として）與えて、それらの王をいざれも舊領で再び王としなかつたことから、これらは諸侯ということはできないのである。そもそも彭城（の漢軍が）が敗れ後、二王はすぐに逃亡し楚に投降したので、彼らは漢軍中では決して兵を率いることに及ばなかつたのである。まして淮陰侯傳に「漢が三秦を平定した。函谷關を出て魏の河南を手に入れた。韓王「つまり鄭昌のこと」と殷王「つまり司馬卬のこと」は投降し、齊と趙と共同して楚の彭城を攻撃した」と言っているので、この五諸侯の中に齊と趙が入るのだ。そうであるならば漢が強迫した五諸侯は、ほかでもなく魏・河南・韓・齊・趙である。『史記』項羽本紀の贊に「三年のうちにとうとう五諸侯を統率して秦を滅ぼした」と言っている點については、吳仁傑もまだ詳細な説を示し

ていい。考るに『史記』項羽本紀の趙を救つた場面は、ただ「諸侯の軍で鉅鹿を救いに來た者は、十數箇所に砦を築いた」というだけであり、どこの國であるかは言つていない。ただ陳餘傳だけが「この時、燕・齊・楚が趙を救つた」といつている。項羽は既に秦兵を破つており、當然諸侯の連合軍は項羽を大將としたはずである。それなのに（史書に見えるのは）僅かに燕・齊と趙の三箇國だけである。もし秦を滅ぼした後に土地を與えられた諸侯がおおよそ十八九人いるのならば、五諸侯におさまることは出來ない。思うに項羽が統率した五諸侯は、六國の後、まもなく自立して王となつた者で決定すべきである。項羽が趙を救い兵を率い西方に行き秦に入つた時になつても、韓王成は從わなかつた。項羽に従つて關に入つた諸侯は、魏王豹が自分で兵を率い、燕王の韓廣は武將の臧荼を派遣し、趙王の歇は宰相の張耳を派遣し、齊も同様に武將の田都がいるので、以上の四箇國が五諸侯の數の中に在るのは疑いが無い。殘る一つは、これらとは別に齊王建の孫である田安がいた。濟北の城を幾つか落とし、兵を伴つて項羽に投降して、土地を與えられて濟北王となつた。この人物は田齊の嫡孫があるので、これもまた五諸侯の中に入れるべきであ

ない。ただ陳餘傳だけが「この時、燕・齊・楚が趙を救つた」といつている。項羽は既に秦兵を破つており、當然諸

【原文】

11 三戸

楚南公曰楚雖三戸亡秦必楚蘇林曰但有三戸在其怨深足以亡秦也凌以棟乃以項羽使蒲將軍引兵渡三戸擊破秦兵遂以南公所云三戸爲地名殊太泥矣曰雖三戸以見其人之少猶將報怨被秦兵也所渡之三戸顏師古註在鄭西三十里若南公所云三戸卽是此地楚之遺民安得在鄭西哉又按左傳趙孟命士蔑執蠻子以界楚師於三戸杜註今丹水縣北有三戸亭此又另一地也

【書き下し】

三戸

* 楚の南公曰く「楚は三戸と雖も秦を亡ぼすは必ず楚なり」と。蘇林曰く「^{*}但だ三戸在る有るのみも其の怨みは深く、以て秦を亡ぼすに足るなり」と。凌以棟は乃ち項羽は蒲將軍をして兵を引き三戸を渡り秦兵を擊破せしめるを以て、

る。そうであれば、この時に田榮が楚に背いたといつても、項羽が統率した五諸侯の中の齊は實際には二つあつたのだ。

（關 清孝）

遂に南公の云ふ所の三戸を以て地名と爲すは殊に太だ泥めり。「三戸と雖も」と曰ふは以て其の人の少きも猶ほ將に怨みに報ひ秦兵を破らんとするを見すなり。渡る所の三戸は顏師古は「鄴の西三十里に在り」と註す。若し南公の云ふ所の三戸即ち是れ此の地なれば、楚の遺民安んぞ鄴の西に在るを得んや。又按するに左傳に「趙孟は士蔑に命じて蠻子を執へ、以て楚師に三戸に界はしむ」と。杜は「今丹水縣の北に三戸亭有り」と註す。此れ又別の一地なり。

【語注】

○楚の南公曰……『史記』卷七項羽本紀に「故楚南公曰楚雖三戸亡秦必楚也」と有る。○蘇林——三國魏の人。字は孝友。『漢書』に註した。『三國志』卷二十一に傳有り。○但だ三戸在……『史記』卷七項羽本紀の集解に「瓚曰楚人怨秦雖三戸猶足以亡秦也」と有り、索隱に「臣瓚與蘇林解同」と有る。又『漢書』顏師古註には「蘇林曰但令有三戸在其有。又『漢書』顏師古註には「蘇林曰但令有三戸在其怨深足以亡秦」と有る。○凌以棟——明代の人。名は稚隆、字は以棟。『史記評林』『漢書評林』『五車韻瑞』等を撰した。『五車韻瑞』卷六十一に「相州澄陽縣界有三戸津南公識興廢者知秦亡必于三戸。後項羽渡三戸津破章邯軍秦遂亡」

と有る。○鄴の西三十里……『漢書』卷三十二項籍傳の註に在る。○趙孟は士蔑……『左氏傳』哀公四年に「蠻子聽ト遂執之與其五大夫以界楚師于三戸」と有る。○今の丹水縣——『左傳』杜預註に「今丹水縣北三亭」と有る。

【現代語譯】

(『史記』で) 楚の南公は「三戸となつても秦を亡ぼすのは必ず楚である」という。蘇林は「但だ三戸あるだけでもその怨みは深くて秦を亡ぼすに足りる」という。凌以棟は、

項羽が蒲將軍に兵を率いて三戸を渡り秦兵を擊破させたのにより、そこで南公のいった三戸を地名としたのは殊更にこだわっている。「たった三戸だけではあるが」というのはその人數が少なくとも、それでも怨みに報い秦兵を破ろうとするのを示したのである。渡った三戸については、顏師古は「鄴の西三十里にある」と註している。もし南公のいいた三戸がとりもなおさずこの場所であつたならば楚の遺民がどうして鄴の西に居ることができるだろうか。又考えてみると、『左傳』に「趙孟は士蔑に命じて蠻子をとらえ、楚の師に三戸で引き渡させた」とある。杜預は「今の丹水縣の北に三戸亭がある」と註しているが、これもまた

別の一つの土地である。

(齋藤 昭敏)

の賢王をして萬餘騎を將、廣武に屯し、以て南し晉陽に至る」と。又妻敬傳に「^{*}上、敬の『匈奴を擊つべからず』と言ふを以て、以て妄言して軍を阻むと爲し、乃ち敬を械繫して廣武に至る」と。此の廣武は晉陽に在り。漢書地理志に「^{*}太原郡に廣武縣有り」とは是なり。後漢書は周黨及び王霸は皆「太原廣武の人」と。又杜茂傳に「茂に詔して晉陽の廣武に屯田、以て胡寇に備へしむ」と。此晉陽の廣武なり。

韓王信懼誅逃入匈奴與冒頓謀攻漢匈奴使左右賢王將萬餘騎

屯廣武以南至晉陽又妻敬傳上以敬言匈奴不可擊以爲妄言阻

【語註】

○漢王項羽……『史記』卷七 項羽本紀に「楚漢久相持未決、丁壯苦軍旅、老弱罷轉漕。項王謂漢王曰天下匈匈數歲者、徒以吾兩人耳、願與漢王挑戰決雌雄、毋徒苦天下之民父子爲也。漢王笑謝曰吾寧鬪智、不能鬪力。項王令壯士出

挑戰。漢有善騎射者樓煩、楚挑戰三合、樓煩輒射殺之。項王大怒、乃自被甲持戟挑戰。樓煩不敢視、手不敢發、遂走還入壁、不敢復出。漢王使廣武築城、相ひ對す。名けて廣武と曰ふ。敖倉の西、三室人間問之、乃項王也。漢王大驚。於是項王乃卽漢王相與臨

山の上に在り」と曰ふは是なり。「韓王信誅せらるるを懼廣武閒而語。漢王數之、項王怒、欲一戰。漢王不聽、項王

伏弩射中漢王。漢王傷、走入成皋」と有る。○滎陽に兩城……『史記』卷七 項羽本紀の集解に「孟康曰、於滎陽築兩城相對爲廣武、在敖倉西三皇山上」と有る。○韓王信……『史記』卷九十三 韓信盧綰列傳に「匈奴仗左右賢王將萬餘騎與王將等屯廣武以南、至晉陽。與漢兵戰、漢大破之、追至于離石、復破之」と有る。○上敬の匈奴を……『史記』卷九十九 劉敬叔孫通列傳に「上怒、罵劉敬曰、齊虜。以口舌得官、今迺妄言沮五軍、械繫敬廣武」と有る。○詔して茂……『後漢書』卷二十一 朱景王杜馬劉傅堅馬列傳第十二に「東方既平、七年、詔茂引兵北屯田晉陽・廣武、以備胡寇」と有る。

【現代語譯】

楚・漢の時に、廣武という土地が二つあった。「漢王と項

羽とが廣武山の間を隔てて語りあつた」という部分の廣武は滎陽にある。孟康が「滎陽に二つの城を築き、對峙していた。これを廣武と名づけ、敖倉の西、三室山の上にあつた」と言うのはこの事である。「韓王信は（謀反を企てる）殺されるのをおそれて、匈奴へ逃走し、冒頓と謀って漢を攻めた。匈奴の冒頓

は、左右の賢王に一萬餘りの騎兵を率いて廣武に駐屯させた。そして南進して晉陽へ入った」と。また婁敬傳では「高祖は婁敬の『今匈奴を攻めるべきではありません』という言葉を、でたらめを言つて行軍を阻むものだとして、敬に手鎖をして廣武へ連れて行った」と。この廣武は晉陽にある。『漢書』地理志に「太原郡に廣武縣がある」とあるのはこの（晉陽の廣武の）事である。『後漢書』では周黨や王霸はみな「太原廣武の人である」とあり、また杜茂傳にも「杜茂に詔して晉陽の廣武に屯田させ、胡寇の攻撃に備えさせた」とある。これも晉陽の廣武である。

（飯田 智子）

【原文】

13 司馬貞史記索隱
史記高祖每酤留飲酒饌數倍索隱曰高祖大度既貰飲則饌其數倍價也按饌與售同賣物受直也武負王媼皆酒家每值高祖酤飲則人競買之其獲利較倍於常也宣帝少時從民間買餅所從買家輒大饌正與此相類蓋高祖本紀自澤陂遇神至芒碭雲氣皆記高祖微時符瑞而此特其一端耳索隱乃謂貰飲而償厚價則下文折

券句又何說也。又沛公畧南陽郡南陽守騎走保城守宛。沛公夜引兵從他道還。更旗幟。黎明圍宛城三匝。索隱曰：「^{*}黎猶比也。謂比至天明也。此蓋本徐廣音義史記如意死黎明孝惠帝出獵還音義云黎比也。將明之時也。按黎黑也。黎明猶書所云昧爽詩所云昧旦耳。楚漢春秋上攻宛匿旌旗人銜枚馬束舌雞未鳴圍宛城三匝。夫曰雞未鳴正將明而尚晦之候也。索隱必援徐廣說訓爲比字亦固矣。又惠景間侯者年表序諸侯子弟若肺腑索隱曰：「^{*}棟木札也。」樹木皮也。喻人主疎末之親如札於木皮附於樹也。據此則肺腑之義如中山王所云葭莩及葵邑獨斷所云瓜葛也。然魏其武安侯傳蛻得爲肺腑索隱曰：「如肝肺之相附也。」則又與前注自相矛盾矣。按史文本作肺腑而轉肺爲棟轉腑爲柂。釋之以木札樹皮反失之穿鑿矣。」

【書き下し】

史記に「高祖 酷して留まり飲む毎に、酒讌ること數倍す」と。索隱に曰く、「高祖 大度ありて、既に貰飲すれば、則ち其の數倍の價を讌るなり」と。按するに讌と售とは同じ、物を賣り直を受くなり。武負・王媼は皆酒家なり、高祖の酷して飲むに値ふ毎に、則ち人競ひて之を買ふ、其の利を獲ること較く常より倍するなり。宣帝 少き時、民間より餅を買ひ、從ひて買ふ所の家は輒ち大いに讌る。正に此れ

と相類す。蓋し高祖本紀の「澤の陂に神に遇ふ」より「芒・殲の雲氣」に至るまで、皆高祖の微しき時の符瑞を記して、此れは特に其の一端なるのみ。索隱に乃ち「貰飲」と謂ふ。而るに厚價に償ゆれば、則ち下文の「^{*}券を折る」の句は又何の説ぞや。又「^{*}沛公 南陽郡を畧し、南陽の守の騎走り、城を保ちて宛を守る。沛公夜兵を引き他の道より還り旗幟を更め、黎明宛城を圍むこと三匝なり」と。索隱に曰く、「^{*}黎は猶ほ比のごときなり。天明に至る比を謂ふなり」と。此れ蓋し徐廣の音義に本づく。史記に「如意死す。黎明孝惠帝出獵して還る」の音義に「^{*}黎は比なり。將に明けんとする時なり」と云ふ。按するに黎とは黒なり。黎明は猶ほ書に云ふ所の「昧爽」、詩に云ふ所の「昧旦」のごときのみ。楚漢春秋に「^{*}上宛を攻むるに、旌旗を置し、人は枚を銜み、馬は舌を束ぬ。雞未だ鳴かざるに、宛城を圍むこと三匝なり」と。夫れ「雞未だ鳴かず」と曰ふは、正に將に明けんとするも尚ほ晦きの候なり。索隱は必ず徐廣の説棟を援き、訓じて比字と爲すは亦た固なり。又惠景間侯者年表の序に「諸侯の子弟は肺腑の若し」と。索隱に曰く、「^{*}棟、木札なり。柂、木皮なり。人主疎末の親の札木より出て、皮に樹に附するが如きに喻ふるなり」

と。此れに據れば則ち肺腑の義は中山王の云ふ所の「葭莩」及び蔡邕の獨斷に云ふ所の「瓜葛」の如きなり。然れども魏其武安侯傳に「蛻得て肺腑と爲る」と。索隱に「肝肺の相附するが如きなり」と曰へば、則ち又前注と自ら矛盾せり。按するに史の文は本「肺腑」に作るも「肺」を轉じて「株」と爲し、「肺」を轉じて「树」と爲す。之を釋するに木札・樹皮を以てするは、反つて之を穿鑿に失へり。

【語注】

○高祖 酷し……『史記』卷八高祖本紀。○高祖 大度……『史記』卷八高祖本紀の索隱に「蓋高祖大度、既貰飲、且讎其數倍價也」と有る。○宣帝 少き……『漢書』卷八宣帝紀に「每買餅、所從買家輒大讎、亦以是自怪」と有る。○澤の陂に……『史記』卷八高祖本紀に「其先劉媪嘗息大澤之陂、夢與神遇」と有る。○芒・碭の……『史記』卷八高祖本紀に「秦始皇帝常曰、東南有天子氣、於是因東游以厭之。高祖既自疑、亡匿、隱於芒碭山巖石之間。呂后與人俱求、常得之。高祖怪問之。呂后曰、季所居上常有雲氣、故從往常得季。高祖心喜。沛中子弟或聞之、多欲附者矣」

と有る。○券を折る——『史記』卷八高祖本紀に「高祖每酷留飲、酒讎數倍。及見怪、歲竟、此兩家常折券弃責」と有る。○沛公 南陽……『史記』卷八高祖本紀に「略南陽郡、南陽守騎走、保城守宛。沛公引兵過而西。張良諫曰、沛公雖欲急入關、秦兵尙衆、距險。今不下宛、宛從後擊、彊秦在前、此危道也。於是沛公乃夜引兵從他道還、更旗幟、黎明、圍宛城三匝」と有る。○黎は猶ほ比……『史記』卷八高祖本紀の索隱に「音犁。黎猶比也、謂比至天明也」と有る。○徐廣の音義——『史記』卷一百一十一衛將軍驃騎列傳の集解に「徐廣曰、遲、一作黎」と有る。又索隱に「上音值、待也。待天欲明、謂天明也。諸本多作黎明。鄒氏云黎、遲也。然黎、黑也、候天將明猶黑也」と有る。○如意死す……『史記』卷九呂太后本紀に「孝惠元年十二月、帝晨出射。趙王少、不能蚤起。太后聞其獨居、使人持酈飲之。犁明、孝惠還、趙王已死」の部分の意譯。○黎は比なり……『史記』卷九呂太后本紀の集解に「徐廣曰、犁猶比也。諸言犁明者、將明之時」と有る。○昧爽——『尚書』太甲上に「先王昧爽不顯、坐以待旦」と有る。又『尚書』牧誓に「時甲子昧爽」と有る。又『尚書』武成に「甲子昧爽」と有る。○昧旦——『毛詩』鄭風女曰鶴鳴に「女曰鶴鳴、士曰

昧旦」と有る。○上宛を……『史記』卷八高祖本紀の索

隱に「按、楚漢春秋曰上南攻宛、匿旌旗、人銜枚、馬束舌、鷄未鳴、圍宛城三匝也」と有る。又『太平御覽』卷三百五十七に「陸賈楚漢春秋曰、高祖向咸陽、南趣宛。宛堅守不下。乃匿其旌旗、人銜枚、馬束口、龍舉而翼奮、鷄未鳴、圍宛城三匝。宛城降」と有る。○諸侯の子弟……『史記』卷十九惠景閒侯者年表に「及孝惠訖孝惠閒五十載、追修高祖時遺功臣、及從代來、吳楚の勞、諸侯子弟若肺腑、外國歸義、封者九十有餘」と有る。○柿、木札……『史記』卷十九惠景閒侯者年表の索隱に「柿府二音。柿、木札也、附、木皮也。以喻人主疏末之親、如木札出於木、樹皮附於樹也。」詩云如塗塗附、注云附、木皮也」と有る。○葭莩……『漢書』卷五十三景十三王傳に「今羣臣非有葭莩之親、鴻毛之重」と有る。○瓜葛……『獨斷』卷下に「凡與先帝先後有瓜葛者、及諸侯王、大夫郡國計吏」と有る。○蚘 得て……『史記』卷一百七魏其武安侯列傳に「蚘得爲肺膾、所存音樂狗馬田宅」と有る。○肝肺の相附……『史記』卷一百七魏其武安侯列傳の索隱に「腑音府。肺音廢。言如肝肺の相附」と有る。

【現代語釋】

『史記』に「高祖は酒を買ってそこで留まって飲むたびに、（店の）酒が賣れること數倍であった」という。『索隱』には「高祖は度量が大きく、すでにつけで飲んでいれば、その數倍の値段の酒が賣れた」と言っている。考えてみると、「讎」字と「售」字は同じ意味で、物を賣つて代金を得ることである。武負・王媼はみな居酒屋であり、高祖が酒を買って飲むのに出會うたびに、人は競つて酒を買ひ、その得た利益はほぼいつもの時よりも倍であった。宣帝は幼い頃、民間庶民から餅を買ひ、買ってもらつた家はそのたびごとに大いに餅が賣れた。まさしくこの話と似たものである。思うに、高祖本紀の「澤の堤で神に出會う」という記述から「芒・礪の雲氣」という記述まで、すべて高祖が身分の低い頃の瑞兆を書き記しており、この（高祖が酒を買って賣れ行きが上がるという）話は特に瑞兆の一部なのである。『索隱』には「つけて飲んだ」と言つている。そうであるのに充分な賣り上げにうめあわせたならば、その下文に「つけの書き付けを破る」の句はさらに何を言つているのだろうか。そしてさらに「沛公は南陽郡を攻略し、南陽の郡守である騎は逃走し、宛城を固守した。沛公は夜に兵

を率いて別の道から引き返し、旗（の色）を變え、黎明になる頃には宛城を三重に包圍した」という。『索隱』には「黎」とは『比』と同様である。夜明けに至る頃の時間を「黎」という。この説は思うに徐廣の音義に基づいたものである。『史記』に「如意が亡くなつた。その黎明の頃、孝惠帝は出獵して戻ってきた」という箇所の音義に「黎」は『比』である。今ちょうど夜が明けようとする時間である」と言つてゐる。考えてみると、「黎」とは黒である。「黎明」は、『尚書』にいわれる「昧爽」や『毛詩』にいわれる「昧旦」のようなものである。『楚漢春秋』には「主上が宛を攻めるときに、旗を隠し、人は枚を咬み、馬は舌を束ねた。鶏がまだ鳴かない頃に、宛城を三重に取り囲んだ」という。そもそも「鶏がまだ鳴かない」というのは、まさしく今ちょうど夜が明けようとしているがまだ暗い時間のことである。『索隱』は必ず徐廣の説を援用し、「比」字と讀むことはやはり頑固である。さらに惠景閒侯者年表の序には「諸侯の子弟は肺腑のようだ」という。『索隱』には「柿は、木の札である。柾は、木の皮である。人主は粗末なものの親であることが、札が木から出て、皮が樹に附いているようなことに喻えたのである」という。これに

よれば「肺腑」の意味は、中山王のいわれる「葭莩」や蔡邕の『獨斷』にいわれる「瓜葛」のようなものである。そうであつても魏其武安侯傳には「蛻得て肺腑となつた」という記述があり、『索隱』に「肝臟と肺臟がくつついでいるようである」と言つていれば、さらに前の注釋と自分で矛盾してしまつてゐるのだ。考えてみると、『史記』の文章は始め「肺腑」に作つていて、「肺」を轉じて「柿」とし、「腑」を轉じて「柾」としたのである。このことを解釋する場合、「木の札」や「樹の皮」を用いるのは、かえつて言葉を穿ちすぎて正しい解釋を失くしたのである。

（沼尻 俊裕・大湯 健児）

【原文】

14 漢書

史記通記古今人物與專記一代之史不同故立陳涉世家項羽本紀蓋已編作列朝之事也然尊羽爲紀冠於本朝帝王之上究屬非體陳涉王數月而敗身死無子亦難列爲世家班書陳項俱改爲列傳誠萬世不易之體例又史記於高祖本紀後卽繼以呂后紀而孝惠御極七年竟不書雖其時朝政皆出於母后然春秋於魯昭公之

出奔猶每歲書公在乾侯豈有嗣主在位又未如廬陵王之遭廢而竟刪削不載者班書補之義例精矣史記鴻門宴樊噲入衛沛公一事敘在項羽紀而噲本傳轉稍略班書則詳於噲傳而羽傳從略以增之功宜敘噲傳且省兩處複敘也齊悼惠王肥入朝呂后以鳩酒令其爲壽將毒之孝惠欲與俱起爲壽呂后恐乃自起反厄趙幽王友以諸呂女爲后不愛愛侘姬諸呂女訴之呂后遂召王餓死此二事史記皆詳敘呂后本紀欲以著呂后之忍班書則各敘於齊趙本傳亦較爲得法蓋著作之事創者難而踵而爲之者必更精審也然固亦有疎漏者項籍傳田榮怨楚乃自立爲齊王予彭越將軍印令反梁地是彭越之印榮所予也而彭越傳則曰齊王田榮叛項王漢乃使人賜越將軍印使下濟陰以擊楚則又以爲漢予之印矣項籍傳項梁使使趣田榮發兵共擊章邯榮曰楚殺田假趙殺田角田間我乃發兵梁曰田假與國之王窮來歸我乃不忍殺則項梁之言也而田儋傳乃載楚懷王曰田假與國之王窮而來歸殺之不誼則又屬懷王之言矣齊哀王起兵誅諸呂使祝午給琅琊王澤至齊而陰議立齊王爲帝齊王乃資送之至長安是起兵始於齊哀王澤爲所欺始設計入長安也而澤傳又云太后崩澤曰帝少諸呂用事諸劉孤弱引兵與齊王合謀而西至梁聞灌嬰屯榮陽澤還兵備西界遂驅至長安則又似起兵由澤始事矣吳王濞傳七國反周亞夫至雒

陽間計於鄧都尉都尉教以以梁委吳但輕兵絕其糧道使吳梁相敝乃以全力制之亞夫從其策是以梁委吳之計亞夫至雒陽後遇鄧都尉始定也而亞夫傳則謂亞夫初受命卽請於上曰楚兵剽輕難與爭鋒願以梁委之絕其食道乃可制也上許之是此策亞夫未出長安早定於胸中不待至雒問鄧都尉矣按吳楚盡銳攻梁梁求救亞夫亞夫不往梁上書言天子天子詔亞夫往救亞夫仍守便宜自非先奏帝其敢抗詔吉乎則以梁委吳之計當是亞夫早定而吳王濞傳所云問計於鄧都尉者不免岐互也武帝本紀元光元年策賢良於是董仲舒公孫宏等出焉按仲舒對策在建元之初並不與公孫宏同時本紀所云亦誤平當傳云漢興惟韋平父子至宰相按絳侯周勃相文帝其子條侯亞夫相景帝亦父子宰相也班氏何以忘之武帝陳皇后廢以百金奉司馬相如相如爲后作長門賦以悟帝后復得幸此事宜載之陳皇后傳而竟不書鉤弋夫人被謫送獄夫人叩頭帝曰趣行汝不得活正見帝憲呂后之禍剛決如此宜載之鉤弋夫人傳亦竟不書但云有過謫死史記酷吏傳趙禹張湯義縱傳末書後一歲張湯亦死見湯與縱之酷相似也漢書旣以張湯另入列傳不在酷吏內矣乃縱傳末仍云後一歲張湯亦死有何來歷照應耶又史記不專記漢事故古今人物臚列不遺班氏旣作漢書則所記皆漢事也乃班昭續之又作古今人表何也其所列人品

等第更多未當張晏曰老子元默仲尼所師文伯之母達於典禮乃

在第四田單以孤城復全齊魯連之忽於榮利蘭子之伸威於秦退

讓廉頗乃皆在第五而大姬巫怪好祭鬼神寺人孟子怨刺作詩乃

反在第三其餘紛錯更不可勝數又貨殖傳范蠡子貢白圭皆非漢

人也乃亦仍史記之舊一并列之安所謂漢書耶此實班書第一蛇

足也又王莽篡位班書不列入本紀而別爲莽傳附於卷末固是但

其體例仍似本紀敘事後漢張衡以爲莽傳但應載篡事至於編年

紀月宜爲元后本紀此亦創論然元后歿後莽尚未敗則宜何書衡

又以爲宜以更始之號建于光武之前似直欲爲更始作本紀者此

却謬論愚謂是時并不必立元后紀而立孺子嬰本紀爲是孺子嬰

被更始所殺之歲卽光武建元建武之歲年月略無空缺更不煩彷

史記秦楚之際特立年月表也「余旣創此論自以爲得作史之法

及閱文心雕龍有云子宏雖僞要當孝惠之嗣孺子誠微實繼平帝

之體二子可紀何有於二后哉則謂王莽傳宜改作孺子嬰紀實有

先獲我心者惟孝惠後當立子宏本紀之說則不達於理子宏旣非

劉氏子安得舍眞母后而反紀僞主耶」

後世修史遂成官書古時如司馬遷李延壽之類則自作一家著

述班彪改史記爲漢書亦是私史至其子固欲續成其業爲人所

告誣以私改國史明帝取其書閱而善之乃使固終成前所著是

漢書已屬官書矣其八表及天文志未就和帝又詔其妹昭續之

又令馬融兄續繼昭成之是續漢書不特班昭又有馬續矣至其
體例刪去世家而存紀傳陳勝項籍俱入列傳中此皆班彪所定
非固所爲也見彪本傳

【書き下し】

漢書

史記は古今の人物を通記し、一代を專記するの史とは同じ

からざるが故に陳涉世家・項羽本紀を立つ。蓋し已に列朝

の事を編作すれども、然れども羽を尊びて紀を爲し、本朝

帝王の上に冠したるは、究めて非體に屬す。陳涉は王たること

數月にして敗れ、身は死し子も無ければ、亦た列したこと

世家と爲し難し。班書陳・項をば俱に改めて列傳と爲す

は、誠に萬世不易の體例なり。又史記は高祖本紀の後に於

て、卽ち繼ぐに呂后紀を以てす。而るに孝惠の御極七年は

竟に書せず。其の時朝政皆母后より出づと雖も、然れども

春秋は魯の昭公の出奔するに於てすら、猶ほ歲毎に「公

乾侯に在り」と書す。豈に嗣主位に在るに、又未だ廬陵

王の廢に遭ふが如からざるに、竟に刪削して載せざる者有

らんや。班書之を補ふは義例精なり。史記は「鴻門の宴

に、樊噲入りて沛公を衛る」の一事は、敘して項羽紀に在

りて、轉本傳には轉々稍略す。班書は則ち增傳に詳かにして、羽傳に略に從ふは、增の功は宜しく増傳に敘すべく、且つ兩處の複敘を省くを以てなり。「齊悼惠王肥」入朝するに、呂后は鳩酒を以て、其れをして壽を爲さしめ、將に之を毒せんとす。孝惠は與に俱に起ちて壽を爲さんとす。呂后恐れて乃ち自ら起ちて巵を反す」「趙幽王友 諸呂の女を以て后と爲すも愛さず、侘姫を愛す。諸呂の女之を訴ふ。呂后遂に王を召して餓死せしむ」此の一事、史記は皆呂后本紀に詳叙し、以て呂后の忍を著さんと欲す。班書は則ち各々齊・趙本傳に敘ぶるは、亦た較々法を得たりと爲す。蓋し著作の事は、創むる者は難くして、踵ぎて之を爲す者は必ず更に精審なり。然れども固も亦た疎漏なる者有り。項籍傳に「田榮 楚を怨み、乃ち自立して齊王と爲り、彭越に將軍の印を予へ、梁の地に反せしむ」と。是れ彭越の印は、榮の予ふる所なり。而るに彭越傳には則ち「齊王田榮 項王に叛くや、漢は乃ち人をして越將軍に印を賜ひ、濟陰を下りて以て楚を擊たしむ」と曰へば、則ち又以て漢は之に印を予ふと爲す。項籍傳に「項梁 使を使はして田榮を趣し、兵を發して共に章邯を擊たんとす。榮は『楚田假を殺し、趙田角・田間を殺さば、我乃ち兵を發せん』

と曰ひ、梁は『田假は與國の王、窮し來りて我に歸せば、我乃ち殺すに忍びず』と曰ふ」と。則ち項梁の言なり。而るに田儋傳には乃ち「楚の懷王『田假は與國の王、窮して來りて歸すれば、之を殺すは不誼なり』と曰ふ」と載すれば、則ち又懷王の言に屬す。「齊哀王 起兵して諸呂を誅さんとし、祝午をして琅琊王澤を給きて齊に至らしめ、而ち陰かに午をして其の國の兵を發して之を將るしむ。澤は國に反るを得ず。乃ち齊王に説き、先に長安に入り、諸大臣と議りて齊王を立てて帝と爲さんことを願ふ。齊王は乃ち資もて之を送り、長安に至らしむ」と。是れ起兵は齊哀王に入り、澤欺むく所と爲りて始めて計を設けて長安に始まり、澤敗むく所と爲りて始めて計を設けて長安に入るなり。而るに澤傳に又「太后崩す。澤『帝少く、諸呂事を用ひ、諸劉孤弱なり』と曰ひ、兵を引き、齊王と謀を合して、西して梁に至る。灌嬰の榮陽に屯するを聞くや、澤は兵を還して西界に備へ、遂に驅して長安に至る」と云へば、則ち又起兵は澤より事を始めるに似たり。吳王濞傳に「七國反す。周亞夫 雉陽に至り、計を鄧都尉に問ふ。都尉は教ふるに梁を以て吳に委ね、但だ輕兵 其の糧道を絶ち、吳・梁をして相ひ敝らしめ、乃ち全力を以て之を制するを以てす。亞夫は其の策に從ふ」と。是れ梁を以て吳

に委ぬるの計、亞夫雑陽に至るの後、鄧都尉に遇ひて始めて定まるなり。而るに亞夫傳には則ち「^{*}亞夫初めて命を受くるや、即ち上に請ひて曰く『楚兵は剽輕、與に鋒を爭ひ難し。願はくは梁を以て之を委ね、其の食道を絶て。乃ち制す可きなり』」と。上は之を許す」と謂ふ。是れ此の策は亞夫未だ長安を出でざるも、早に胸中に定まり、雑に至りて鄧都尉に問ふを待たざるなり。按するに「^{*}吳・楚銳を盡くして梁を攻め、梁救を亞夫に求むるも、亞夫往かず、梁上書して天子に言ふ。天子は亞夫に詔し、往きて救はしめんとするも、亞夫は仍ほ便宜を守る」とは、自ら先に帝に奏するに非ざれば、其れ敢て詔旨に抗せんや。則ち梁を以て吳に委ぬるの計は、當に是れ亞夫早に定むるべくして、吳王濞傳に云ふ所の「計を鄧都尉に問ふ」者は、岐互を免れざるなり。武帝本紀に「^{*}元光元年、賢良に策す。是に於て董仲舒・公孫宏等出づ」と。按するに仲舒の對策は建元の初に在り。並して公孫宏と時を同じくせず。本紀に云ふ所も亦た誤なり。平當傳に「^{*}漢興り、惟だ韋・平父子のみ宰相に至る」と云ふも、按するに絳侯周勃は文帝に相たり、其の子條侯亞夫は景帝に相たれば、亦た父子宰相たるなり。班氏何を以てか之を忘る。「^{*}武帝の陳皇后、廢

せらるるや百金を以て司馬相如に奉ず。相如は后が爲に長門賦を作り、以て帝を悟らしめ、后は復た幸を得」と。此事宜しく之を陳皇后傳に載すべきも、而も竟に書せず。「鉤弋夫人譴を被り獄に送らる。夫人叩頭す。帝『趣く行け、汝は活を得ず』と曰ふ」と。正に帝呂后の禍に懲り、剛決なること此の如きを見す。宜しく之を鉤弋夫人傳に載すべきも、亦た竟に書せず、但だ「^{*}過有りて譴せられ死す」と云ふのみ。史記酷吏傳、趙禹・張湯・義縱は傳を同じくするが故に湯傳の末に「禹免官の後十餘年、家に卒す」と書し、禹の用法、平を尚ぶを見すなり。縱傳の末に「後一歲、張湯亦た死す」と書すは、湯と縱との酷相似たるを見すなり。漢書は既に張湯を以て另に列傳に入るれば、酷吏の内に在らず。乃るに縱傳の末に仍ほ「後一歲、張湯亦た死す」と云ふは、何の來歴有りて照應せんや。又史記は漢の事を專記せざるが故に、古今の人物をば臚列して遺さず。班氏既に漢書を作れば、則ち記す所は皆漢の事なり。乃るに班昭之を續くるに、又古今人表を作るは何ぞや。其の列する所の人品等第、更に多く未だ當らず。張晏曰く「老子は元默、仲尼師とする所。文伯の母は典禮に達す。乃るに第四に在り。田單は孤城を以て齊を復全し、

魯連の榮利を忽れ、^{*}藺子の威を秦に伸ばし、廉頗を退譲す。乃るに皆第五に在り。而して大姫は巫怪、鬼神を祭るを好み、寺人孟子は怨み刺りて詩を作る。乃るに反つて第三に在り」と。其の餘の紛錯、更に勝げて數ふ可からず。又貨殖傳の范蠡・子貢・白圭は、皆漢の人非るなり。乃るに亦た史記の舊に仍りて一々之を并列す。安んぞ所謂漢書ならんや。此れ實に班書の第一の蛇足なり。又王莽の篡位は、班書は本紀に列入せざるも、而れども別に莽傳を爲りて卷末に附すは、固より是れ但に其の體例なるも、仍ほ本紀の叙事に似たり。後漢の張衡以爲へらく「莽の傳、但だ應に篡事を載すべきのみにて、編年紀月に至りては宜しく元后本紀を爲るべし」と。此れも亦た創論なり。然れども元後の歿後、莽は尚ほ未だ敗れざれば、則ち宜しく何れに書すべけん。衡又以爲へらく「宜しく更始の號を以て光武の前に建つべし」と。直に更始の爲に本紀を作らんと欲する者に似たり。此れ却つて謬論なり。愚謂へらく、是の時并して元后紀を立つるを必せざるも、孺子嬰本紀を立つるを是と爲す。孺子嬰の更始に殺さるの歲は、即ち光武の建元建武の歲、年月略々空缺無し。更に史記の秦楚の際に彷徨ひて特に年月表を立つるを煩はざるなり。「余既に此の論を

創り、自ら以て作史の法と爲す。文心雕龍に「子宏 偽と雖も、要は孝惠の嗣に當る。孺子 誠に微なるも、實に平帝の體を繼ぐ。二子は紀とす可し。何ぞ二后に有らんや」と云へる有るを閱するに及び、則ち謂へらく王莽傳をば宜しく改めて孺子嬰紀を作るべし。實に先に我が心を獲たる者有り。惟だ孝惠の後に當に子宏本紀を立つべきの説のみは、則ち理に達せず。子宏は既に劉氏の子に非ず。安んぞ眞の母后を捨てて、反て偽主を紀とするを得んや】

後世の修史、遂に官書と成る。古時の司馬遷・李延壽の如きの類は、則ち自ら一家の著述を作す。班彪は史記を改めて漢書を爲す。亦た是れ私史なり。其の子固 其の業を續成せんと欲するに至りては、人の告する所と爲り、誣ふるに私かに國史を改むるを以てす。明帝は其の書を取り、閲して之を善とす。乃ち固をして前に著す所を終成せしむ。是れ漢書は已に官書に屬す。其の八表及び天文志は未だ就らず、和帝又其の妹昭に詔して之を續せしめ、又馬融の兄の續に令して昭を繼ぎ之を成さしむ。是れ漢書を續くるは、特に班昭のみならず、又馬續有り。其の體例に至りては、世家を刪去し紀傳を存し、陳勝・項籍は俱に列傳中に入る。此れ皆班彪定むる所にて、固

の爲す所に非ざるなり。彪の本傳に見ゆ。

【語注】

○陳勝世家——陳勝は、字は涉、陽城の人。秦末、吳廣と共に亂を起こした。『史記』は卷四十八に世家を、『漢書』は卷三十一に列傳を立てる。○項羽本紀——項羽は、項籍のこと。字は羽、下相の人。楚の名將項燕の子。才氣人に過ぎ、秦滅亡後自立して楚王と爲り、漢の高祖と霸權を争つたが、敗れて自殺した。『史記』は卷七に本紀を、『漢書』は卷三十一に列傳を立てる。○孝惠の御極……孝惠帝は、漢の高祖の太子で、呂后を母とする。高祖の後繼として即位したが、實權は母后に在り、七年で崩じた。『史記』は孝惠本紀を立てず、その治世を卷九呂后本紀に記述する。

『漢書』は卷一に惠帝紀を、卷三に高后紀を立てる。○魯の昭公の……魯の昭公、名は裯。襄公の子。在位二十五年目に齊に出奔、その八年後に逃亡先の乾侯で死去した。春秋は出奔後の八年も在位期間に數え、その動向を詳述する。

○廬陵王の廢……唐の中宗が即位後に母后により廢されたことを指す。中宗、諱は顯、高宗の第七子。母は則天皇后。

弘道元（六八三）年十二月即位するも、翌嗣聖元（六八四）

年二月、母后によつて廢されて廬陵王と爲る。『舊唐書』卷七・『新唐書』卷四に本紀有り。○鴻門の宴に……鴻門は、漢の高祖が楚王項羽と會見した地で、現在の陝西省臨潼縣。樊噲は暗殺の企てからよく高祖を守り抜いた。樊噲は、沛の人。もと屠殺を生業としていた。後、高祖の武將となる。武侯と謚された。『史記』卷九十五・『漢書』卷四十に傳有り。○齊悼惠王肥——高祖の子、母は曹夫人。『史記』卷五十一・『漢書』卷三十八に傳有り。○趙幽王友……高祖の子。『史記』卷五十一・『漢書』卷三十八に傳有り。○田榮楚を……『漢書』卷三十一項籍傳。○齊王田榮……『漢書』卷三十四彭越傳。○項梁使を……『漢書』卷三十項籍傳。○楚の懷王……『漢書』卷三十三田儋傳。○齊哀王……『漢書』卷三十八齊哀王襄傳に「齊王聞此計、與其舅駟鈞・郎中令祝午・中尉魏勃陰謀發兵。……使祝午給琅邪王、呂氏爲亂、齊王發兵欲西誅之。齊王自以兒子年少、不習兵革之事、願舉國委大王。大王自高帝將也。習戰事。齊王不敢離兵、使臣請大王幸之臨菑見齊王計事、并將齊兵以西平關中之亂。琅邪王信之、以爲然、乃馳見齊王。齊王與魏勃等因留琅邪王、而使祝午盡發琅邪國、而并將其兵。

琅邪王劉澤旣欺、不得反國、乃說齊王曰、齊悼惠王、高皇

帝長子也。推本言之、大王高皇帝適長孫也。當立。今諸大臣狐疑未有所定、而澤於劉氏最爲長年、大臣固待澤決計。今大王留臣無爲也、不如使我入關計事。齊王以爲然、乃益具車送琅邪王」と有る。○太后崩ず……『漢書』卷三十五燕王劉澤傳。○七國反す……『漢書』卷三十五吳王濞傳に「七國反書聞……條侯將乘六乘傳、會兵滎陽。至雒陽、見劇孟、喜曰、七國反、吾乘傳至此、不自意全。又以爲諸侯已得劇孟。孟今無動、吾據滎陽、滎陽以東無足憂者。至淮陽、問故父絳侯客鄧都尉曰、策安出。客曰、吳兵銳甚、難與爭鋒。楚兵輕、不能久。方今爲將軍計、莫若引兵東北壁昌邑、以梁委吳、吳必盡銳攻之。將軍深溝高壘、使輕兵絕淮泗口、塞吳饑道。使吳梁相敝而糧食竭、乃以全制其極、破吳必矣。」

仲舒の對策……『漢書』卷五十六董仲舒傳に「武帝卽位。舉賢良文學之士前後百數、而仲舒以賢良對策焉」と有る。○漢興り……『漢書』卷七十一平當傳。○絳侯周勃は……周勃は、沛の人。先祖は卷から沛にうつった。高祖の功臣。文帝の右丞相と爲る。武侯と謚される。『史記』卷五十七・『漢書』卷四十に傳有り。周亞夫は勃の子。條侯に封じられた。『史記』卷五十七・『漢書』卷四十に傳有り。○武帝の陳皇……『史記』卷四十九外戚世家の索隱に「按漢書云、女子楚服等坐爲皇后咒詛、大逆無道、相連誅者三百人。乃廢后居長門宮。故司馬相如賦云、陳皇后別在長門宮、怨悶悲思、奉黃金百斤爲相如取酒、乃爲作頌以奏、皇后復親幸。作頌信有之也、復親幸之恐非實也」と有る。ここにいう賦が所謂「長門の賦」である（『文選』卷十六所收）。司馬相如は、漢、蜀郡成都の人。字は長卿。『史記』卷百十七・銳……『漢書』卷四十周亞夫傳に「亞夫至、會兵勞陽。吳方攻梁、梁急、請救。亞夫引兵東北走昌邑、深壁而守。梁王使使請亞夫、亞夫守便宜不往。梁上書言景帝、景帝詔使救梁。亞夫不奉詔、堅壁不出」と有る。○元光元年……『漢書』卷六武帝紀に「元光元年冬十一月、初令郡國舉孝廉各一人。五月……於是董仲舒・公孫弘等出焉」と有る。○

りて……『漢書』卷九十七上外戚孝武鉤弋趙健仔傳に「鉤弋夫人脫簪珥叩頭。帝曰、引持去、送掖庭獄。夫人還顧、帝曰、趣行、女不得活。夫人死雲陽宮」と有る。○過譴有

弋健仔從幸甘泉、有過見譴、以憂死、因葬雲陽」とある。

○禹免官の……『史記』卷百一十二酷吏張湯傳に「後湯十餘年、以壽卒于家」と有る。○後一歲……『史記』卷百一十二酷吏義縱傳。

○老子は元默……『漢書』古今人表の張晏の注に「老子玄默、仲尼所師、雖不在聖、要爲大賢、文伯之母達於禮典、動爲聖人所歎、言爲後世所則、而在第四。田單以即墨孤城復強齊之大、魯連之博通、忽於榮利、藺子申威秦王、退讓廉頗、乃在第五。大姬巫怪、好祭鬼神、陳人化之、國多淫祀、寺人孟子違於大雅、以保其身、既被宮刑、怨刺而作、乃在第三。嫪毐上烝、昏亂禮度、惡不忍聞、乃在第七。其餘差違紛錯不少、略舉揚較、以起失謬。獨馳騁於數千歲之中、旁觀諸子、事業未究、而尋遇竇氏之難、使之然乎」と有る。○文伯の母……魯の大父公父文伯の母、敬姜のこと。

『國語』魯語に見える。○田單は孤城……田單は、齊の人。孤立した即墨城の將軍と爲るや燕の大軍を擊退し、遂に齊の七十餘城を奪還した。『史記』卷八十二に傳在り。○魯連の榮利……魯連は、魯仲連のこと。齊の人。『史記』卷八十三に傳有り。○藺子の威を……藺子は、藺相如のこと。趙の惠文王の爲に秦に使して辱められなかつた。『史記』

卷八十一に傳有り。廉頤は、趙の良將。上位と爲つた藺相如をはじめ嫉んだが、彼の趙を思う志を知るに至り、謝罪して刎頸の交わりを結んだ。『史記』卷八十一に傳有り。

○大姬は巫怪……大姬は武王の長女。舜の後裔である胡公の妻と爲つた。『漢書』卷二十八下地理志下に「是爲胡公、妻以元女大姬、婦人尊貴好祭祀、用史巫、故其俗巫鬼」と有る。○寺人孟子は……『毛詩』小雅、巷伯の詩を指す。

○王莽の篡位……王莽は、字は巨君、孝元皇后の弟の子。父の曼が早逝した爲不遇であつたが、名聲を得て立身を果

たし、遂に帝位を篡奪して新（八〇—二三）を建てた。『漢書』卷五十九に傳有り。○後漢の張衡……『後漢書』卷五十九張衡傳。張衡は、後漢、西顚の人。字は平子。文章を良くし、五經に精通す。官は太史令、後に尚書。著に『靈賢算罔論』『周易訓詁』及び遺文數十篇が有る。『後漢書』

卷五十九に傳有り。○宜しく更始……『後漢書』卷五十九張衡傳。○孺子嬰の……『後漢書』卷一上光武帝紀上に「建武元年春正月、平陵人方望、立前孺子劉嬰爲天子、更始遣丞相李松擊斬之」と有る。孺子嬰は宣帝の玄孫に當る幼兒、嬰のこと。平帝を弑した王莽が、この嬰を皇太子にして、自ら實權を握つた。○秦楚の際に……『史記』卷十

六秦楚之際月表の索隱に「張晏曰、時天下未定、參錯變易、不可以年記、故列其月。今案、秦楚之際、擾攘僭篡、運數又促、故以月紀事名表也」と有る。○子宏 偽と……『文心雕龍』卷四史傳。子宏は、孝惠帝の子、少帝弘のこと。

呂后が少帝恭を廢した後、即位した。○李延壽・唐、相州の人。大師の子。字は遐齡。父の志を繼ぎ、『南史』『北史』を撰す。『新唐書』卷一百一・『舊唐書』卷七十三に傳有り。○其の子固……『後漢書』卷四十上班固傳上に「父彪卒、歸鄉里。固以彪所續前史未詳、乃潛精研思、欲就其業。既而有人上書顯宗、告固私改作國史者、有詔下郡、收固繫京兆獄、盡取其家書。先是扶風人蘇朗僞言圖讒事、下獄死。」

固弟超恐固爲郡所覈考、不能自明、乃馳詣闕上書、得召見、具言固所著述意、而郡亦上其書。顯宗甚奇之、召詣校書部、除蘭臺令史、與前睢陽令陳宗・長陵令尹敏・司隸從事孟異共成世祖本紀。遷爲郎、典校祕書。固又撰功臣平林新市公孫述事、作列傳・載記二十八篇、奏之。帝乃復使終成前所著書」と有る。○其の八表……『後漢書』卷八十四列女傳に「扶風曹世叔妻者、同郡班彪之女也。名昭、字惠班、一名姬。博學高才。世叔早卒、有節行法度。兄固著漢書、其八表及天文志未及竟而卒。和帝詔昭就東觀臧書閣踵而成之。

：時漢書始出、多未能通者、同郡馬融伏於閣下、從昭受讀、後又詔融兄續繼昭成之」と有る。○世家を刪去……『後漢書』卷四十上班彪傳に「司馬遷序帝王則曰本紀、公侯傳國則曰世家、卿士特起則曰列傳。又進項羽・陳涉、而黜淮南・衡山、細意委曲、條列不經。若遷之著作、採獲古今、貫穿經傳、至廣博也。一人之精、文重思煩、故其書刊落不盡、尚有盈辭、多不齊一。……今此後篇、慎覈其事、整齊其文、不爲世家、唯紀傳而已。傳曰、殺史見極、平易正直、春秋之義也」と有る。

【現代語譯】

『史記』は古今の人物を通記し、一王朝を專一に記す史書とは異なっている爲に、陳涉世家・項羽本紀を立てていて、思うにすでに列朝の事を編集しているけれども、項羽を尊んで本紀を立て、漢王朝の帝王の上に置いたことは、極端に體例から外れるものである。陳涉は王と爲つてから數ヶ月で敗退し、その身は殺されて（後を繼ぐ）子もいなかつたのであるから、もはや並べあげて世家とはしがたい。班書が陳涉世家・項羽本紀を共に改めて列傳としたのは、まことに萬世変わることのない體例である。さらにまた『史

記』は高祖本紀の後に、すぐさま呂后本紀を立てている。

それなのに孝惠帝の在位七年（の治世）について本紀を立てて）は記載しない。その當時政治はすべて母である呂后によつていたとは言え、しかしながら『春秋』は、魯の昭公が（齊に）出奔した場合であつても、それでもなお毎年「公は乾侯においてになつていた」と記載したのである。

いつたゞして跡継ぎの君の在位中に、またまだ廬陵王が（母后によって帝位を）廢された場合とも異なり、とうとう刪去して記載しないことがあるであろうか。班書はこれらを補つており、義例は精密である。『史記』は「鴻門の宴に、樊噲が入り込んで沛公を守つた」という一事は、（詳細な）記述は項羽本紀にあり、樊噲自身の傳には逆に若干省略されている。（一方）『漢書』では樊噲傳に詳細で、項籍傳に省略されているのは、樊噲の功績を樊噲傳に（詳しく）述べるのが相應しく、かつ項籍傳と記述が重複する箇所を省略したからである。「齊の悼惠王肥が宮廷を訪れた際（非禮があつた爲）、呂后は鳩酒を用いて肥に長壽の杯を擧げさせ、彼を毒殺しようとした。（ところが）孝惠帝は一緒に立ち上がり長壽の杯を飲もうとした。（その爲）呂后は恐れて自分も立ち上がって杯を倒した」「趙幽王友

は、呂氏の女を妻としていたが愛さず、他の愛妾を寵愛した。呂氏の女は（その事を呂后に）訴えた。呂后はどうとう趙幽王を召し出し（幽閉して）餓死させた」この二事は、『史記』ではどちらも呂后本紀に詳述し、それによつて呂后の殘忍さを明らかにしようとしている。『漢書』がそれぞれ齊悼惠王と趙幽王の傳に（その事を）述べているのは、これはまた比較的史法を得ていると思われる。思うに著作という事業は、はじめる者は苦しみ、受け繼ぐ者は必ずさらには精密である。そうではあるが班固（の記述）にもやはり疎漏な點がある。項籍傳に「田榮は楚を怨み、そこで自立して王と爲り、彭越に將軍の印を與へ、梁の地でそむかせた」と。これは彭越の（將軍の）印は、田榮が與えた物である。そうであるのに彭越傳では「齊王田榮が項王にそむくと、漢は人を使わして彭越に將軍の印を與え、濟陰を下つて楚を撃たせた」といつてはいる。つまりさらにまた漢が彭越に（將軍の）印を與えたとしているのである。項籍傳に「項梁は使者を派遣して田榮を促し、兵を動かして共に章邯を擊たせた」とした。田榮は『楚が田假を殺し、趙が田角・田間を殺したなら、私はその時兵を動かそう』と言い、項梁は『田假は與國の王で、窮してやつてきて私を頼つて

いるのだから、殺すには忍びない』と言つた」と。つまり（「殺すのに忍びない」とは）項梁の言葉である。そうであるのに田澤傳には「楚の懷王は『田假は與國の王で、窮して頼つてゐるのだから、その彼を殺すのは道理にもとる』と言つた」と記述しているのであれば、つまりまた懷王の言葉としているのである。「齊哀王は起兵して呂氏一族を誅殺しようとし、祝午に琅琊王澤を欺いて齊に赴かせ、そこでひそかに祝午に齊國の兵を動かして統率させた。澤は歸國することもできなかつた。そこで齊王に説き、（自分が）先に長安に入り、諸大臣と議つて齊王を皇帝に立てたいと願い出た。齊王はそこで資材を付けて彼を長安に送り届けさせた」と。これは起兵は齊哀王に始まり、琅琊王澤が欺むかれて始めて一計をあんじて長安に入つたのである。そうであるのに澤傳にまた「太后が崩じた。澤は『皇帝は幼く、呂氏が政治をほしいままにし、劉氏は弱體です』と言ひ、兵を率いて、齊王と計りあつて西に向かい、梁に至つた。將軍灌嬰が滎陽に駐屯したことを聞くと、澤は兵を還して西界に備えさせ、とうとう馬を驅らせて長安に至つた」とあるので、そこでは起兵は澤から始まつたようである。吳王濞傳に「七國が反亂した。周亞夫は洛陽に至り、（反

亂鎮壓の爲の）作戦を鄧都尉に相談した。都尉は梁を吳に任せ、ただ輕装の兵にその補給路を絶たせ、吳・梁に互いに戦わせて（消耗させ）、そこで全兵力を擧げて制壓する事を教えた。亞夫はその作戦に従つた」と。これは梁を吳に委ねる作戦は、周亞夫が洛陽に至つた後、鄧都尉に會つてはじめて決定したのである。そうであるのに亞夫傳には「亞夫は初めて（反亂鎮壓の）命令を受けた際、すぐさま帝に願い出て言うには『楚兵は剽輕で、直接戦鬪を行うのは厄介です。出來ますなら楚を梁に任せ、彼らの補給路を絶つてしまつて下さい。そうすれば制壓は可能です』と。上はこれを許可した」と言つてゐる。これはこの計畫が、亞夫がまだ長安を出ないうちに、早くも心中に定まり、洛阳に到着して鄧都尉に質問するまで待たないのである。考えてみると「吳・楚は銳兵を盡くして梁を攻撃し、梁は救援を亞夫に求めたのであるが、亞夫は出向かず、梁は上書して天子に申し上げた。天子は亞夫に詔し、救出に向かわせようとしたが、亞夫はそれでも（作戦上の）便宜を守つて動かなかつた」とは、自分自身が先に帝に（作戦を）申し上げていないのであれば、いつたいどうしてみだりに詔旨に逆らつたりするであろうか。つまり梁を吳に委ねる

という作戦は、まさに亞夫が早期に決定していたのであって、吳王濞傳にある「計畫を鄧都尉にたずねた」という話は、齟齬を免れないものである。武帝本紀に「元光元年、賢良に對策を求めた。そこで董仲舒・公孫宏等が任用された」と。考えてみると董仲舒の對策は建元の初に行われている。けつして公孫宏とは同時期ではない。本紀の記載もまた誤っている。平當傳に「漢が興り、ただ韋・平父子のみが宰相に至った」とあるのも、考えてみると絳侯周勃は文帝の宰相と爲り、その息子である條侯亞夫は景帝の宰相と爲っているのであるから、これはまた父子で宰相と爲っているのである。班氏はどうしてこの事を失念してしまったのか。「武帝の陳皇后は、廢位されると百金を司馬相如に差し出した。相如は後の爲に長門の賦を作り、武帝に悔悟させ、后は再び寵愛を得た」と。この事は陳皇后傳に記載すべきであるけれども、とうとう記載されなかつた。

「鉤弋夫人はとがめを被つて獄に送られた。夫人は叩頭して許しを請うた。帝は『早く行つてしまえ、そなたに活路はない』と言つた」と。まさしく武帝が呂后の專制を忌避することが、今まで剛直であったことを示したのである。この事は鉤弋夫人傳に記載すべきであるのに、またとうと

う記載されず、ただ「過失があつた爲にとがめを受けて死んだ」と言つてゐるだけである。『史記』酷吏傳は、趙禹・張湯・義縱については一つの傳に記載されている。わざわざ張湯の傳の末文に「禹が免官された後十餘年、家で卒した」と述べ、趙禹が法を用いることが公平であったことを示したのである。義縱傳の末文に「後一年、張湯もまた死んだ」と述べてゐるのは、張湯と義縱とが冷酷な點で互いに似てゐることを示したのである。『漢書』はすでに別個に張湯傳を立ててゐるので、酷吏傳の中に記載はない。そくで張湯傳の末文にまだ「後一年、張湯もまた死んだ」と言つてゐるのは、いつたいどのようないきさつがあつて、ここに載せる必要があるのであらうか。また『史記』は漢王朝の事を専記しなかつた爲に、古今の人物を列挙して書き漏らさなかつた。班氏はすでに『漢書』を作つたのであれば、とりもなおさず記載するのはことごとく漢王朝の事であるはずである。そうではあるが、班昭が（兄の班固の著作の業を）繼續するに當つて、また古今人表を作つたのは何故であろうか。そこに列舉された人品等級は、いよいよ全く多く不當である。張晏が言うには「老子は元黙、仲尼が師とした人物である。文伯の母は典禮に達して

いた。それなのに第四等に入れられている。田單は孤城を以て齊を復全し、魯連は榮利にとらわれなかつたし、藺相如は威勢を秦にまで及ぼし廉頗をもへりくだらせた。それなのに全員第五等に入れられている。それでいて大姫は巫怪であり、鬼神を祭ることを好んだし、寺人の孟子は怨みそしつて詩を作つた。それなのにかえつて第三等に入れられている」と。その他のごたごたは、殊更數え上げられないと。また貨殖傳の范蠡・子貢・白圭は、全員漢の時の人ではない。そうであるのにまた『史記』貨殖傳の舊文に依據して一々これらの人を並べ立てた。(これで) いつたいどうして所謂『漢書』であろうか。これは全く班書の第一の蛇足である。また王莽の篡位(のあらましについて)は、班書では本紀に入れていないものの、別に王莽傳を巻末に立てたのは、本來ただこの書の體例ではあるけれども、それでも(編年で記されているという點で) 本紀の叙事に似ている。後漢の張衡は「王莽傳は、ただ篡奪のあらましを記載すべきのみであつて、編年紀月に關しては、元后本紀を作るべきだ」と考えた。これもまた創論である。そうではあるが元后が歿した後も王莽はまだ敗れてはいないのであるから、(元后の死後の事は) いつたいどこに記載すべ

きであろうか。張衡はさうに「更始の年號を光武の前に立てるべきである」と考えた。ただ更始帝の爲に本紀を作らうとしただけのようである。これは逆に誤った考である。私が考える所、この場合決して元后紀を立てる必要はないけれども、是非とも孺子嬰本紀を立てるべきである。孺子嬰が更始帝に殺された年は、とりもなおさず光武帝の建元建武の年であり、年月には大體空白がない。殊更『史記』の秦楚の年表に倣つて年月表を立てる必要もないのである。「私はこの論を作つてから、自分自身で作史の法と定めたのである。『文心雕龍』に「子宏は(出生の點では) 偽だが、要は孝惠帝の後繼に當る。孺子嬰は本當に微弱であるが、實に平帝の體統を繼いでいる。(この) 二子(に對して) は本紀を立てるべきである。どうして二后に對して立てることがあらうか」と言つてゐるのを見ると、つまりは王莽傳を改めて孺子嬰紀と爲すべきであることを言つてゐるよう思われる。實に我が心を先に得てゐるものがある。ただ孝惠帝の後に子宏本紀を立てるべきだという説だけは、道理にかなつたものではない。子宏はすでに劉氏の子ではない。いつたいどうして眞の母后を捨てて、かえつて僞主を本紀に立てることができようか」

後世の史書は、ついに公文書と爲つた。古い時代の司馬遷・李延壽等の史官は、とりもなおさず自ら一家の著述を爲した。班彪は『史記』を改修して『漢書』を著した。

またこれは私史である。その息子の固が父の業を繼承しようとするに當つては、人から個人の手で國史を改めたという理由で告發された。明帝はその書を讀んで善いとした。そこで固に、以前著した書を完成させた。これは『漢書』はすでに官書に屬している。その八表及び天文志はまだ完成しておらず、和帝はまた固の妹昭に詔して完成させ、さらにまた馬融の兄の續に命令を下して完成させた。これは『漢書』を續けて完成させたのには、ただ班昭だけではなく、また馬續がいたのである。その體例となると世家を刪去し、本紀・列傳を存し、陳勝・項籍（に關して）はどちらも列傳中に入れている。これはいずれも班彪が定めた事であつて、班固が定めた事ではない。（その事は）班彪の本傳に見える。

（桑瀬 明子）

【原文】

15 漢高祖有後母

漢書高祖紀十年夏五月太上皇后崩秋七月癸卯太上皇崩葬萬年如淳曰王陵傳楚取太上皇及呂后爲質不見有母也高祖五年追尊母媼爲昭靈夫人漢儀註高帝母兵起時死小黃北後於小黃作陵廟以此推之不得有太上皇后崩也晉灼亦曰五年已追尊先嫗明其已亡此云夏五月太上皇后崩八字衍文也按史記高祖十年春夏無事七月太上皇崩葬櫟陽「即萬年邑」則漢書夏五月太上皇后崩八字衍文無疑荀悅漢紀則五月無后字七月無崩字乃是夏五月太上皇崩秋七月太上皇葬萬年耳此尤明白可見高祖無太上皇后也然李奇曰太上皇后高祖後母也按史記項羽本紀羽取漢王父母妻子於沛置之軍中爲質及鴻溝之約羽又歸漢王父母妻子雖父母妻子者不過家屬泛詞然果無母則何必曰父母乎陸機作漢高祖功臣頌亦云侯公伏軾皇嫗來歸謂侯公說羽乃以其父母歸也又楚元王交傳交高祖同父弟也師古曰言同父而不言同母者異母弟也然則太公是時蓋有後妻矣爲質於楚軍時必與太公同在軍中故曰項王取漢王父母爲質也十年夏五月太上皇后崩蓋即此後母也史記於王陵傳但言太上皇及呂后者明此二人乃高祖所急故不書餘人於項羽傳書取漢王父母妻子者統而言之以紀其實也「又史記漢書俱不載高祖之父太公字名按後漢書章帝建初七年西巡祠高廟遣使祠太上皇註高祖父

也名端一名執嘉又司馬貞史記索隱謂高祖母溫氏此既昭靈夫人也

【書き下し】

漢の高祖に後母有り

*漢書高祖紀に「十年夏五月、太上皇后崩ず。秋七月癸卯、太上皇崩じ、萬年に葬らる」と。如淳曰く、「王陵傳に『楚太上皇及び呂后を取りて質と爲す』と。母有るを見ざるなり。高祖五年に、『母媼を追尊し昭靈夫人と爲す』と。漢儀註に『高帝の母、兵起りし時、小黃の北に死す。後小黃に於て陵廟を作る』と。此を以て之を推せば、太上皇后の崩有るを得ざるなり」と。晉灼亦た曰く、「五年に己に先媼を追尊すれば、明らかに其れ己に亡ぶ。此に云ふ『夏五月、太上皇后崩ず』の八字は衍文なり。按するに史記の高祖十年春夏事無く、『七月太上皇崩じ、櫟陽に葬らる』と。『即ち萬年邑』則ち漢書の「夏五月太上皇后崩ず」の八字は衍文なること疑無し。荀悅の漢紀は則ち五月に「后」の字無く、七月「崩」の字無し。乃ち是れ夏五月、太上皇崩ず。秋七月、太上皇萬年に葬らるのみ。此れ尤も明白なり。見る可し、高祖に太上皇后無きなり。然れども李奇

曰く「太上皇后は高祖の後母なり」と。按するに史記項羽本紀に「羽^{*}漢王の父母妻子を沛に取り、之を軍中に置き、質と爲す」「鴻溝の約に及び、羽は又漢王の父母妻子を歸す」と。父母妻子なる者は、家屬の泛詞に過ぎずと雖も、然れども果たして母無ければ、則ち何ぞ必ずしも父母と曰はんや。^{*}陸機は漢高祖功臣頌を作り、亦た「侯公^{*}軾に伏し、皇媼は來り歸る」と云ふは、侯公 羽を説き、乃ち其の父母を以て歸するを謂ふなり。又楚元王交傳の「交は高祖の同父弟なり」の師古に「同父と言ひて同母と言はざるは、異母弟なればなり」と曰ふ。然らば則ち太公 是の時蓋し後妻有らん。楚軍に質爲りし時、必ず太公と同じく軍中に在り。故に「項王 漢王の父母を取り質と爲すなり」と曰ふ。「十年夏五月、太上皇后崩ず」は、蓋し即ち此の後母なり。史記は王陵傳に於て但だ太上皇及び呂后を言ふは、明らかに此の二人は乃ち高祖の急とする所なるが故に餘人を書せず。項羽傳に於て「漢王の父母妻子を取る」と書すは、統べて之を言ひ以て其の實を紀すなり。「又史記・漢書 俱に高祖の父 太公の字名を載せず。按するに後漢書の章帝建初七年の「西巡す。高廟を祠る。使を遣はし太上皇を祠る」の註に「高祖の父なり。名は端、一名は執嘉」

と。又司馬貞の史記索隱に「高祖の母は溫氏」と謂ふ。此れ即ち昭靈夫人なり

【語注】

○漢書高祖紀——『漢書』卷一下高帝紀に「十年冬十月、……」。夏五月、太上皇后崩。秋七月癸卯、太上皇崩、葬萬年。赦櫟陽囚死罪以下」と有り、師古注に「如淳曰、王陵傳楚取太上皇呂后爲質。又項羽歸太公呂后、不見歸嫗也。又上五年追尊母嫗爲昭靈夫人、高后時乃追尊爲昭靈后耳。漢儀注、高帝母兵起時死小黃北、後於小黃作陵廟。以此二者推之、不得有太上皇后崩也。李奇曰、高祖後母也。晉灼曰、五年、追尊先嫗曰昭靈夫人。言追尊、則明其已亡。史記十年春夏無事、七月太上皇崩、葬櫟陽宮、明此長夏五月太上皇后崩八字也。又漢儀注、先嫗已葬陳留小黃」と有る。○王陵傳……『史記』卷五十六陳丞相世家に「漢王之敗彭城西、楚取太上皇、呂后爲質」と有る。○高祖五年——『漢書』卷一下高帝紀に「尊王后曰皇后、太子曰皇太子、追尊先嫗曰昭靈夫人」と有る。○七月……『史記』卷八高祖本紀に「七月、太上皇崩櫟陽宮。楚王・梁王皆來送葬」と有る。○荀悅の漢紀——荀悅は後漢潁川の人。字は仲豫。著に『申鑒』五篇

が有る。『前漢紀』卷四に「夏五月太上皇崩。秋七月癸卯、太上皇葬于萬年」と有る。○李奇……『漢書』卷一下高帝紀の師古注に「李奇曰、高祖後母也」と有る。○羽漢王……『史記』卷八高祖本紀に「乃取漢王父母妻子於沛、置之軍中以爲質」と有る。○鴻溝……『史記』卷七高祖本紀に「鴻溝而東者爲楚。項王許之、即歸漢王父母妻子。軍皆呼萬歲」と有る。○陸機——晉の吳郡の人。字は士衡。文學に優れ、『辨論』二篇・『陸士衡集』十卷を撰す。『晉書』卷五十四に傳有り。○侯公……『文選』卷第四十七、陸士衡に「天地雖順、王心有違、懷親望楚、永言長悲、侯公伏軾、皇嫗來歸、是謂平國」と有る。○楚元王交傳——『漢書』卷三十六楚元王傳に「楚元王交、字游、高祖同父少弟也」と有り、師古注に「師古曰、言同父、知其異母」と有る。○西巡——『後漢書』卷三肅宗孝章帝紀に「冬十月癸丑、西巡狩。幸長安。丙辰、祠高廟。遂有事十一陵。遣使者祠太上皇於萬年、以中牢祠蕭何霍光」と有り、李賢注に「太上皇、高祖父也。名端、音它官反。一名執嘉」と有る。○司馬貞の……唐の河内の人、字は子正。○高祖の母は……『史記』卷八高祖本紀の「母曰劉嫗」に對する注に「今近有人云、母溫氏」と有る。

【現代語訳】

『漢書』高祖紀に「十年夏五月、太上皇后が亡くなられた。秋七月癸卯、太上皇が亡くなり、萬年に埋葬された」とある。如淳曰く、「王陵傳には『楚が太上皇と呂后を捕らえて人質とした』と言い、（高祖には）母親がいるように思えない。高祖五年に、『母の媼を追尊し昭靈夫人となした』と。漢儀註に『高帝の母は舉兵した時、小黃の北で亡くなつた』と。後に小黃に陵廟を建立した。以上のことから推測すると、（高祖十年に）太上皇后が亡くなられたということはあり得ない、と。晉灼はまた「五年にすでに先媼を追尊していれば、明らかに高祖の母はすでに亡くなられている」と言つた。ここに言う「夏五月、太上皇后崩ず」の八字は衍文である。考えてみると、『史記』の高祖十年は春夏に事件が無く、七月に太上皇が亡くなられ、櫟陽に埋葬された。「つまり萬年邑である」つまり『漢書』の「夏五月、太上皇后崩ず」の八字は衍文であること疑いない。

荀悅の『漢紀』は則ち五月に「后」の字が無く、七月に「崩」の字は無い。つまりこれは夏五月に、太上皇が亡くなられた。秋七月に、太上皇は萬年に埋葬された、とある。

だけである。これは最もはつきりとしていることである。

高祖に太上皇后がないことが分かる。しかし李奇は「太

上皇后は高祖の後母である」と言つてゐる。考えてみると『史記』項羽本紀には「項羽は漢王の父母妻子を沛で捕らえ、彼等を軍中に置き、人質とした。鴻溝の約に及ぶと、項羽はまた漢王の父母妻子を歸した」とある。父母妻子といふものは、家族を呼び表す際の決まり文句にしか過ぎないが、しかし本當に母親がいなければ、いつたいどうして父母と言う必要があろうか。陸機は漢高祖功臣頌を作り、また「侯公は車の横木によじ登り、皇媼は歸り來た」と言つてゐるのは、侯公が項羽を説き伏せ、高祖の父母を率いて歸つてきたことを言つてゐるのである。また楚元王交傳の「劉交は高祖の同父弟である」の顏師古注では「同父と言つて同母とは言はないのは、異母弟であるからである」と言つてゐる。そうであるならばつまり太公はこの時おそらく後妻がいたのであろう。楚軍に人質となつた時、必ず太公と共に軍中にいた。だから「項王は漢王の父母を捕らえて人質としたのである」と言つてゐる。「十年夏五月、太上皇后が亡くなられた」とは、おそらくこの後母のことである。

るのは、明らかにこの二人は、つまり高祖の一番大切な人であるが故に他人のことを書かなかつた。項羽傳に於て漢王の父母妻子を捕らえたと書いているのは、ひとまとめにしてこのことを言つてその實體を記録したからである。

「また『史記』『漢書』はともに高祖の父の太公の字と名を

載せていない。考えてみると後漢書の章帝の建初七年の「西巡した。高廟を祠つた。使者を遣わして太上皇を祠らせた」に対する注に「高祖の父である。名は端、一名は執嘉」とある。また司馬貞の『史記索隱』に「高祖の母は溫氏、と。これがつまり昭靈夫人である」

(河井 義樹)

【書き下し】

史記の闕文 漢書の衍文

史記趙世家に、「成侯二十一年、魏の惠王 我が邯鄲を抜く。二十四年、魏 我に邯鄲を歸す」と。邯鄲は趙の都なり。都既に失へば、則ち君は跡を何の所にか托さん。楚の昭王の郢を失ふや、其の衛に奔り魯に奔り魯に奔るを書す。齊の湣王の臨淄を失ふや、其の衛に奔り魯に奔り魯に奔るを書す。今

兩年の内、成侯の何の所に在るかを書せず。此れ缺文なり。漢書に「景帝の中元二年正月、皇太后崩ず」と。是れ景帝の母 竇太后を謂へるなるか、則ち考武の世に崩じて景帝の時に非ざるなり。是れ景帝の廢后 薄氏を謂へるなるか、則ち當に太后と云ふべからず、且つ廢后の死、書せざるなり。則ち此の「皇太后崩ず」の四字は、衍文なり。司馬相如傳に、「其の禍を爲すや、亦た難からず」と。亦字も亦た衍文。劉向傳に「上向を用ひんと欲するも、輒ち王氏の位に居る者及び丞相・御史の持くる所と爲らず、故耶則不當云太后且廢后死不書也則此皇太后崩四字衍文也司馬相如傳其爲禍也不亦難矣亦字亦衍文劉向傳上欲用向輒不爲王氏居位者及丞相御史所持故終不遷上不字亦衍文也

耶則不當云太后且廢后死不書也則此皇太后崩四字衍文也司馬相如傳其爲禍也不亦難矣亦字亦衍文劉向傳上欲用向輒不爲王氏居位者及丞相御史所持故終不遷上不字亦衍文也

に終に遷らず」と。上の不字も亦た衍文なり。

用向爲九卿、輒不爲王氏居位者及丞相御史所持、故終不遷」と有る。

【語注】

○成侯……『史記』趙世家——『史記』卷四十三趙世家に
「二十二年、魏惠王拔我邯鄲、齊亦敗魏於桂陵。二十四年、
魏歸我邯鄲、與魏盟漳水上」と有る。○楚の昭王……『史
記』卷四十楚世家に「己卯、昭王出奔。庚辰、吳人入郢。
昭王亡也至雲夢。雲夢不知其王也、射傷王。王走郢。……
郢公止之、然恐其弑昭王、乃與王出奔隨」と有る。○齊の湣
王……『史記』卷四十六田敬仲完世家に「燕將樂毅遂入臨
淄、盡取齊之寶藏器。湣王去、走鄒魯。有驕色、鄒魯君弗
内、遂走魯」と有る。○景帝の……『漢書』卷五景帝紀五
に「春正月、皇太后崩」と有り、顏師古注に「文穎曰、景
帝母竇太后、以帝崩後六年乃亡。凡立五十一年、武帝建元
六年崩。今此言皇太后崩、誤耳。孟康曰、此太后崩、史記
無也。臣瓊曰、王林云景帝薄后以此年死、疑是也。當言廢
后、而言太后誤也。師古曰、孟說是也。廢后死不書、又不
言崩。瓊解爲謬」と有る。○其の禍……『漢書』卷五十七
下司馬相如傳に「而內無存變之意、其爲害也不亦難矣」と
有る。○上向を……『漢書』卷三十六楚元王傳に「上數欲

【現代語譯】

『史記』趙世家に、「成侯の二十二年、魏の惠王が邯鄲を
奪つた。二十四年、魏が趙に邯鄲を歸した」とある。邯鄲
は趙の都である。都を既に失つていれば、君主は自分の身
を何處に委ねたらよいのか。楚の昭王が郢を失つた際、
『史記』には郢と隨に亡命したと記されている。齊の湣王
が臨淄を失つた際、『史記』には衛と魯と莒に亡命したと
記されている。今、二十二年と二十四年の記述うち、成侯
の居場所は記されていない。これは缺文である。『漢書』
に「景帝の中元三年正月、皇太后が崩御なされた」とある。
これは景帝の母 竇太后を言うのであろうか、（そうである
ならば）つまり竇太后は武帝の治世に崩御したのであって、
景帝の時に崩御したのではない。これは景帝の廢后 薄氏
を言うのであろうか、（そうであるならば）つまり太后と
呼ぶべきではなく、また廢后的崩御が記されていないこと
になる。というわけでこの「皇太后崩ず」の四字は、衍文
である。『漢書』司馬相如傳に「それが災いを起こすこと

もまた難しいことではないか」とある。(この)「亦」字もまた衍文である。『漢書』劉向傳に「上は劉向を取り立てようとしたが、王氏の權力者や丞相・御史の支持を得ることが出来ず、それ故に結局選任されなかつた」とある。この上の「不」字もまた衍文である。

(河井 義樹)

之傑子寔惟彭英化爲侯王雲起龍驤又古本第三十七卷解音釋義以助雅詁今本無此卷云按蕭琛傳此古本漢書乃琛在宣城有北僧南渡惟齋一葫蘆中有漢書敘傳僧曰三輔耆老相傳以爲班固眞本琛固求得之其書多有異今者文字非隸非篆琛甚秘之乃以餉鄱陽王則此古本漢書本琛得之於北僧以餉鄱陽王王又轉獻昭明太子者所云今本蓋卽梁代所行與今刻不異至其改古本爲今本不知起於何時蓋卽其妹續成時所重爲編次耳宗景文校刻時其所校舊本內尙有曹大家本卷帙文字皆與今同則今本卽曹大家所定無疑也

【原文】
17 漢書古本

漢書尙有古本今所傳非其舊也南史劉之遴傳梁鄱陽王範得班固漢書眞本獻昭明太子太子使之遴及張瓚到溉陸襄等參校與

【書き下し】
漢書の古本

今本異者數十處其大略云古本漢書稱永平十六年五月二十一日己酉郎班固上而今本無上書之年月日又按古本敘傳號爲中篇今本稱爲敘傳又今本敘傳載班彪事行而古本云彪自有傳又今本紀及表志列傳不相合爲次而古本相合爲次總成三十八卷又今本外戚在西域後古本外戚次帝紀後又今本高五子文三王景十三王孝武六子宣元六王雜在諸傳中古本諸王悉次外戚下在陳項傳上又今本韓英彭盧吳述云信惟餓隸布實黠徒越亦狗盜芮尹江湖雲起龍驤化爲侯王古本述云淮陰毅毅伏劍周章邦

漢書に尙ほ古本有り。今傳ふる所は其の舊に非ざるなり。
南史劉之遴傳に「梁の鄱陽王範は班固の漢書の眞本を得、昭明太子に獻す。太子は之遴及び張瓚・到溉・陸襄等をして參校せしめ、今本と異なる者數十處。其の大略に云ふ『古本漢書は、永平十六年五月二十一日己酉郎班固上る、と稱すも、今本に上書の年月日無し。又按するに古本敘傳は號して中篇と爲すも、今本は稱して敘傳と爲す。又今本敘傳は班彪の事行を載すも、古本は、彪自ら傳有り、と云

ふ。又今本は、紀及び表・志・列傳は相ひ合して次を爲さず、古本は相ひ合して次を爲し、總べて三十八卷を成す。

又今本外戚は西域の後にあるも、古本外戚は帝紀の後に次

す。又今本は、高五子・文三王・景十三王・孝武六子・宣

元六王は雜へて諸傳中にあるも、古本は諸王悉く外戚の

下に次し、陳項傳の上に在り。又今本は韓英彭盧吳の述に、

^{*}信は惟だ餓隸、布は實は黥徒、越も亦た狗盜、芮は江湖に

尹たるも、雲起り龍驤り、化して侯王と爲る、と云ひ、古

本は述に、淮陰は毅毅として劍を伏へ周章し、邦の傑子なり。寔に惟れ彭英、化して侯王と爲ること雲起り龍驤る、と云ふ。又古本第三十七卷は音を解し義を釋して以て雅詁を助くも、今本に此の卷無しとしか云ふ』と」と。按するに蕭琛傳に「此の古本漢書は乃ち琛宣城に北僧南渡有るに在りしどき、惟だ一葫蘆を齎し、中に漢書敍傳有り、僧曰く『三輔の耆老相ひ傳ふるに以て班固の眞本と爲す』と。琛は固く求め之を得たり。其の書に多く今に異なる者有り。文字は隸に非ず篆に非ず。琛は甚だ之を秘す。乃るに以て

鄱陽王に餉る」と。則ち此れ古本漢書は本琛の之を北僧に得て以て鄱陽王に餉り、王又轉じて昭明太子に獻する者にして、云ふ所の今本は蓋し即ち梁代の行ふ所にして、今

刻と異ならず。其の古本を改め今本と爲すに至りては何時

に起ころかを知らず。蓋し即ち其の妹の續成する時に重ね編次を爲す所なるのみ。宋景文の校刻する時に其の校する所の舊本内に尙ほ曹大家本有り。卷帙文字は皆今と同じなれば則ち今本は即ち曹大家の定むる所なること疑ひ無きなり。

【語注】

○劉之遴一梁、南陽涅陽の人。字は思貞。八歳にして能く文に屬し、十五歳にして茂才に擧げられ、沈昉、任遴は異とした。『南史』卷五十の劉之遴傳中に「時鄱陽嗣王範得班固所撰漢書眞本獻東宮、皇太子令之遴與張纘・到溉・陸襄等參校異同、之遴銳其異狀數十事。其大略云、案古本漢書稱永平十六年五月二十一日己酉、郎班固上、而今本無上書年月日子。又案古本敍傳號爲中篇、今本稱爲敍傳。又今本敍傳載班彪事行而古本云、彪自有傳。又今本紀及表志列傳不相合爲次而古本相合爲爲次、總成三十八卷。又今本外戚在西域後、古本外戚次帝紀下。又今本高五子・文三王・景十三王・孝武六子・宣元六王雜在諸傳帙中、古本諸王悉次外戚下、在陳項傳上。又今本韓彭英盧吳述云、信惟餓隸、

布實縣徒、越亦狗盜、芮尹江湖。雲起龍驤、化爲侯王。古本述云、淮陰毅毅、仗劍周章、邦之傑子、實惟彭英。化爲侯王、雲起龍驤。又古本第二十七卷解音釋義、以助雅詁而今本無此卷也」と有る。『梁書』も略ぼ同文である。○鄱陽王範—梁の人。蕭範、字は世儀。潘陽忠烈王恢の子。太清元年、南豫州刺史に遷る。『南史』卷五十二に傳有り。

○昭明太子—梁の人。蕭統、字は德施。武帝の長子。天監元年、皇太子となる。『文選』の著者。『梁書』卷八、『南史』卷五十三に傳有り。○張纘—梁、范陽方城の人。字は伯緒。平北將軍、寧蠻校尉となる。『梁書』卷三十四、『南史』卷五十六に傳有り。○到溉—梁、彭城武原の人。字は茂灌。性は交游を好まず、劉之遴等と志を同じくし友密で、弟の洽と共に才學有り、晉の二陸に比せられた。後、疾に因り明を失い、金紫光祿大夫・散騎常侍となり、疾を養つた。『梁書』卷四十、『南史』卷二十五に傳有り。○陸襄—梁、吳郡吳の人。字は師鄉。昭明太子は陸襄の業行を聞き、梁武帝に言つて呼び出し、太子洗馬に除し、中舍人に遷し、並びに管記を掌つた。『梁書』卷二十一に傳有り。○信は惟だ餓……『漢書』卷一百下に見える。○蕭琛—梁、蘭陵の人。字は彥瑜。『梁書』卷二十六、『南史』卷十八に傳有

り。『梁書』蕭琛傳中に「始琛在宣城、有北僧南度、惟賚一葫蘆、中有漢書序傳。僧曰、三輔舊老相傳、以爲班固眞本。琛固求得之、其書多有異今者、而紙墨亦古、文字多如龍舉之例、非隸非篆、琛甚祕之。及是行也、以書饋鄱陽王範。範乃獻于東宮」と有る。『南史』も略ぼ同文である。

○其の妹—『漢書』の撰者班固の妹班昭、即ち曹大家のこと。漢、扶風安陵の人。字は惠班。一名姬。兄班固が八表及び天文志が成らずして卒し、和帝は班昭に詔して『漢書』を成らしめた。『後漢書』列傳第七十四に傳有り。○宋景文—宋、安州安陸の人。名は祁、字は子京、諡は景文。龍圖閣學士、史館修撰となり、歐陽脩と共に『新唐書』を修めた。『宋史』卷二百八十四に傳有り。

【現代語譯】

『漢書』にはなお古本が有つた。今傳えられているのはそこの古本ではない。『南史』劉之遴傳には「梁の鄱陽王範は班固の『漢書』の眞本を手に入れ、昭明太子に獻上した。太子は劉之遴や張纘・到溉・陸襄等に校勘させたところ、今本と異なる箇所が數十處あつた。その大略に『古本の漢書は、永平十六年五月二十一日己酉郎班固上る、と書いて

あるが、今本には上書の年月日が無い。又考えてみると古本の敘傳は號して中篇としているが、今本は稱して敘傳としている。又今本の敘傳は班彪の事行を載せているが、古本は、ちゃんと班彪の傳がある、という。又今本は紀や表・志・列傳が互いに合して編次をなしていないが、古本は互いに合して編次をなしており、總べて三十八卷である。又今本の外戚傳は西域傳の後にあるが、古本の外戚傳は帝紀の後についている。又今本では高五子・文三王・景十三王・孝武六子・宣元六王は雜えて諸傳中に在るが、古本の諸王は悉く外戚傳の下、陳項傳の上に在る。又今本は韓英彭盧吳の述に、韓信は惟だ餓隸で、英布は實は黥徒で、彭越も亦た狗盜で、吳芮は江湖に尹であったが、雲が起り龍が驤るように、化して侯王となつた、といつてゐるが、古本は述で、淮陰は勇ましく劍を携えて諸國をめぐり、劉邦の傑子であった。寔にこの彭越・英布等も化して侯王となるさまたが、雲が起り龍が驤るようであつた、という。又古本の第三十七卷は音義を解釋して雅詁を助けてゐるが、今本には此の卷が無いようである』といふと見える。考えてみると、蕭琛傳に「此の古本『漢書』は乃ち蕭琛が宣城に居るとき南渡しきた北僧がおり、惟だ一葫蘆だけを持ってき

て中に『漢書』敘傳が入つてゐた。僧侶は『(これは)三輔の耆老が代々傳えて班固の眞本としている』といった。蕭琛はかたくなにこの書を求め貰つた。その書には多く今本に異なつてゐる箇所が有つた。文字は隸書ではなく篆書でもなかつた。蕭琛は甚だ之を隠していたが、しかし鄱陽王に贈つた」といえば、この古本の『漢書』は本蕭琛が之を北僧から得て鄱陽王に贈り、王が又めぐりめぐつて昭明太子に獻上した物であつて、『梁書』でいつてゐる今本とは恐らく梁代に通行してゐた『漢書』であり、今出版されている『漢書』と違ひはない。その古本を改め今本の體裁としたのがいつの時代かは分からぬが、恐らくは班固の妹が續成する時に更に編集し直したのだろう。宋景文が校刻する時にその校勘した舊本内になお曹大家本が有つた。卷帙や文字は全て今と同じであつたから今本はとりもなおさず曹大家が定めたものであることは疑い無い。

(齋藤 昭敏)

顏師古注漢書考核固詳然亦有紕繆者韓信傳項梁渡淮信杖劍從之師古曰直帶一劍更無餘質此特因上文歷敘信貧況遂從而爲之說耳按許氏說文杖持也然則信傳之杖劍與張耳傳之杖馬筆蘇武傳之杖節牧羊不過同一執持之義也又趙充國傳兩府白遣義渠安國行視諸羌分別善惡安國至斬先零諸豪三十餘人縱兵擊其種人斬首千餘級於是諸降羌及歸義羌侯楊玉等恐怒無所信鄉遂劫略小種背畔犯塞所謂恐怒無所信鄉者諸羌以安國肆威皆恐懼憤怒無所信從歸向遂激而成旅拒之變耳王莽傳五威將師出改句町王以爲侯王邯怨怒不附正與此相類師古註乃謂諸羌恐中國汎怒不信其心而納嚮之其解抑何迂曲乎又蕭望之傳蕭育爲茂陵令會課第六而漆令郭舜殿見責問育爲之請扶風怒及罷出傳召育詣後曹當以職事對育徑出曹書佐隨牽育育案佩刀曰蕭育杜陵男子何詣曹也此乃蕭育自負之詞不能承順上官詣曹瑣瑣猶孔文舉謂曹操曰孔融魯國男子明日便當拂衣去韋孝寬謂祖珽曰孝寬關西男子必不爲降將軍語氣止相類耳師古註乃謂育自言欲免官而去便是杜陵一男子何須召我詣曹乎覺轉失語氣矣男子之稱固有作無位之人之稱者如後漢書楊震傳河間男子趙騰晉書忠義傳吳興男子沈勁然不可概論也又趙禹傳禹爲人廉倨公卿相造請終不行報謝務在絕知友賓客之請此不過謂公卿有來謁者禹終不往答也師古注乃曰以此意告

【書き下し】

顏師古 漢書に注す

太迂遠乎又路溫舒傳元鳳中廷尉光以治詔獄請溫舒署奏曹掾守廷尉史張晏曰光解光也按百官公卿表昭帝元鳳六年廷尉李光此卽舉溫舒爲掾史者也若解光者哀帝初以明經通災異得幸「見李尋傳」後爲司隸嘗奏趙昭儀賊害王子又劾王根王況其去元鳳時已六十餘年亦不聞其爲廷尉也張氏之解亦誤

報公卿是竟以報謝二字屬下句謂禹自明此意於公卿間矣不亦顏師古 漢書に注すに考核は固より詳なれども、然れども謂諸羌恐中國汎怒不信其心而納嚮之其解抑何迂曲乎又蕭望之傳蕭育爲茂陵令會課第六而漆令郭舜殿見責問育爲之請扶風怒及罷出傳召育詣後曹當以職事對育徑出曹書佐隨牽育育案佩刀曰蕭育杜陵男子何詣曹也此乃蕭育自負之詞不能承順上官詣曹瑣瑣猶孔文舉謂曹操曰孔融魯國男子明日便當拂衣去韋孝寬謂祖珽曰孝寬關西男子必不爲降將軍語氣止相類耳師古註乃謂育自言欲免官而去便是杜陵一男子何須召我詣曹乎覺轉失語氣矣男子之稱固有作無位之人之稱者如後漢書楊震傳河間男子趙騰晉書忠義傳吳興男子沈勁然不可概論也又趙禹傳禹爲人廉倨公卿相造請終不行報謝務在絕知友賓客之請此不過謂公卿有來謁者禹終不往答也師古注乃曰以此意告

侯楊玉等は恐れ怒りて信郷する所無し。遂に小種を刦略し、背畔して塞を犯す」の謂ふ所の「恐怒して信郷する所無し」は、諸羌安國の肆威を以て皆な恐懼憤怒し信從歸向する所無く、遂に激して旅拒の變を成すのみ。王莽傳の「五威將師出でて、句町王を改めて以て侯と爲すも、王邯は怨み怒りて附せず」は、正に此と相ひ類す。師古は註して乃ち「諸羌は中國を恐れて汎怒し、其の心を信じて之を納嚮せず」と謂ふ。其の解は抑々何ぞ迂曲なるや。又蕭望之傳の「蕭育は茂陵の令と爲る。會課第六。而るに漆の令郭舜は殿なりて責問せらる。育は之が爲に請ふ。扶風怒る。罷出に及び、傳へて育を召し後曹に詣らしむ。當に職事を以て對すべし。育は徑ちに出づ、曹の書佐は隨ひて育を牽かんとす。育は佩刀を案じて曰く、『蕭育は杜陵の男子。何ぞ曹に詣らんや』と」は、此れ乃ち蕭育の自負の詞なり。上官に承順し、曹に詣りて瑣瑣たること能はざるは、猶ほ孔文舉。曹操に謂ひて曰く、「孔融は魯國の男子。明日に便ち當に拂衣して去るべし」と、^{*}韋孝寬、祖珽に謂ひて曰く「孝寬は關西の男子。必ず降將軍と爲らば」のごとし。語氣は正に相ひ類すのみ。師古は註して乃ち「育は自ら官を免れて去らんと欲するを言ふ。便ち是れ杜陵の一男子。何

ぞ須く我を召して曹に詣らしめんや」と謂ふ。轉た語氣を失ふを覺る。男子の稱は固より無位の人の稱と作す者有り。後漢書楊震傳の「河間の男子趙騰」、晉書忠義傳の「吳興の男子沈勁」の如し。然ば概論す可からず。又趙禹傳の「禹の人と爲りは廉倨、公卿は相ひ造請するも、終に行きて報謝せず。務めて知友賓客の請を絶つるに在り」は、此れ公卿に來謁する者有るも、禹は終に往答せざるを謂ふなり。師古は注して乃ち「此の意を以て公卿に告報す」と曰ふ。是れ竟に「報謝」の二字を以て下の句に屬し、禹自ら此の意を公卿の間に明らかにするを謂ふ。亦た太だ迂遠ならずや。又路溫舒傳の「元鳳中、廷尉光詔獄を治めるを以て、溫舒に請ひて、曹掾に署奏し廷尉史を守らしむ」は、張晏「光は解光なり」と曰ふ。按するに百官公卿表に「昭帝の元鳳六年、廷尉李光」と、此れ即ち溫舒を擧げて掾史と爲す者なり。「解光」の如き者は、哀帝の初め明經を以て災異に通じ幸いを得「李尋傳に見ゆ」、後に司隸と爲りて、嘗て趙昭儀に奏して王子を賊害し、又王根・王況を劾す。其れ元鳳の時を去ること已に六十餘年、亦た其の廷尉と爲るを聞かざるなり。張氏の解も亦た誤り。

【語注】

○項梁淮……『漢書』卷二十四韓彭英盧吳傳に「及項梁度淮、信乃杖劍從之、居戲下、無所知名」と有り、顏師古注に「師古曰、言直帶一劍、更無餘資」と有る。○杖は持つ……『說文解字』六篇上に「杖持也。從木丈聲」と有る。

○杖馬筆——『漢書』卷三十二張耳陳餘傳に「杖馬筆下趙數十城」と有る。○杖節牧羊——『後漢書』伏侯宋蔡馮趙牟韋列傳第十六の李賢注に「武帝時、蘇武使匈奴、會衛律所將降者、陰相與謀、劫單于母閼氏歸漢、事發、單于使衛律考其事、召武受辭。武不屈節、引佩刀自刺。單于欲降武、武不降、杖節牧羊海上、臥起操持節、節髦盡落。在匈奴中十九年、乃得歸漢。見前書也」と有る。○五威將帥……『漢書』卷九十九王莽傳に「初、五威將帥出、改句町王以爲侯、王邯怨怒不附」と有る。○孔文舉……『後漢書』卷五十四楊震列傳第四十四に「建安元年、從東都許、時天子新遷、大會公卿、兗州刺史曹操上殿、見彪色不悅、恐於此圖之、未得讐設、託疾如廁、因出還營。彪以疾罷。時袁術僭亂、操託彪與術婚姻、誣以欲圖廢置、奏收下獄、劾以大逆。將作大匠孔融聞之、不及朝服、往見操曰、楊公四世清德、海內所瞻。周書父子兄弟罪不相及、況以袁氏歸罪楊公。易稱、

積善餘慶、徒欺人耳。操曰、此國家之意。融曰、假使成王者、以公聰明仁智、輔相漢朝、舉直厝枉、致之雍熙也。今操殺無辜、則海內觀聽、誰不解體。孔融魯國男子、明日便當拂衣而去、不復朝矣。操不得已、遂理出彪」と有る。また『三國志』卷十二魏書崔琰傳の注に「續漢書曰、太尉楊彪與袁術婚姻、術僭號、太祖與彪有隙、因是執彪、將殺焉。融聞之、不及朝服、往見太祖曰、楊公累世清德、四葉重光、周書父子兄弟罪不相及、況以袁氏之罪乎。易稱積善餘慶、但欺人耳。太祖曰、國家之意也。融曰、假使成王欲殺召公、則周公可得言不知邪。今天下纓緜搢紳之士所以瞻仰明公者、以明公聰明仁智、輔相漢朝、舉直厝枉、致之雍熙耳。今橫殺無辜、則海內觀聽、誰不解體。孔融魯國男子、明日便當拂衣而去、不復朝矣。太祖意解、遂理出彪。魏氏春秋曰、袁紹之敗也、融與太祖書曰、武王伐紂、以妲己賜周公。太祖以融學博、謂書傳所紀。後見、問之、對曰、以今度之、想其當然耳」と有る。○韋孝寬……『周書』卷三十一韋孝寬傳に「神武無如之何、乃遣倉曹參軍祖孝徵謂曰、未聞救兵、何不降也。孝・報云、我城池嚴固、兵食有餘、攻者自勞、守者常逸。豈有旬朔之間、已須救援。適憂爾・有不反

之危。孝寬關西男子、必不爲降將軍也。俄而孝徵復謂城中人曰、韋城主受彼榮祿、或復可爾、自外軍士、何事相隨入湯火中耶。乃射募格於城中云、能斬城主降者、拜太尉、封開國郡公、邑萬戶、賞帛萬疋。孝寬手題書背、反射城外云、若有斬高歡者、一依此賞。孝寬弟子遷、先在山東、又鎖至城下、臨以白刃、云若不早降、便行大戮。孝寬慷慨激揚、略無顧意。士卒莫不感勵、人有死難之心」と有る。また『北史』卷六十四韋孝寬子總壽傳に「神武無如之何、乃遣倉曹參軍祖孝徵謂曰、未聞救兵、何不降也。孝寬報云、我城池嚴固、兵食有餘、攻者自勞、守者常逸、豈有旬朔之間、已須救援。適憂爾・有不反之危。孝寬關西男子、必不爲降將軍也。俄而孝寬戶復謂城中人曰、韋城主受彼榮祿、或復可爾、自外軍士、何事相隨入湯火中邪。乃射募格於城中云、能斬城主降者、拜太尉、封開國郡公、邑萬戶、賞帛萬疋。

【現代語譯】

孝寬手題書背、反射城外、云、若有斬高歡者、一依此賞。孝寬弟子遷、先在山東、又鎖至城下、臨以白刃云、若不早降、便行大戮。孝寬慷慨激揚、略無顧意。士卒莫不感勵、人有死難之心。神武苦戰六旬、傷及病死者十四五、智力困、因而發疾。其夜遁去。後因此忿恚、遂殂。魏文帝嘉孝寬功、令殿中尚書長孫紹遠、左丞王悅至玉壁勞問、授驃騎

大將軍、開府儀同三司、進爵建忠郡公」と有る。○禹の……『漢書』卷九十酷吏傳に「禹爲人廉裾、爲吏以來、舍無食客。公卿相造請、禹終不行報謝、務在絕知友賓客之請、孤立行一意而已。見法輒取、亦不覆案求官屬陰罪。嘗中廢、已爲廷尉。始條侯以禹貳深、及禹爲少府九卿、酷急。至晚節、事益多。吏務爲嚴峻、而禹治加緩、名爲平。王溫舒等後起、治峻禹。禹以老、徙爲燕相。數歲、諍亂有罪、免歸。後十餘年、以壽卒于家」と有る。○元鳳中……『漢書』卷五十一に「元鳳中、廷尉光以治詔獄、請溫舒署奏曹掾、守廷尉史。會昭帝崩、昌邑王賀廢、宣帝初即位、溫舒上書、言宜尙德緩刑」と有る。○昭帝の元鳳……『漢書』卷十九下百官公卿表下に「廷尉李光廷四年免」と有る。

に依據して、とうとうこのことを説をしてしまっただけである。許慎の『說文解字』に「杖は持つなり」と有ることから勘案すると、そうであるならば韓信傳の「杖劍」と張耳傳の「馬の鞭を持つ」・蘇武傳の「木の節を持つて羊を飼う」とは、他でもなく全て「執り持つ」という意味に過ぎないのである。また趙充國傳の「兩府が進言して義渠の安國を派遣して多くの羌族を巡視させ、善か悪かを區別させた。安國は到着すると先零の諸豪三十餘人を斬り、兵を派遣し、其の種族の人々を攻撃して、千人以上もの首を斬つた。そのため多くの降伏した羌族や歸義羌侯楊玉たちは恐れまた怒つて（漢人を）信用して受け入れることをしなくなつた。とうとう小さな種族を脅かして支配し、謀反を起こして城塞を攻めた」の中の「恐れまた怒つて、信用して受け入れることをしなくなつた」という文章は、多くの羌族が安國の欲しいままに威壓をするということによつて、恐れ怒り、信用して歸順することがなくなり、とうとう激昂して反亂を起こしたというだけである。王莽傳の「五威將帥が出て、句町王を侯に改めたが、王邯は怨み怒つて服従しなかつた」という文は、この文章と同様の文である。しかし、顏師古は註をつけてそこで「多くの羌族は中國を

恐れて溢れんばかりに怒り、漢人の心を信用しても迎え入れることはしなかつた」といつてゐる。この解釋はなんと遠回しな言い方ではないか。また蕭望之傳の「蕭育は茂陵縣の令になつた。試験で第六番目の成績であった。それに対する漆縣の令である郭舜は最下位となり、問責された。育は郭舜のために取りなしをした。（そのことを）扶風が怒つた。退出する際に、傳令により育は曹に來るようにと呼びつけられた。（それには）縣令の位をかけて臨まなくてはならなかつた。育はすぐに曹から出ていつた。曹の書記の補佐官はついてきて育を引き留めようとした。育は腰刀をなでて『蕭育は杜陵の男子である。どうして曹に出来くことが出來ようか』といつた」という文は、他でもなく蕭育が自分に誇りを持っている言葉である。上官の命令に従い、せこせこと曹に參上することが出來ないのは、ちょうど孔融が曹操に「孔融は魯國の男子である。明日になれば、すぐに襟を正して去りましょう」といつたことや韋孝寬が祖珽に「孝寬は關西の男子である。降つた將軍にならないのだ」といつた様なものである。文章の語調が全く同じではないか。（しかし）顏師古は註をつけてそこで「育は自分から免官されて追放されることを望んで言つ

たのだ。それがつまり杜陵の一人の人間ごときが、どうして曹に出向いていく必要があろうか（という言葉なのだ）」といつてている。ますます文章の意味が變わってしまっているのがわかる。男子という名稱は無位の人の名稱に他ならないとする者がいる。『後漢書』楊震傳の「河間の男子趙騰」や、『晉書』忠義傳の「吳興の男子沈勁」といった文竇があるので、大要を述べる必要はないであろう。また趙禹傳の「禹の人柄は清廉で氣骨があった。公卿はたがいに家を訪ねてご機嫌をうかがったが、一度として報いることをしなかった。知人や來客の要請を聞かないことにつとめたのだ」という文は、公卿で家を訪ねてまみえようとする人物がいても、禹は一度も出迎えて應對することをしなかつたということをいつているのだ。（しかし）師古は注で「この對應の意味によつて公卿に自分の意志を告げている」といつてている。これは、とうとう「報謝」の二字を下の句に繋げて、禹が自分からこの行動の意志を公卿達に對して明示しているといつてている。なんと事實と大きく違つてゐるのではないか。また、路溫舒傳の「元鳳中、廷尉光が詔により裁判をしようとして、溫舒を曹の椽に配屬させて廷尉史を司らせた」という文に對しては、張晏は「光は解光の

ことである」といつてている。百官公卿表に「昭帝の元鳳六年、廷尉李光」という記述から勘案すると、この文はつまり溫舒を推舉して掾史としたということである。「解光」とするのは、哀帝の初めに明經によって災異に精通し幸いをもたらし「李尋傳に見える」後に司隸になり、（また）趙昭儀に上奏して王子を斥けて、同時に王根と王況を裁き、元鳳の時から、とうに六十年を過ぎていたが、それでも廷尉となつた（人物の）ことを知らないのだ。張氏の解釋も誤りなのである。

（關 清孝）

【原文】

19 班書顏註皆有所本

葛洪云家有劉子駿漢書百餘卷欲撰漢書編錄漢事未得成而亡故書無宗本但雜記而已試以考校班固所作殆是全取劉書其所不取者二萬餘言而已王鑒因推論之謂班書寔史才然其他文如文選中所載多不稱何其長於史而短於文及觀葛洪所云乃知漢書全取於歆也新唐書顏遊秦乃師古之叔嘗撰漢書決疑師古註漢書多取其義許觀因追論之謂游春「許觀謂游春」所作決

疑十二卷時稱大顏師古爲太子承乾註漢書盡取其義是師古註實游春註也按古人著述往往有先創者不得名而集之者反出其上遂因以擅名者固不特此二書也北史蕭該撰漢書音義又有包愷亦精漢書學者以蕭包二家爲宗新唐書姚班傳班祖察撰漢書訓纂後之註漢書者往往竊其文爲己說班乃著紹訓以發明之是唐以前註漢書者已多并不止游秦也師古同時又有劉伯莊劉訥言及秦景通兄弟皆名家景通晉陵人與弟暉俱精漢書時號大秦君小秦君學漢書者非其所授以爲無法此又師古同時之精漢書者也又房玄齡以師古註太繁令敬播撮其要爲四十篇後王勃以師古註多誤又作指瑕以摘其失

【書き下し】

班書顏註皆本づく所有り

葛洪「家に劉子駿の漢書百餘卷有り。欲漢書を撰せんと欲し、漢事を編録すれども、未だ成すを得ずして亡ぶ。故に書に宗本無し。但だ雜記するのみ。試みに以て班固の作る所を考校するに、殆ど是全て劉書を取る。其の取らざる所の者は、一二萬餘言のみ」と云ふ。王鑒因りて之を推論して「班書寔に史才あり。然れども其の他の文、文選中に載する所の如きは、稱はざるもの多し。何ぞ其の史に長じ、

文に短なるや」と謂ふ。及び葛洪の「云ふ所を觀るに、乃ち漢書全て欲に取るを知るなり。新唐書に「顏遊秦乃ち師古の叔。嘗て漢書決疑を撰す。師古漢書に註するに多く其の義を取る」と。許觀之に因りて追論して「游春「許觀は古太子承乾が爲に、漢書に註するに盡く其の義を取る。是れ師古の註、實は游春の註なり」と謂ふ。按に古人の著述は往往にして、先に創る者名を得ずして、之を集つむる者反て其の上に出で、遂に因りて以て名を擅ままにする者有り。固り特に此の二書のみならざるなり。北史に「蕭該漢書音義を撰す」又「包愷有りて、亦漢書に精らかなり。學ぶ者は、蕭包の二家を以て宗と爲す」と。新唐書姚班傳に「班の祖察、漢書訓纂を撰す。後の漢書に註する者は、往往にして其の文を竊みて己が説と爲す。班乃ち紹訓を著し、以て之を發明す」と。是れ唐以前に漢書に註する者、已に多く、並して游秦に止まらず。師古と同時に又劉伯莊劉訥言及び秦景通兄弟有り。皆名家なり。「景通は晉陵人。弟の暉と俱に漢書に精らかなり。時に大秦君・小秦君と號せらる。漢書を學ぶ者、其の授くる所に非れば、以て無法と爲す」と。此又師古と同時の漢書に精らかなる者なり。

又房玄齡「師古の註は太た繁なるを以て、敬播をして其の要を撮りて四十篇と爲さしむ」と。後ち王勃 師古の註誤り多きを以て、又指瑕を作りて以て其の失を摘く。

【語註】

○家に劉子駿……『西京雜記』卷六に「洪家世有劉子駿漢書一百卷。無首尾題目但以甲乙丙丁紀。其卷先父傳之、欲欲撰漢書編錄、漢事未得締構、而亡故書無宗本、止雜記而已。失前後之次無事類之辨後好事者、以意次第之始甲終癸爲十秩、秩十卷合爲百卷。洪家具有其書、試以考校班固所作、殆是全取劉書、有小異同耳。并固所不取不過二萬許言」と有る。○班書寔に史才……『震澤長語』文章篇に「班固西漢書、典雅詳整、無媿馬遷、後世有作、莫能及矣。固其良史之才乎。然豫觀文選所載固文多不稱。唯兩京賦最其加意、然亦無西京之體。何固之長於史而短於文乎」と有る。

○顏遊秦乃ち……『新唐書』列傳百二十三儒學に「師古叔

游秦、武德初累遷廉州刺史、封臨沂縣男。時劉黑闥初平、

人多彊暴、比游秦至禮讓大行邑里歌之、高祖下璽書獎勞。終鄆州刺史。撰漢書決疑、師古多資取其義」と有る。○蕭

該……『北史』列傳七十儒林に「蕭該、蘭陵人。……該後撰

漢書及文選音義、咸爲當時所貴。包愷字和樂、東海人。其兄愷、明五經、愷悉傳其業。及從王仲通受史記、漢書、尤稱精究。大業中、爲國子助教。于時漢書學者以蕭、包二人爲宗匠、聚徒教授者數千人」と有る。○班の祖察……『新唐書』列傳二十七姚班傳に「始、曾祖察嘗撰漢書訓纂、而後之注漢書者、多竊取其義爲『說』、璇著紹訓以發明舊義云」と有る。○景通は晉陵……『新唐書』列傳百二十三儒林に「景通者、晉陵人。與弟暉有名、皆精漢書、號大秦君小秦君。當時治漢書、非其授者、以爲無法云」と有る。○師古の註は……『新唐書』列傳百二十三儒林に「房玄齡嘗稱播、陳壽之流乎。玄齡患顏師古注漢書文繁、令掇其要爲四十篇。是時漢書學大興、其章者若劉伯莊、秦景通兄弟、劉訥言、皆名家」と有る。○王勃 師古の……『新唐書』列傳百二十六に「王勃字子安、絳州龍門人。六歲善文辭、九歲得顏師古注漢書讀之、作指瑕以擿其失」と有る。

【現代語釋】

葛洪は「家に劉子駿の漢書百餘卷があつた。劉歆が漢書を編纂しようとして、漢代の事跡を編錄したが、完成しないまま亡くなってしまった。そのため漢書にはもとする本が

無い。ただ、様々に書き記してあるだけである。試みに（劉子駿の漢書を用いて）班固が著した『漢書』を調べてみると、殆ど全てが劉子駿の漢書の記載を用いている。劉子駿の漢書の記載を用いていないのは、「二萬言あまりだけである」といっている。王贊はこれ（葛洪の論）を根據として、推論して「班固の漢書は、實に歴史の才見られる。しかしそ他の文、文選中に記載されているような文は、ほめられない物が多い。どうして歴史に長けていて、文章に不得手なのだろうか」といっている。この話や葛洪のいう所を觀るに、班固の漢書はすべて劉歆の漢書を用いているのがわかる。『新唐書』に「顏遊秦は、師古のおじで、嘗て『漢書決疑』を著した。師古が漢書に註をするにあたって、多くその（『漢書決疑』の）内容を用いた」とある。許觀はこれ（『新唐書』の説）によつて追論して「游春〔許觀は游春といつて〕が著した『漢書決疑』十二卷は、當時は大顔と稱していたが、顔師古が太子承乾のために、漢書に註する際に盡くその（『漢書決疑』の）内容を用いた。つまり師古の註は、實は游春の註なのだ」としている。考えてみると古人の著述は往往にして、先に著述した者が名聲を得ることはなく、それを集めた者が、逆に

先に著述した者より高く評價され、かくしてこのように名聲をほしいままにしたがいたことは、單にこの二書だけではない。『北史』に「蕭該は『漢書音義』を著した」とある。『新唐書』姚班傳に「姚班の曾祖父である察は、『漢書訓纂』を著した。その後の『漢書』に註する者は、往往にしてその文章を盜み自分の説であるとした。班は『紹訓』を著して、後の者が察の説を盜用していることを明らかにした」とある。このように、唐代以前に『漢書』に註する者は、已に多く、決して游秦に止まらない。顔師古と同時代に、また劉伯莊・劉訥言及び秦景通兄弟がいる。皆名家である。景通は晉陵の人である。弟の暉とともに『漢書』に精通していた。時に大秦君・小秦君と呼ばれた。『漢書』を學ぶ者で、秦景通兄弟から教えを授からない者は、句法に決まりがないとされた」とある。これらもまた顔師古と同時代の『漢書』に精通した者である。又房玄齡は「顔師古の註が大變煩瑣だとして、敬播に命じて、その註の要點をまとめ四十篇に改めさせた」と。後世、王勃は顔師古の註に誤りが多いとして、『指瑕』を作つて、その缺點を

暴いた。

(飯田智子)

深旨循吏以下及六夷序論是天下之奇作然其編輯亦多所未當

如鄭康成一代大儒鄭興賈逵亦深於經學乃不入儒林傳興逵仕

於朝有事蹟可紀入之列傳猶可也康成屢徵不仕不入之儒林而

編爲列傳可乎卓茂魯恭郭伋杜詩張湛廉范皆以吏績著而不入

之循吏傳或以其官不以吏終也然班書循吏傳黃霸不嘗爲丞相

乎朱邑不嘗爲大司農乎陽球奏誅宦官王甫等剛正嫉惡不避權

勢自當與李固杜喬等同傳乃列之酷吏可乎卽有逸民傳矣孔休

劉宣諸人避莽不仕輩遜終身何以不列入而僅附於卓茂傳之末

乎卽有方術傳矣而楊厚傳通篇皆敘其占驗之精又何以不入之

方術乎光武起兵年二十八明年爲更始元年又明年爲更始二年

又明年而光武始卽帝位是年三十一矣在位凡三十三年則光武

應是六十三歲而本紀乃云六十二歲誤也虞詡傳中常侍張防擅

弄威柄詡劾奏反爲所誣下獄拷掠宦者孫程張賢知詡無罪乃奏

白其冤時防在帝後程卽叱曰姦臣張防何不下殿則程乃宦寺之

賢者此事至今凜凜有生氣程旣另有傳此事何不載之本傳中乃

反詳於詡傳乎徐稚傳陳蕃爲豫章守請稚署功曹蕃在郡不接賓

客惟稚來特設一榻去則懸之陳蕃傳則云蕃爲樂安太守郡人周

璆高士前後郡守皆不能致惟蕃能致焉特置一榻去則懸之而敘

蕃守豫章時略不及徐稚事何也又陳蕃傳小黃門晉陽趙津乘勢

犯法太原太守劉瓊案其罪殺之則此乃劉瓊事也而王允傳云允

皆前史所未及而實史家所不可少者也其自負謂傳論皆有精意
後漢書撰述家最多是以范蔚宗易於藉手其先有班固陳宗尹敏
孟冀作世祖本紀及光武時功臣列傳後有劉珍李尤雜作建武以
後至永初間紀傳伏無忌黃景又奉命作諸王王子恩澤侯單于西
羌地理志邊韶崔寔朱穆曹壽又作皇后外戚傳百官表及順帝功
臣傳成一百十四篇號曰漢紀熹平中馬日碑蔡邕楊彪盧植續爲
東觀漢紀吳武陵太守謝承作後漢書百三十卷晉散騎常侍薛莹
作後漢紀一百卷泰始中秘書丞司馬彪始取衆說首光武至孝獻
作續漢書散騎常侍華嶠刪定東觀漢紀爲漢後書九十七篇祠部
郎謝沈作後漢書一百二十二卷秘書監袁宏作後漢紀三十卷宏
自敘所采書除謝承司馬彪華嶠謝沈外尙有漢山陽公記漢靈獻
起居注漢名臣奏及諸郡先賢傳等書是後漢之紀載不下數十種

成書旣多採擇自易兼有遷固爲之成式益得斟酌以求至當如改
外戚傳爲皇后紀而外戚之事附之又增文苑方術列女宦者諸傳

皆前史所未及而實史家所不可少者也其自負謂傳論皆有精意

20 後漢書

【原文】

爲郡吏晉陽趙津放恣爲一郡患允討捕殺之則又作王允事矣蓋是時墳爲郡守允爲郡吏共成此事而傳不晰言之竟似兩事矣又十志乃劉昭取司馬彪所作以補范書者增百官及輿服志是矣刑法藝文亦史之所當載者乃不爲作志則東漢之刑名及諸人著述於何考乎此又補註者之失也

【書き下し】

後漢書

後漢書の撰述家最も多し。是を以て范蔚宗は藉手に易し。
其の先に班固・陳宗・尹敏・孟冀有り、世祖本紀及び光武の時の功臣の列傳を作る。後に劉珍・李尤有り、建武以後より永初の間に至るまでの紀傳を雜作す。伏無忌・黃景又命を奉じて諸王・王子・恩澤侯・單于・西羌・地理志を作る。邊韶・崔寔・朱穆・曹壽又皇后・外戚傳・百官表及び順帝の功臣の傳を作り一百十四篇を成し、號して漢紀と曰ふ。熹平中馬日碑・蔡邕・楊彪・盧植 繰けて東觀漢紀と爲す。吳の武陵太守謝承 後漢書百三十卷を作る。晉の散騎常侍薛瑩 後漢紀一百卷を作る。泰始中秘書丞司馬彪始

祠部郎謝沈 後漢書一百二十一卷を作る。秘書監袁宏 後漢紀三十卷を作る。宏自ら采る所の書を敍するに謝承・司馬彪・華嶠・謝沈を除くの外は尙ほ漢の山陽公記・漢の靈獻の起居注・漢の名臣の奏及び諸郡先賢傳等の書有り。是れ後漢の紀載は數十種を下らず、成書は既に多く、採擇は自ら易く兼ねて遷・固有りてせば之が成式を爲し、益々斟酌して以て至當を求むるを得たり。外戚傳を改め皇后紀と爲して外戚の事は之に附し、又文苑・方術・烈女・宦者の諸傳を増すが如きは皆前史の未だ及ばざる所にして、實に史家の少くべからざる所の者なり。其の自負に「傳論皆精意深旨有り、循吏以下六夷序論に及ぶまで寔に天下の奇作なり」と謂ふ。然れども其の編輯も亦た未だ當らざる所多し。鄭康成の如きは一代の大儒にして鄭興・賈逵も亦た經學に深し。乃るに儒林傳に入らず。興・逵は朝に仕へ、事蹟の紀すべき有れば之を列傳に入れるは猶ほ可なり。康成は屢々徵ざるも、仕へざれば之を儒林に入れずして、編して列傳と爲すは可なるか。卓茂・魯恭・郭伋・杜詩・張湛・廉范は皆吏績を以て著るも、之を循吏傳に入れざるは或いは其の官を以てするも、吏を以て終はらざればなり。然るに班書循吏傳 黃霸嘗て丞相と爲らずや。朱邑嘗て大司

農と爲らずや。陽球奏して宦官王甫等を誅し、剛正嫉惡にして權勢を避けず、自ら當に李固・杜喬等と傳を同じくすべきも乃るに之を酷吏に列するは可なるか。既に逸民傳有り。孔休・劉宣の諸人莽を避けて仕へず、蜚遯して身を終ふ。何を以て列入せずして僅かに卓茂傳の末に附するか。既に方術傳有り。而るに楊厚傳篇を通じて皆其の占驗の既に方術傳有り。而るに楊厚傳篇を通じて皆其の占驗の精を敍す。又何を以て之を方術に入れざるか。光武は起兵の年二十八、明年更始元年と爲す。又明年更始二年と爲す。又明年にして光武始めて帝位に卽く。是れ年三十一。位に在ること凡て三十三年なれば則ち光武應に是れ六十三歳なるべきも本紀乃ち「六十二歳」と云ふは誤りなり。虞詡傳に「中常侍張防擅に威柄を弄び、詔効奏するも反て誣する所と爲り、獄に下され拷掠せらる。宦者孫程・張賢詡の無罪なるを知り乃ち奏して其の冤を白す。時に防は帝の後ろに在り、程即ち叱して曰く『姦臣張防何ぞ殿を下らざる』と」と。則ち程は乃ち宦寺の賢なる者なり。此の事今に至るまで凜凜として生氣有るも程既に別傳有り。此事何ぞ之を本傳中に載せずして乃ち反て詔傳に詳らかなるか。徐穉傳に「陳蕃豫章守と爲り、穉に請ひて功曹に署す。蕃は郡に在りて賓客に接せず、惟だ穉の來りしときのみ特に

一榻を設け、去れば則ち之を懸く」と。陳蕃傳は則ち「蕃樂安太守と爲る。郡人周璆は高士にして前後の郡守皆致す能わず。惟だ蕃のみ能く焉を致し、特に一榻を置き、去れば則ち之を懸く」と云ふ。而るに蕃の豫章に守たる時を敍するも、略して徐穉の事に及ばざるは何ぞや。又陳蕃傳に「小黃門の晉陽の趙津勢ひに乗じて法を犯し、太原太守劉瓊は其の罪を案じて之を殺す」とは則ち此れ乃ち劉瓊の事なり。而るに王允傳に「允郡吏と爲り晉陽の趙津放恣にして一郡の患ひと爲る。允討ち捕り之を殺す」と云ひ則ち又王允の事に作る。蓋し是の時瓊は郡守と爲り、允は郡吏と爲る。共に此の事を成すも傳は之を晰言せず、竟に兩事に似たるが如し。又十志は乃ち劉昭司馬彪の作る所を取りて以て范書を補ふ者にして百官及び輿服志を増すは是なり。刑法・藝文も亦た史の當に載すべき所の者なるも乃るに作志を爲さざれば則ち東漢の刑名及び諸人の著述何に於て考へんや。此れ又補注する者の失なり。

【語注】

○范蔚宗一名は暉、字は蔚宗。南宋、順陽の人。著に『後漢書』がある。『宋書』卷六十九に傳有り。○其の先に班・

宋の高似孫撰『史略』卷二に「按後漢明帝詔班固・陳宗・尹敏・孟冀譲世祖本紀及建武功臣傳。又詔劉珍・李尤等譲建武以來至永初紀傳。又詔伏無忌・黃景作諸王恩澤侯及單于・西羌・地里志。邊韶・崔寔・朱穆・曹壽作皇后外戚傳・百官表・順帝功臣傳凡百十四篇、曰漢記。嘉平中馬日磾・蔡邕・楊彪・盧植又續漢記。至吳謝承作漢書、司馬彪作續漢書、華嶠・謝沉・袁崧又作後漢書、往往皆因漢記之舊爲之。是固爲有所據依而曇史又出於諸史之後、尤爲有據依者乎」と有る。また『後漢書』列傳三十上班固傳に「與前彬陽令陳宗・長陵令尹敏・司隸從事孟異共成世祖本紀。遷爲郎、典校祕。固又撰功臣・平林・新市・公孫述事、作列傳載記二十八篇、奏之」と有る。班固に關してはさらに『後漢書』列傳四劉復傳に「初臨邑侯復好學能文章。永平中每有講學事、輒令復典掌焉。與班固・賈逵共述漢史、傅毅等皆宗事之」と有る。○劉珍・李尤……『後漢書』列傳七十上李尤傳に「李尤字伯仁、廣漢雒人也。少以文章顯。和帝時侍中賈逵薦尤有相如楊雄之風、召詣東觀、受詔作賦、拜蘭臺令史。稍遷安帝時爲諫議大夫、受詔與謁者僕射劉珍等俱撰漢記」と有り、同じく『後漢書』列傳七十上劉珍傳に「劉珍字秋孫、一名寶、南陽蔡陽人也。少好學。永初中、

爲謁者僕射。鄧太后詔使與校書劉駒騮・馬融及五經博士、校定東觀五經・諸子傳記・百家藝術、整齊脫誤、是正文字。永寧元年太后又詔珍與駒騮作建武已來名臣傳」と有る。又先の『後漢書』列傳四劉復傳に「復子駒騮及從兄平望侯毅竝有才學。永寧中鄧太后召毅及駒騮入東觀、與謁者僕射劉珍著中興以下名臣列傳」と續く。『後漢書』列傳四十九張衡傳には「永初中謁者僕射劉珍・校書郎劉駒騮等著作東觀、撰集漢記、因定漢家禮儀」と有る。○伏無忌・黃景・崔寔等共撰漢記。又自采集古今、刪著事要、號曰伏侯注」と有る。○邊韶・崔寔……『後漢書』列傳四十二崔寔傳に「召拜議郎、遷大將軍冀司馬、與邊韶・延篤等著作東觀」と有り、『後漢書』列傳五十四延篤傳に「桓帝以博士徵、拜議郎、與朱穆・邊韶共著作東觀」と有る。○馬日磾・蔡邕……『後漢書』列傳卷五十蔡邕傳に「邕前在東觀、與盧植・韓說等撰補後漢記」と有り、『後漢書』列傳五十四盧植傳に「歲餘、復徵拜議郎、與諫議大夫馬日磾・議郎蔡邕・楊彪・韓說等竝在東觀、校中書五經記傳、補續漢記」と有る。又『後漢書』列傳四十四楊彪傳に「熹平中以博習舊聞、公車徵拜議郎、遷侍中京兆尹」と有り、李賢は「華嶠書曰

與馬日碑・盧植・蔡邕等著作東觀」と註している。○謝承

吳・會稽の人。『三國志』卷五十に「吳主權謝夫人・會稽山陰人也。父嬰・漢尚書郎・徐令。權母吳・爲權聘以爲妃、愛幸有寵。後權納姑孫徐氏、欲令謝下之、謝不肯、由是失志、早卒。後十餘年、弟承拜五官郎中、稍遷長沙東部都尉・武陵太守、撰後漢書百餘卷」と有る。○薛瑩・沛郡竹邑の人、字は道言。吳の光祿勳に至り、晩年は晉に仕えて散騎常侍となつた。『三國志』卷五十三に傳有り。○司馬彪・河内溫縣の人、字は紹統。『晉書』卷八十二に傳有り、そこに「彪乃討論衆書、綴其所聞、起于世祖、終于孝獻、編年二百、錄世十二、通綜上下、旁貫庶事、爲紀・志・傳凡八十篇、號曰續漢書」と有る。○華嶠・平原高唐の人、字は叔駿。『晉書』卷四十四に「初嶠以漢紀煩穢、慨然有改作之意。會爲臺郎、典官制事、由是得。徧觀祕籍、遂就其緒。起于光武、終于孝獻一百九十五年、爲帝紀十二卷、皇后紀二卷、十典十卷、傳七十卷及三譜、序傳、目錄、凡九十七卷。嶠以皇后配天作合、前史作外戚傳以繼末編、非其義也。故易爲皇后紀。以次帝紀。又改志爲典、以有堯典故也。而改名漢後書奏之」と有る。○謝沈・晉・會稽山陰の人、字は行思。『晉書』卷八十二に傳有り、そこに「何充・

庾冰竝稱沈有史才、遷著作郎、撰晉書三十餘卷。會卒、時

年五十二。沈先著後漢書百卷及毛詩・漢書外傳、所著述及詩賦文論皆行於世」と有る。○袁宏・晉・陳郡陽夏の人、字は彥伯。『晉書』卷九十二に傳有り。○宏自ら采る……

『後漢紀』の序に「豫嘗讀後漢書、煩穢雜亂、睡而不能竟

也。聊以暇日、撰集爲後漢紀。所掇會漢紀・謝承書・司馬彪書・華嶠書・謝忱書・漢山陽公記・漢靈獻起居注・漢名臣奏、旁及諸郡耆舊先賢傳凡數百卷」と有る。○山陽公記・『隋書』卷三十二に「山陽公戴記十卷樂資撰」と有る。○靈獻の起居・『隋書』卷三十三に「漢獻帝起居注五卷」と有り、また「今之存者、有漢獻帝及晉代已來起居注、皆近侍之臣所錄」と有る。○傳論皆精意……『宋書』卷六十九范曄傳に「吾雜傳論皆有精意深旨、既有裁味、故約其詞句。至於循吏以下及六夷諸序論、筆勢縱放、實天下之奇作」と有る。○鄭興・河南開封の人、字は少贛。古學を好み、尤も『左氏傳』『周官』に詳しく、歷數に長じていた。官は太中大夫にまでなるが後に職を辭し閔鄉で教授した。『後漢書』列傳二十六に傳有り。○賈逵・扶風平陵の人、字は景伯。弱冠にして『左傳』を學び、五經の本文を誦した。官は侍中となる。『後漢書』列傳二十六に傳有り。○卓茂・

南陽宛の人、字は子康。光武帝は即位して卓茂を訪ね拜して太傅と爲し、褒徳侯に封じた。『後漢書』列傳十五に傳有り。○魯恭—扶風平陵の人、字は仲康。官は中牟の宰となり、後に司徒となる。『後漢書』列傳十五に傳有り。○郭伋—扶風茂陵の人、字は細侯。建武中に潁川太守より并州の牧となる。太中大夫となつて卒す。『後漢書』列傳二十一に傳有り。○杜詩—河南汲の人、字は君公。建武の初、三遷して侍御史となる。暴横の將軍蕭廣を殺し、楊異等の賊を降誅した。ついで汝南都尉、南陽太守を歴任した。『後漢書』列傳二十一に傳有り。○張湛—扶風平陵の人、字は子孝。官は光祿勳に拜せられ、太子太傅となる。『後漢書』列傳十七に傳有り。○廉范—京兆杜陵の人、字は叔度。初め薛漢に事える。薛漢が楚王の事に坐して誅せられるや、獨り往き之を收斂した。後雲中太守となり、蜀郡太守に遷る。『後漢書』列傳二十一に傳有り。○黃霸—淮陽夏の人、字は次公。宣帝五鳳三年に丞相となり、丞相であること五年にして薨じた。○朱邑—廬江舒の人、字は仲卿。桐鄉の吏となりその民に敬愛された。尋いで賢良に舉げられ、北海太守となり、後に大司農に至る。○孔休—南陽の人、字は子泉。哀帝のとき信都令をつかさどるも王莽

が權を秉ると官を去り家に歸る。王莽は篡奪して後に、國師となるのを請うたが、しかし孔休は門を閉ざして自絶した。○劉宣—南陽の人、字は子高。安衆侯崇の從弟。王莽が漢を篡奪するのを知り、經書を抱いて林藪に隠避し、建武初に出で、光武帝は安衆侯に封じた。○陽球—漁陽泉州の人、字は方正。官は高唐令・九江太守・司隸校尉となるも、張讓・曹節等に誣されて誅された。『後漢書』列傳六十七に傳有り。○楊厚—廣漢新都の人、字は仲桓。災異圖識に詳しい。『後漢書』列傳二十上に傳有り。○光武は起兵……『後漢書』紀一上に「十月與李通從弟軼等起於宛、時年二十八」と有る。○六十二歲—『後漢書』紀一下に「二月戊戌帝崩於南宮前殿、年六十二」と有る。○中常侍張防：『後漢書』列傳四十八虞詡列傳に「時中常侍張防特用權勢、執詔請託受取、屢輒案之、而屢復不報。詡不勝其憤乃自繫廷尉、奏言曰昔孝安皇帝任用樊豐、遂交亂嫡統、幾」社稷。今者張防復弄威柄、國家之禍將重至矣。臣不忍與防同朝、謹自繫以聞、無令臣襲楊震之跡。書奏、防流涕訴帝、詡坐論輸左校。防必欲害之、二日之中、傳考四獄。獄吏勸詡自引、詡曰寧伏歐刀以示遠近。宦者孫程・張賢等知詡以忠獲罪、乃相率奏乞見。程曰陛下始與臣等造事之時、

常疾姦臣、知其傾國。今者卽位而復自爲、何以非先帝乎。

一縣巨患、允討捕殺之」と有る。

司隸校尉虞詡爲陛下盡忠、而更被拘繫、常侍張防臧罪明正、

反構忠良。今客星守羽林、其占宮中有姦臣。宜急收防送獄、

以塞天變、下詔出詡、還假印綬。時防立在帝後程乃叱防曰

姦臣張防何不下殿。防不得已趨就東箱」と有る。○陳蕃

豫章……『後漢書』列傳四十三徐穉傳に「時陳蕃爲太守、

以禮請署功曹、穉不免之、旣謁而退。蕃在郡不接賓客、唯

穉來特設一榻、去則縣之」と有る。○蕃 樂安太……『後

漢書』列傳五十六陳蕃傳に「太尉李固表薦、徵拜議郎、再

遷爲樂安太守。時李膺爲青州刺史、名有威政、屬城聞風、

皆自引去、蕃獨以清績留。郡人周璆、高絜之士。前後郡守

招命莫肯至、唯蕃能致焉。字而不名、特爲置一榻、去則縣

之」と有る。○小黃門の晉……『後漢書』列傳五十六陳蕃

傳に「時小黃門趙津・南陽大猾張汜等、奉事中官、乘輿犯

法、二郡太守劉瓊・成瑨考案其罪雖經赦令、而竝竟考殺之」

と有る。○王允—太原祁の人、字は子師。董卓に篡逆の兆

し有るを見て董卓の武將呂布と密謀して董卓を殺した。し

かし董卓の武將李傕・郭汜に殺された。『後漢書』列傳五

十六に傳有り。○允 郡吏と……『後漢書』列傳五十六王

允傳に「年十九、爲郡吏。時小黃門晉陽趙津貪橫放恣、爲

【現代語譯】

後漢書の撰述家は最も多い。そうしたわけで范蔚宗は撰者になり易かった。はじめに班固・陳宗・尹敏・孟冀が世祖本紀及び光武の時の功臣の列傳をつくった。後に劉珍・李尤がいて建武以後から永初の間に至るまでの紀傳を雜作した。伏無忌・黃景がまた命を奉じて諸王・王子・恩澤侯・單于・西羌・地理志を作った。邊韶・崔寔・朱穆・曹壽がまた皇后・外戚傳・百官表及び順帝の功臣の傳を作つて百十四篇とし、號して『漢紀』といった。熹平中馬日碑・蔡邕・楊彪・盧植が續けて『東觀漢紀』をつくった。吳の武陵太守謝承が『後漢書』百三十卷を作り、晉の散騎常侍薛瑩が『後漢紀』百卷を作つた。泰始中秘書丞司馬彪が始まて衆說を取つて光武にはじまり孝獻に至るまで『續漢書』を作つた。散騎常侍華嶠は『東觀漢紀』を刪定して『漢後書』九十七篇をつくつた。祠部郎謝沈は『後漢書』百二十二卷を作り、秘書監袁宏は『後漢紀』三十卷を作つた。袁宏がみずから採擇した書籍を述べるには、謝承・司馬彪・華嶠・謝沈の書以外にも、さらに漢の山陽公記、漢の靈帝・

獻帝の起居注、漢の名臣の奏及び諸郡、先賢傳等の書がある。このように、後漢の紀載は數十種類を下らず、成書は既に多く、採擇はおのずから容易で、あわせて司馬遷・班固が（正史の）成式をなしたのでますます斟酌して至當を求めることができた。（范蔚宗の『後漢書』は）外戚傳を改めて皇后紀とし、外戚の事は之に附して又文苑・方術・烈女・宦者の諸傳を増したのは、皆前史の及ばなかつた所で、實に史家の缺くことの出來ないところである。その自負に、「傳論には皆繁意深旨が有り、循吏以下六夷序論に及ぶまで寔に天下の奇作である」と謂う。そうはいっても其の編輯もまた未だ當つていらないところが多い。鄭康成のような人は一代の大儒家であり、鄭興・賈逵もまた經學にくわしい。しかし（ともに）儒林傳に入つていない。（それでも）鄭興・賈逵は朝廷に仕へて記載すべき事蹟があるのだからこれを列傳に入れることはよい。（しかし）鄭康成はしばしば徵されても仕えなかつたのだから、これを儒林傳に入れずに編集して列傳としたのはよいのだろうか。卓茂・魯恭・郭伋・杜詩・張湛・廉范はみんな吏績であらわれたのに、これを循吏傳に入れていないのは、おそらく其の官職を以てしても、能吏として人生を全うしなかつた

からであろう。しかしながら『漢書』循吏傳で黃霸は嘗て丞相とならなかつただろうか。朱邑は嘗て大司農とならなかつただろうか。陽球は上奏して宦官の王甫等を誅した。（陽球は）剛正嫉惡で權勢を避けなかつたのだから、おのずから當然李固・杜喬等と傳を同じくすべなのに、しかしその之を酷吏傳に列するはよいのだろうか。既に逸民傳があつた。（しかし）孔休・劉宣の諸人は王莽を避けて仕えず、死ぬまで逃げ隠れたのに、どうして逸民傳に入れないので僅かに卓茂傳の末に付屬させたのだろうか。既に方術傳が有つた。しかし楊厚傳は篇を通じて皆其の占驗について詳しかつたことをのべており、又どうしてこれを方術傳に入れないとどううか。光武帝は起兵のときの年齢が二十八で、明年は更始元年、又明年は更始二年、又明年に光武帝は始めて帝位に即いた。このときの年齢は三十一で、在位は凡てで三十三年間なのだから光武帝はおそらくこの時六十三歳であるはずなのに、本紀はとりもなさず「六十二歳」というのは誤りである。虞詡傳に「中常侍の張防がほしいままに威柄を弄び、虞詡が劾奏したが、しかし反て誣告されて、獄に下され拷掠された。宦者の孫程・張賢は虞詡が無罪であることを知り、そこで上奏して其の免罪を申しあげた。

このとき張防は帝の後ろに居り、孫程は叱して『奸臣である張防がどうして殿をおりないのだ』といった」とあるのだから孫程は宦官の賢なる者である。此の事は今に至るまで心が引き締まるほどに生氣があるのに、程は既に別に傳があり、此の事がどうして本傳中に載らないで、反て虞詡傳に詳細であるのか。徐穉傳に「陳蕃が豫章守となつて、徐穉に功曹になつてもらうことを請うた。以後陳蕃は太守であつても賓客を接待せず、惟だ徐穉が來ときだけ特別に一榻を設け、去つたらならばこれを立てかけた」という。陳蕃傳の場合は「陳蕃が樂安太守となり、郡の人の周璆は高士で（陳蕃の）前後の郡守は皆彼を招きよせることが出来なかつた。惟だ陳蕃だけが招きよせることが出来た。特別に一榻を置き、去つたらならばこれを立てかけた」という。

【原文】

しかし陳蕃が豫章に太守だった時のことの叙述しながらも、ほとんど徐穉の事に及ばないのはどうしてだろうか。又陳蕃傳に「小黃門の晉陽の趙津が勢いに乗じて法を犯し、太原太守の劉瓊が勘案してその罪によつて之を死刑にした」というのは劉瓊の事である。しかし王允傳に「王允が郡吏となり、晉陽の趙津が放恣で一郡の悪いだったので、王允は討ち捕り之を殺した」というのは又王允の事である。思

うに、是の時劉瓊は郡守となり、王允は郡吏となつていた。二人で此の事を成したのに、傳は之を略言しなかつたのでとうとう別々の事のようになつてしまつた。又十志は劉昭が司馬彪の作ったものを取つて『後漢書』を補なつたのであり、百官志及び輿服志を増したのはただしのことである。（しかし）刑法志・藝文志も亦た史書の當然載せるべき所の者であるのに、志をつくらなかつたならば東漢の刑名及び諸人の著述はどのようにして考えることができようか。此れもまた補注する者の過失である。

（齋藤 昭敏）

21 後漢書一

史遷於各紀傳後有太史公論斷一段班書倣之亦於各紀傳後作贊是班之贊即遷之論也乃范書論之後又有贊贊之體用四字韵語自謂體大思精無一字虛設以示獨闢實則仍倣史記漢書末卷之敘述而分散於各紀傳之下以滅其踵襲之迹耳不知史漢之敘述篇各有引詞所以自明作書之本意云爲此事作某本紀爲此事作某年表爲此事作某世家列傳班書因之又謙而改作爲述亦所

以明作某紀某傳之意故論贊之外以此系之於卷末不嫌複也。范書之贊則非爲此但於既論之後又將論詞排比作韵語耳。豈不辭費乎？

【書き下し】

後漢書二

史遷は各紀傳の後に於て、太史公の論斷の一段を有す。班書は之に倣ひ、亦た各紀傳の後に於て贊を作る。是れ班の贊は即ち遷の論なり。乃るに范書は論の後に又贊有り。贊の體は四字の韵語を用ひ、自ら「^{*}體は大にして思は精、一字も虚しく設くる無し」と謂ひて、以て獨闢を示すも、實

は則ち仍ほ史記・漢書の末巻の敘述に倣ひて各紀傳の下に分散して、以て其の踵襲の迹を滅するのみ。知らず、史・漢の敘述には篇ごとに各々引詞有り、自ら作書の本意を明らかにする所以なるを。此の事の爲に某本紀を作り、此の事の爲に某年表を作り、此の事の爲に某世家・列傳を作るト云へり。班書は之に因り、又謙りて改作して述と爲す。亦た某紀・某傳を作るの意を明らかにする所以なり。故に論・贊の外、此の系の巻末に於てするを以てするも複を嫌はざるなり。范書の贊は則ち此が爲に非ず。但だ既論の後

【語注】

○體は大：—『宋書』卷六十九范曄傳に「曄獄中與諸甥姪書以自序曰：贊自是吾文之傑思、殆無一字空設、奇變不窮、同合異體、乃自不知所以稱之。此書行、故應有賞音者。紀傳例爲舉其大略耳。諸細意甚多。自古體大而思精、未有此也」と有る。

【現代語譯】

『史記』は各紀傳の末に、太史公の論斷の一段を設けている。『漢書』はこれにならつて、また各紀傳の末に贊を設けている。これは班固の贊はつまり司馬遷の論である。そうであるのに『後漢書』は論の後にさらにまた贊がある。(この) 贊の體は四字の韵語を使い、自ら「(贊の) 體は大であり思は精密であり、一字たりとも無駄に置くことはない」と言つて、獨自の創見を示しているが、實はすなわちなお『史記』・『漢書』の末巻の敘述にならつて(それを)各紀傳の下に分散し、それでその踏襲の形迹を消している

に於てし、又論詞を將て排比して韵語を作すのみ。豈に辭の費ならずや。

だけである。『史記』・『漢書』の敍述には各篇に導引の言葉があり、自身で作書の本意を明らかにする所以としているのを知らないのである。この事の爲に某本紀を作り、この事の爲に某年表を作り、この事の爲に某世家・列傳を作

ると言っている。『漢書』はこれに因り、また『史記』に

對して) へりくだつて(「論」という名稱を) 改めて「述」としている。これもまた某紀・某傳を作った意圖を明らかにする所以である。だから論や贊の外に、これらのようなものを卷末に載せたとしても、重複を厭わないものである。『後漢書』の贊はとりもなおさずこのような目的のものではない。ただ既論の後に置き、さらにまた論の言葉を順序よく並べて韵語を作っただけである。なんとまあ言葉の無駄遣いではあるまい。

(桑瀬 明子)

【語注】

○唐の章懷……『舊唐書』卷八十六高宗中宗諸子、章懷太子賢傳に「賢又招集當時學者太子左庶子張大安、洗馬劉訥言、洛州司戶格希元、學士許叔牙・成玄一・史藏諸・周寶寧等、注范曄後漢書、表上之、賜物三萬段、仍以其書付祕成元一史藏諸周寶寧等共成之見唐書章懷太子傳按梁時有王

規嘗輯後漢衆家異同註續後漢書二百卷又劉昉集後漢同異註後漢書一百八十卷吳均又註後漢書九十卷則唐以前註此書者已多章懷註蓋又本諸書也

【書き下し】

後漢書註は、乃ち唐の章懷太子賢諸儒の張太安・劉訥言・格希元・許叔牙・成元一・史藏諸・周寶寧等を集め、共に之を成す。唐書の章懷太子傳を見るに、按するに梁の時王規嘗て後漢の衆家の異同を輯めて續後漢書二百卷に註し、又劉昉 後漢の同異を集めて後漢書一百八十卷に註し、吳均 又後漢書九十卷を註すること有れば、則ち唐以前に此の書に註する者已に多し。章懷の註は蓋し又諸書に本づくなり。

【原文】

22 後漢書註

後漢書註乃唐章懷太子賢集諸儒張太安劉訥言格希元許叔牙
寧等、注范曄後漢書、表上之、賜物三萬段、仍以其書付祕
成元一史藏諸周寶寧等共成之見唐書章懷太子傳按梁時有王

閣」と有る。

【現代語譯】

『後漢書』の註は、唐の章懷太子賢が諸儒の張太安・劉訥・言・格希元・許叔牙・成元一・史藏諸・周寶寧等を集めて、共に作ったものである。『唐書』の章懷太子傳を見てみると、梁の時、王規がかつて『後漢（書）』の多くの著書の異同を集めて『續後漢書』二百卷に註をつけ、また劉昉が後漢の同異を集めて『後漢書』一百八十卷に註をつけ、また吳均が『後漢書』九十卷に註をつけたという事例を考えてみると、つまり唐以前から『後漢書』に註をつける人が已に多くいたのである。章懷太子の註釋はおそらくこれらの諸書に基づいているに違いない。

（河井 義樹）